

# 家庭用火災総合保険 ●ご契約のしおり●

家庭用火災総合保険普通保険約款・  
地震保険普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、家庭用火災総合保険普通保険約款、地震保険普通保険約款および特約について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 特約の右の□内の表示文言は、保険証券上に表示する略称を表します。この「ご契約のしおり」に略称が表示されている特約は、保険証券の特約欄に略称の表示がある場合にセットされます。なお、略称表示のない特約は、ご契約の内容に応じて自動的にセットされます。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

**富士火災海上保険株式会社**

本社 〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

**【保険に関するご質問・ご相談・苦情・ご連絡窓口】**

電話番号はおかけ間違いのないように

保険のご質問・ご相談は…

**富士火災 お客さまセンター**

**0120-228-386**

\*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後6:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00

事故の受付・ご相談は…

**富士火災 セイフティ24コンタクトセンター**

**0120-220-557**

\*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

**富士火災 お客さまの声室**

**0120-246-145**

\*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日
午前9:00～午後7:00
●土日祝
午前9:00～午後5:00 (年末年始を除きます)

保険会社との間で問題を解決できないときは…

(社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。  
斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

**0120-107-808**

\*携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)

●平日
午前9:00～午後6:00

# ◆ 目 次 ◆

## 家庭用火災総合保険のご案内

### 《家庭用火災総合保険の概要》

I. 商品の仕組みおよび引受条件等	1 頁
1. 商品の仕組み	
2. 保険金をお支払いする主な場合	
3. 主な特約とその概要	
4. 建物の構造級別の判定方法	
II. 満期返れい金・契約者配当金	2 頁
III. 解約返れい金の有無	2 頁

### 《地震保険の概要》

I. 商品の仕組み	3 頁
II. 保険金をお支払いする主な場合	3 頁
III. 保険金をお支払いできない主な場合	3 頁
IV. セットでご契約いただく家庭用火災総合保険が1年を超える場合	3 頁
V. 引受条件（保険金額等）	3 頁

### 《ご注意いただきたい事項のご説明》

I. 告知義務・通知義務等	4 頁
1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）等	
2. 通知義務（ご契約後にご通知いただく義務）等	
II. 重大事由による解除	4 頁
III. 無効・取消し・失効	4 頁
IV. 保険責任開始時期	4 頁
V. 保険金をお支払いできない主な場合	4 頁
VI. 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い	5 頁
VII. 解約と解約返れい金	5 頁
VIII. 保険会社破綻時等の取扱い	5 頁
IX. 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと	5 頁
1. 事故の発生	
2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い	
3. 保険金の請求時に必要となる書類等	
4. 保険金をお支払いする時期	
5. 保険金の代理人請求	
6. 保険金の請求権の時効	
7. 損害賠償請求権者の先取特権	
X. 保険金支払後の保険契約	6 頁

### 《ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料（例）》

1. 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いいただいた場合または長期年払の場合	7 頁
2. 長期一括払の場合	7 頁
【ご注意】月々保険料をお支払いいただく払込方法でご契約の場合	8 頁

### 《参考：東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成22年4月1日現在）》

## 普通保険約款・特約

家庭用火災総合保険普通保険約款	10 頁
第1章 用語の定義条項	
第2章 補償条項	
第3章 基本条項	
地震保険普通保険約款	16 頁
第1章 用語の定義条項	
第2章 補償条項	
第3章 基本条項	
特約	20 頁

<家庭用火災総合保険にのみ適用する特約>

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
代位求償権不行使特約	— ※賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	20
植物特約	— ※植物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	20
動物特約	— ※植物を保険の対象とする場合に自動的に適用されます。	20
庭木修復費用特約	庭木修復費用	20
共用部分修理費用特約	共用部分修理費用	20
水濡れ原因調査費用特約	水濡れ原因調査費用	20
建てなおし費用特約	建てなおし費用	21
建物付属機械設備等電気の機械の事故補償特約	付属設備電気・機械事故補償	21
類焼補償特約	類焼	21
総合修理費用特約	総合修理費用	23
法律相談費用および弁護士費用等特約	法律相談・弁護士費用	24
マンション専有部分特約	マンション専有	26
併用住宅特約	併用住宅	26
修理付帯費用特約	修理付帯費用	26
家賃損害補償特約	家賃損害補償	26
抵当権者特約	抵当権者（主契約）	27
明記物件自動補償特約	明記物件自動補償	27
敷地内設置物特約	敷地内設置物	28
持ち出し家財特約	持ち出し家財	28
罹災時諸費用支払限度額増額特約（300万円）	罹災時諸費用増額（300万円）	29
罹災時諸費用支払割合変更特約（10%）	罹災時諸費用支払割合変更（10%）	29
風ひょう雪災損害 20万円以上発生時損害額補償特約	風ひょう雪災 20万円以上発生時損害額補償	29
個人賠償責任特約	個人賠償	30
総合借家人賠償責任特約	総合借家人賠償	31
賠償事故解決特約（家庭用火災総合保険用）	賠償事故解決	32
個人賠償責任包括特約	個人賠償包括	33
建物賠償責任特約	建物賠償	35
エレベーター・エスカレーター賠償責任特約	エレベーター・エスカレーター賠償	36
火災・落雷・破裂・爆発限定特約	火災・落雷・破裂・爆発限定	36
火災・落雷・破裂・爆発限定罹災時諸費用特約	火災・落雷・破裂・爆発罹災時諸費用	36
火災・落雷・破裂・爆発および風ひょう雪災限定特約	火災・落雷・破裂・爆発、風ひょう雪災限定	36
水災対象外特約	水災対象外	36
地震火災費用対象外特約	地震火災費用対象外	36

罹災時諸費用対象外特約	罹災時諸費用対象外	36
家財損害罹災時諸費用対象外特約	家財罹災時諸費用対象外	37
不測かつ突発的な事故対象外特約	不測かつ突発的な事故対象外	37
保険金額調整等特約	保険金額調整等	37
長期保険保険料一括払特約（家庭用火災総合保険用）	長期一括払	37
長期保険保険料年払特約（家庭用火災総合用）	長期年払	37
	—	
積立型基本特約	※積立未来住まいの（積立型基本特約付家庭用火災総合保険）をご契約の場合に自動的に適用されます。	38
	—	
地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約	※積立未来住まいの（積立型基本特約付家庭用火災総合保険）に地震保険がセットされた場合に自動的に適用されます。	40

#### ＜地震保険にのみ適用する特約＞

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
積立型追加特約（地震保険用）	— ※積立未来住まいの（積立型基本特約付家庭用火災総合保険）に地震保険がセットされた場合に自動的に適用されます。	40
抵当権者特約（地震保険用）	抵当権者（地震）	42
長期保険保険料払込特約（地震保険用）	地震長期	42
自動継続特約（地震保険用）	地震自動継続	43
保険契約継続特約（団体扱契約用）	団体扱自動継続（地震）	43
保険契約継続特約（集団扱契約用）	集団扱自動継続（地震）	43
保険契約継続特約（金融機関集団扱契約用）	— ※金融機関集団扱特約と地震保険がセットされた契約で、地震保険の保険期間が家庭用火災総合保険の保険期間より短い場合に自動的に適用されます。	43
保険契約継続特約（住宅ローン利用者集団扱契約用）	— ※住宅ローン利用者集団扱特約と地震保険がセットされた契約で、地震保険の保険期間が家庭用火災総合保険の保険期間より短い場合に自動的に適用されます。	44

#### ＜家庭用火災総合保険および地震保険に適用する特約＞

保険証券の特約欄に以下の証券表示名称が記載されている場合は、その特約が適用されます。

特約名称	証券表示名称	掲載頁
先物契約特約	— ※申込日が保険始期日より前の場合に自動的に適用されます。	44
共同保険特約	共同	44
団体扱特約（一般A）	団体扱（一般A）	44
団体扱特約（一般B）	団体扱（一般B）	45
団体扱特約（一般C）	団体扱（一般C）	46
団体扱特約	団体扱	47
団体扱特約（口座振替方式）	団体扱（口振）	48
追加保険料特約（団体扱用）	— ※団体扱に関する特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	49

集団扱特約	集団扱	49
追加保険料特約（集団扱用）	— ※集団扱特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	50
金融機関集団扱特約	金融機関集団扱	50
追加保険料特約（金融機関集団扱用）	— ※金融機関集団扱特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	51
住宅ローン利用者集団扱特約	住宅ローン利用者集団扱	51
追加保険料特約（住宅ローン利用者集団扱用）	— ※住宅ローン利用者集団扱特約に基づき、集金者が追加保険料を集金する場合に自動的に適用されます。	52
クレジットカード払特約	クレジットカード払	52
初回保険料口座振替特約	初回口振	53
保険料分割払特約（一般）	分割払	53
保険料払込猶予特約	— ※巻末に記載の特定の要件を満たす場合に自動的に適用されます。	53
保険責任期間延長特約		53
保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）		54

# 家庭用火災総合保険のご案内

## 主な用語のご説明

用語	ご説明
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに必要な金額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所とこの場所に連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者を除きます。
用語	ご説明
評価額	保険契約締結時に、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
明記物件	申込書に明記することにより保険証券に表示されている場合に限り、保険の対象に含まれるものといいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

事故の種類	お支払いする損害保険金の額 (注 1)	免責金額 (注 1)	支払限度額 (1回の事故につき)
① 火災、落雷、破裂または爆発			
② 風災、雹(ひょう)災、雪災			
③ 水災(再調達価額の30%以上の損害または床上浸水の場合に限ります。)			
④ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊			
⑤ 給排水設備に生じた事故に伴う水濡れまたは被保険者以外の者が占有している戸室で生じた事故に伴う水濡れ。ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。	損害額 - 免責金額	0円	保険金額
⑥ 騒擾(じょう)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為			
⑦ 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損	損害額 - 免責金額	0円	保険金額 (注 2)
⑧ ①～⑦および⑨以外の不測かつ突然的な事故	損害額 - 免責金額	3万円	(注 3)
⑨ 家財を保険の対象とした場合の建物内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難	損害額	-	(注 4)

- (注 1) ①～⑧の事故について、一律5万円にすることができます。  
 (注 2) 保険の対象が家財である場合で、明記物件である宝石・貴金属等については、1個または1組ごとに100万円が限度になります。  
 (注 3) 保険の対象が建物である場合は、保険金額が限度になります。家財である場合は、保険の対象ごとに50万円が限度になります。  
 (注 4) 通貨または乗車券等の盗難の場合は、1敷地内ごとに20万円が限度になります。預貯金証書の盗難の場合は1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度になります。

(2) 主な費用保険金  
 損害保険金とは別にお支払いする主な費用保険金は次のとおりです。なお、セットする特約によってはお支払いできない費用保険金があります。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

費用保険金の種類	費用保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額	支払限度額 (1回の事故につき)
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により一定の損害が発生した場合	保険金額×5%	1敷地内ごとに300万円
罹災時諸費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30%	1敷地内ごとに100万円 (注 1)
残存物取片づけ費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で損害保険金が支払われる場合	焼け跡の整理・清掃費用やリサイクル費用などの実際に負担した費用	損害保険金の10%
特別費用保険金	前記(1)の①～⑧の事故で保険金額の80%を超える損害保険金を支払った場合	損害保険金×10%	1敷地内ごとに200万円
損害防止費用	前記(1)の①の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用	実費(注 2)	-

## 《家庭用火災総合保険の概要》

### I 商品の仕組みおよび引受条件等

#### 1. 商品の仕組み

- (1) 火災をはじめとする様々な偶然な事故により、住居に使用される建物(事業等に併用される住宅を含みます。)またはその収容家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
- (2) 保険金は保険金額を限度に、新価(再調達価額)基準にもとづく実際の損害額をお支払いします。ただし、損害の内容によっては、お支払いする保険金に限度額や免責金額があります。
- (3) 家庭用火災総合保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。これらの損害を補償するには、別途「地震保険」をご契約ください。地震保険については、後記「地震保険の概要」をお読みください。
- (4) 保険の対象が建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財の損害を補償するためには、建物とは別に家財の保険金額を設定してご契約いただく必要があります。
- (5) 積立型基本特約をセットした場合は、保険期間の満了時に、満期返り金をお支払いします。

#### 2. 保険金をお支払いする主な場合

##### (1) 損害保険金

損害保険金をお支払いする場合は次のとおりです。なお、セットする特約によっては損害保険金をお支払いできない事故があります。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

### を支出した場合

- (注1) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が事業等に併用される住宅である場合は、500万円が限度になります。
- (注2) 消火薬剤等の再取得費用や消火活動により損傷したものの修理費用等に限ります。
- (3) 保険金をお支払いできない主な場合

お支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

①地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけではなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についての損害保険金はお支払いできません。ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。

地震等による損害を補償する「地震保険」をあわせてご契約ください。地震保険については、後記「地震保険の概要」をお読みください。

（※）地震保険の契約をご希望されない場合は、申込書の「地震保険ご確認」欄に署名または押印をお願いします。

②家財を保険の対象とした場合でも、次のものは申込書に明記しないと保険金をお支払いできません。

ア. 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品

イ. 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

#### 「明記物件自動補償特約」について

保険の対象である家財を収容する建物内で、申込書に明記されていない「1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品」に損害保険金をお支払いする事故が発生した場合、これらのものを保険の対象とみなして、1個または1組ごとに30万円を限度に損害保険金（注）をお支払いします。なお、この特約は、家財を保険の対象とした場合に自動的にセッタれます。

（注）1回の事故につき保険金額または100万円（不測かつ突発的な事故の場合は50万円）のいずれか低い額が限度になります。

③次のものは、保険の対象とすることはできません。

ア. 自動車（注1）

イ. 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等（注2）その他これらに類するもの（注3）

（注1）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

（注2）鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、宿泊券、観光券および旅行券等です。ただし、定期券を除きます。

（注3）家財を保険の対象とした場合は、建物内における「通貨、乗車券等、預貯金証書」の盗難に限り、損害保険金をお支払いします。

### 3. 主な特約とその概要

主な特約とその概要は次のとおりです。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

特約の名称	概要
個人賠償責任特約	被保険者が日常生活において他人を死傷させたり、他人のものに損害を与えたりした結果、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。なお、この特約で補償する損害賠償の請求を受けた場合には、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を弊社で行う「賠償事故解決特約」が自動的にセッタれます。ただし、日本国内において生じた賠償事故に限りません。
類焼補償特約	建物または家財から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅に損害が生じた場合に、損害を受けた住宅の所有者に保険金をお支払いする特約です。
法律相談費用および弁護士	偶然な事故により、被保険者が被った身体の障害、住宅・家財の損害による被害が生じた場合において、被保険者が被害につ

### 費用等特約

いて法律相談を行った場合の費用や、損害賠償請求時に負担する弁護士費用に対して、保険金をお支払いする特約です。

### 4. 建物の構造級別の判定方法

保険の対象となる建物または保険の対象を収容する建物の構造級別は、柱の種類のみで判定します。ただし、法令上の耐火性能が資料の提出により確認できる場合は、その耐火性能区分によって判定します。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

（※）2010年1月以降保険始期契約より、構造区分の判定方法を変更しました。

＜従来＞

柱・外壁・屋根などの材質

＜2010年1月1日以降保険始期契約より＞

柱の種類（木造・鉄骨造・コンクリート造など）のみで判定します。

→ ただし、法令上の耐火性能が資料の提出により確認できる場合は、その種類によって判定します。

### II 満期返れい金・契約者配当金

①積立型基本特約がセットされていない契約の場合

満期返れい金・契約者配当金はありません。

②積立型基本特約がセットされた契約の場合

保険期間が満了し保険料全額のお支払いが終了している場合は、所定の満期返れい金をお支払いします。また、お支払いいただいた積立部分の保険料が予定の利回りを超えて運用された場合は、満期時に満期返れい金に加えて契約者配当金をお支払いします。お支払いする契約者配当金の額は保険期間および保険料の払込方法によって異なります。なお、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えた場合には、契約者配当金はお支払いしません。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

（注）損害保険金（建物内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難の場合を除きます。）のお支払額が1回の事故で保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。）の80%を超えた場合は、ご契約はその保険金支払の原因となった損害発生時に終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。この場合、一時払のご契約については所定の方法で計算した返れい金をお支払いします。

### III 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

# 《地震保険の概要》

## I 商品の仕組み

- (1) 家庭用火災総合保険にセットしてご契約いただく必要があります（地震保険を単独で契約することはできません。）。
- (2) セットでご契約いただく家庭用火災総合保険が保険期間の中途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。
- (3) 家庭用火災総合保険の保険期間の中途中でも地震保険をご契約いただくことができます。

## II 保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な場合は次のとおりです。詳しくは、地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1) 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損の場合	地震保険金額の 100 %（時価が限度）
半損の場合	地震保険金額の 50 %（時価の 50 %が限度）
一部損の場合	地震保険金額の 5 %（時価の 5 %が限度）

上記の損害に至らない場合は、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

- (2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が5兆5,000億円（2008年4月現在）を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{全損、半損または一部損の算出された保険金の額}}{\text{算出された保険金の総額}} \times 5\text{兆 } 5,000\text{ 億円}$$

## III 保険金をお支払いできない主な場合

お支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1) 家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。これらのものを家庭用火災総合保険の保険の対象に含めている場合でも、地震保険では補償の対象になりません。

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手	●自動車
●1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（どう）、彫刻物その他の美術品	
●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 など	

- (2) 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

## IV セットでご契約いただく家庭用火災総合保険が1年を超える場合

セットでご契約いただく家庭用火災総合保険の保険期間が1年を超える長期契約や積立型基本特約をセットした契約の場合の地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動的に継続される方式や、最長5年までの長期契約とする方式があります。

### 【保険期間が自動的に継続する方式についてのご注意】

- ・保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日など所定の期日までにお支払

いください。所定の期日までに保険料のお支払いがない場合は、お支払い前に生じた事故による損害には保険金をお支払いできません。

## V 引受条件（保険金額等）

- (1) 保険の対象は、「居住用建物」または「その収容家財」になります。
- (2) 保険金額は、建物・家財ごとに、セットでご契約いただく家庭用火災総合保険の保険金額の30%～50%の範囲で設定してください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額になります。また、既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が限度額になります。
- (3) 保険料は、保険金額・保険期間・建物の所在地・構造等により決定されます。また、建物の耐震性能に応じた割引制度（建築年割引・耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引）があります。
- (4) 建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造とロ構造の2つに区分されます。
- (5) セットでご契約いただく家庭用火災総合保険に保険料の経過措置が適用される場合には、地震保険にも保険料の経過措置を適用します。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に係る地域（東海地震に係る地震防災対策強化地域）内に所在する建物および家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

# 《ご注意いただきたい事項のご説明》

## I 告知義務・通知義務等

### 1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）等

#### (1) 告知義務

ご契約者または被保険者となる方は、申込書に記載された危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目（告知事項）について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。

告知事項（申込書には黄色の網掛けをしています。保険証券には◎を付けています。）

- ・保険の対象の所在地
- ・建物の用法（住宅・共同住宅・店舗・事務所・工場・倉庫 等）
- ・保険の対象の所有者
- ・建物の面積
- ・建物の柱の種類・耐火性能区分（コンクリート造・鉄骨造・木造・耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物 等）
- ・建物内で行われる職作業の種類
- ・他の保険契約等（注）の有無およびご契約の内容（保険会社・保険種類・満期日・主契約保険金額・地震保険金額）
- （注）この保険契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約をいいます。

#### (2) 告知義務違反

ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失によって、告知事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

#### (3) 評価事項

保険の対象の評価額を決定するために必要な事項を、評価事項といいます。ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失により、評価事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、保険金を削減してお支払いすることができます。

評価事項

- ◎保険の対象が建物の場合…建物の部材（柱・壁・屋根）、建物建築年、建築費 等
- ◎保険の対象が家財の場合…家族構成 等

### 2. 通知義務（ご契約後にご通知いただく義務）等

#### (1) 通知義務

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、告知事項のうち以下の項目（通知事項）に変更が発生した場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまで通知いただく義務（通知義務）があります。

通知事項（申込書および保険証券には★を付けています。）

- ・保険の対象の所在地
- ・建物の用法
- ・建物の柱の種類・耐火性能区分
- ・建物の面積
- ・建物内で行われる職作業の種類

#### (2) 通知義務違反

ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできませんことがあります。

#### (3) 評価額の変更

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、次のいずれかの事実が発生したことにより、保険の対象に対する評価額が増加または減少した場合には、遅滞なく

その旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでお申出ください。ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金を削減してお支払いことがあります。

- ・保険の対象である建物の増築・改築または一部取りこわし

- ・家庭用火災総合保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

#### (4) その他ご通知いただく事項

次の場合は、直ちにその旨を、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでご通知ください。

- ・ご契約時における建物または家財の保険金額を実際の評価額より高く設定していたことに気付いた場合
- ・建物または家財の再調達価額が著しく減少した場合
- ・ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ・被保険者が保険の対象を譲渡する場合

#### (5) 引受範囲外の解除について

次の場合は、保険の対象が家庭用火災総合保険でお引受けできる条件の対象外となるため、保険契約の中途であってもご契約を解除させていただくことがあります。

- ・保険の対象が日本国外に移転した場合

- ・建物が住居として使用されなくなった場合（注）

（注）この場合は、家庭用火災総合保険以外のご契約をおすすめします。

## II 重大事由による解除

ご契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせることを目的として、損害を発生させようしたり、実際に発生させた場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合などについては、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いきれないことがあります。

## III 無効・取消し・失効

#### (1) 無効

ご契約者が、保険金を不法に取得させる目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

#### (2) 取消し

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

#### (3) 失効

保険の対象の全部が滅失した場合または前記Ⅰ. 2. (4) のご通知がなく保険の対象を譲渡された場合は、この保険契約は失効となります。ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。

## IV 保険責任開始時期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書またはセッティングする特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。

(2) 保険料込みに関する「初回保険料口座振替特約」などの特約をセッティングした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

## V 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合は、保険金をお支払いできません。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款・特約および地震保険普通保険約款をご確認ください。

#### (1) 共通

- ①ご契約者や被保険者等の故意・重大な過失または法令違反によって生じた損

## 書

②戦争、外国の武力行使、内乱、暴動、核燃料物質等によって生じた損害  
など

### (2) 家庭用火災総合保険

①地震保険をご契約されない場合で、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害のほか、地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害（ただし、地震等による火災により一定の損害が発生した場合、地震火災費用保険金をお支払いします。）

②「不測かつ突発的な事故」のうち、次の損害

- ・自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害
- ・性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由によって生じた損害
- ・ねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ・不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ・置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害
- ・携帯電話（PHSを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ・携帯式電子機器（ノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳等）およびこれらの付属品について生じた損害
- ・自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品について生じた損害
- ・動物および植物について生じた損害　など

### (3) 地震保険

①地震等が発生した日の翌日から 10 日を経過した後に生じた損害

②保険の対象の紛失・盗難による損害　など

## VI 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

（1）第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日（注）までにお支払いください。払込期日の翌月末日を経過してもなお分割保険料のお支払いがない場合は、次のとおりとなります。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款・特約および地震保険普通保険約款をご確認ください。

（注）口座振替の場合、金融機関所定の振替日（通常は該当月の 26 日）が保険料払込期日となります。

①積立型基本特約がセットされていない契約の場合

払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金を原則としてお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

②積立型基本特約がセットされた契約の場合

ご契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、貸付可能な範囲内でお支払いされなかった保険料に相当する額を自動的にご契約者に貸付け、保険料に充当します。これを保険料の振替貸付といいます。利息は所定の利率で計算し、ご契約が終了となる保険金・満期返りい金などのお支払いの際にこの貸付金がある場合は、その元利合計を差し引いてお支払いします。保険料の振替貸付ができない場合には、保険契約は失効し、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。

（2）分割払の場合で、保険金のお支払いにより保険契約が終了する場合は、次のとおりとなります。

①積立型基本特約がセットされていない契約の場合

お支払いいただいている期間に対応する保険料をご請求させていただきます。

②積立型基本特約がセットされた契約の場合

終了する契約年度（保険期間の初日から起算して 1 年ごとの期間）におけるお支払いいただいている保険料をご請求させていただきます。

## VII 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

## VIII 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金・満期返りい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。家庭用火災総合保険契約（注1）は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象になりますが、全額補償されるものではありません。保険金・満期返りい金および解約返れい金等は原則として下表の割合で補償されます。なお、地震保険契約は全額が補償されます。

詳しくは、弊社ホームページ（<http://www.fujikasai.co.jp/>）をご覧いただけます。取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

（注1）ご契約者が個人・小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が

20 人以下の法人等をいいます。）・マンション管理組合である保険契約（これら以外の保険契約であって、被保険者である個人・小規模法人・マンション管理組合が保険料を実質的に負担している場合のその被保険者部分を含みます。）に限ります。これらの保険契約以外については、損害保険契約者保護機構による保護はありませんので、破綻保険会社の財産状態に応じてしか給付を受けられません。

保険種目	補償部分		積立部分 満期返りい金・解約返れい金等
	保険金	解約返れい金等	
家庭用火災総合保険	100 %（破綻後 3 ヶ月以内の事故）	80 %	80 %
	80 %（破綻後 3 ヶ月経過後の事故）	（注2）	（注2）
地震保険	100 %		—

（注2）予定利率が変更された場合は、満期返りい金・解約返れい金等は 80 % を下回ることがあります。

## IX 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

### 1. 事故の発生

（1）ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ 24 コンタクトセンターまでご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

（2）補償内容が重複する他の保険契約等がある場合は、事故のご連絡の際にお申出ください。（後記2. 参照）

（3）火災などの事故が発生した場合は、損害のあったものの確認が必要となりますので、焼けたものの等を弊社の調査前に処分されないようにしてください。

（4）賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をセットでご契約いただいている場合に、それらの特約で補償する事故が発生したときは、必ず弊社にご相談ください。弊社の承認がないままで、被害者に対して損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできない場合があります。

### 2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

補償内容が重複する他の保険契約等があり、かつそれぞれの支払責任額（注1）の合計額が、この保険契約の支払限度額（注2）を超える場合は、次の算式のとおり保険金をお支払いします。詳しくは、家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。なお、お支払いする保険金の額は、他の保

險契約等の内容により、以下の算式と異なる場合があります。

(1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

$$\text{お支払いする} = \text{この保険契約の支払責任額}$$

保険金の額

(2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

$$\text{お支払いする} = \text{支払限} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金の額 (注 3)} - \text{度額} \quad \text{保険金または共済金の合計額}$$

(注 1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金の額をいいます。

(注 2) 家庭用火災総合保険普通保険約款別表 1 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額) をご確認ください。

(注 3) この保険契約の支払責任額が限度になります。

### 3. 保険金の請求時に必要となる書類等

被保険者には、下記の書類のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 弊社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する事項を含みます。）

※事故日時、発生場所、原因なども記載していただきます。

(2) 保険金請求者であることを証明する書類

書類の例	・委任状 ・印鑑証明書 ・戸籍謄本 ・家族関係の証明書（住民票、健康保険証（写）・運転免許証（写））など
------	---

(3) 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求する場合に必要な書類

①損害等の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書） ・盗難届出受理番号（保険金請求書に記載します）など
------	---

②損害の額等を示す書類

書類の例	・写真（現場および損傷箇所） ・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書、決算書類 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・賃貸借契約書、家賃収入台帳 ・費用の支出を示す書類 など
------	--

③保険の対象であることを証明する書類

書類の例	・建物登記簿謄本 ・固定資産課税台帳写 ・所有権区分に関する確認書、マンション管理規約 ・造作所有権確認書 など
------	--

④この保険契約に質権が設定されている場合に必要な書類

書類の例	・保険金直接支払指図書 ・質権者の保険金請求書 ・保険金支払先確認書 ・質権の債権額現在高確認書 など
------	--

⑤その他の書類

書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書）など
------	--

(4) 損害賠償責任に関する保険金の支払いをご請求するために必要となる書類

①損害賠償事故の発生を示す書類

書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真（現場および損傷箇所）など
------	--

②損害賠償の額を示す書類

書類の例	【対人賠償事故の場合】 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、治療費領収書
------	---

書類の例	・レンタゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・その他の費用の支出を示す書類 など
【対物賠償事故の場合】	
書類の例	・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 など

③その他の書類

書類の例	・家族関係の証明書（住民票、健康保険証（写）、運転免許証（写）） ・被害者を確認するための資料（車検証（写）など） ・権利移転書 ・先取特権に関する書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書）など
------	---

### 4. 保険金をお支払いする時期

弊社は、前記 3. の書類をご提出いただいたからその日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は別に定期的期日までに保険金をお支払いします。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

### 5. 保険金の代理人請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

### 6. 保険金の請求権の時効

保険金請求権については、時効（3年）がありますので、ご注意ください。保険金請求権が発生する時期などの詳細は家庭用火災総合保険普通保険約款および特約をご確認ください。

### 7. 損害賠償請求権者の先取特権

賠償責任を補償する特約の事故にかかる損害賠償請求権者は被保険者の保険金請求権について先取特権を有します。

## X 保険金支払後の保険契約

(1) 家庭用火災総合保険は、損害保険金（建物内における生活用の通貨、乗車券等および預貯金証書の盗難の場合を除きます。）のお支払額が 1 回の事故で保険金額（保険金額が再調達額を超える場合は、再調達額とします。）の 80 % を超えたときは、ご契約はその保険金支払の原因となった損害発生時に終了します。なお、80 % を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

(2) 地震保険は、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いた場合は、ご契約はその保険金支払の原因となった損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

## 《ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料(例)》

ご契約について、内容を変更（以下「契約内容変更」といいます。）したり、解約される場合には、事前に取扱代理店・営業社員までお申出ください。その場合、保険料を返還または請求させていただくことがあります。  
その場合の返還保険料および追加保険料の計算方法の概要は下記のとおりとなります。

### 【ご注意】

保険料のお支払方法を分割払とする特約がセットされている場合や積立型基本特約がセットされている場合など、契約内容変更・解約についてのお取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

#### 1. 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いいただいた場合または長期年払の場合

- 保険料を返還する場合（保険金額を減額する場合の例）

【変更後条件による保険料】<「変更前条件による保険料」となる場合】

$$\left( \begin{array}{c} \text{減額前の} \\ \text{保険金額} \\ \text{に対する} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{減額後の} \\ \text{保険金額} \\ \text{に対する} \\ \text{保険料} \end{array} \right) \times \left( 1 - \begin{array}{c} \text{既経過期} \\ \text{間に対応} \\ \text{する短期} \\ \text{率(※)} \end{array} \right) = \text{返還保険料}$$

- 追加保険料を請求する場合（保険金額を増額する場合の例）

【変更後条件による保険料】>「変更前条件による保険料」となる場合】

$$\left( \begin{array}{c} \text{増額後の保険} \\ \text{金額に対する} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{増額前の保険} \\ \text{金額に対する} \\ \text{保険料} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{未経過期間に} \\ \text{対応する短期} \\ \text{率(※)} \end{array} = \text{追加保険料}$$

- ご契約を解約いただく場合

$$\text{解約時の保険金額} \times \left( 1 - \begin{array}{c} \text{既経過期間に対応} \\ \text{する短期率(※)} \end{array} \right) = \text{返還保険料}$$

(※) 短期率は、既経過期間または未経過期間に応じて、次の係数を適用します。

既経過期間または未経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間または未経過期間	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

※それぞれ、1か月に満たない期間は「1か月」として計算します。

#### 【既経過期間および未経過期間について】

- 「既経過期間」の短期率の算出の仕方

例) 平成 22 年 4 月 1 日から 1 年間のご契約で、平成 22 年 8 月 20 日にご契約を解約した場合

4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	8/20	9/1
1か月	2か月	3か月	4か月	5か月		

1か月に満たない期間は1か月とするため、既経過期間は「5か月」

- 「未経過期間」の短期率の算出の仕方

例) 平成 22 年 4 月 1 日から 1 年のご契約で、平成 23 年 1 月 20 日に保険金額を増額した場合

4/1	1/1	1/20	2/1	3/1	4/1
		↓			

1か月に満たない期間は1か月とするため、未経過期間は「3か月」

- 「未経過期間」の日割の算出の仕方

例) 平成 22 年 1 月 1 日から 1 年間のご契約で、平成 22 年 10 月 20 日にご契約が失効となった場合

1/1	10/1	10/20	11/1	12/1	1/1
		↓			

未経過期間は「73日」

#### 2. 長期一括払の場合

長期一括払（※1）は、保険期間 1 年の場合の保険料に、保険期間に応じた係数（注 2）を乗じた上で保険料を算出する仕組みとなっており、保険期間が長いほど、1 年あたりの保険料が割安になります。

保険期間の中途で、契約内容変更・解約を行う場合の返還保険料および追加保険料は下記のとおりとなります。

- (※1) 保険期間が 1 年を超えるご契約で、ご契約時に保険料を一括でお支払いいただく方式をいいます。

(※2) 地震保険部分については、家庭用火災総合保険と異なる係数を使用します。

- 保険料を返還する場合（保険金額を減額する場合の例）

$$\left( \begin{array}{c} \text{保険始期末に} \\ \text{おける減額前} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する长期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険始期末に} \\ \text{おける減額後} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する长期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{未経過期間に} \\ \text{対応する料率} \\ \text{係数} \end{array} = \text{返還保険料}$$

- 追加保険料を請求する場合（保険金額を増額する場合の例）

$$\left( \begin{array}{c} \text{保険始期末に} \\ \text{おける増額後} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する长期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{保険始期末に} \\ \text{おける増額前} \\ \text{の保険金額に} \\ \text{対する长期一} \\ \text{括払保険料} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{未経過} \\ \text{期間に} \\ \text{対応} \\ \text{する料率} \\ \text{係数} \end{array} = \text{追加保険料}$$

- ご契約を解約いただく場合

$$\text{保険始期末における解約時の保険金額に対する長期一括払保険料} \times \begin{array}{c} \text{未経過期間に} \\ \text{対応する料率} \\ \text{係数} \end{array} = \text{返還保険料}$$

<家庭用火災総合保険 保険期間別長期係数(例)>

保険期間	3年間	5年間	10年間	15年間	20年間	30年間
長期係数	2.70	4.30	8.20	11.85	15.25	21.45

<家庭用火災総合保険 未経過料率係数(例)>

経過期間	保険期間					
	3年間	5年間	10年間	15年間	20年間	30年間
1年経過	6.4%	7.8%	8.9%	9.3%	9.5%	9.7%
2年経過	3.2%	5.9%	8.0%	8.7%	9.1%	9.4%
3年経過	0%	4.0%	7.0%	8.1%	8.6%	9.1%
4年経過	—	2.0%	6.1%	7.5%	8.2%	8.9%
5年経過	—	0%	5.1%	6.8%	7.7%	8.6%
10年経過	—	—	0%	3.6%	5.4%	7.2%
15年経過	—	—	—	0%	2.8%	5.6%

20年経過	-	-	-	-	0%	39%
-------	---	---	---	---	----	-----

<地震保険 保険期間別長期係数(例)>

保険期間	2年間	3年間	4年間	5年間
長期係数	1.90	2.75	3.60	4.45

<地震保険 未経過料率係数(例)>

経過期間	保険期間			
	2年間	3年間	4年間	5年間
1年経過	47%	65%	73%	79%
2年経過	0%	33%	49%	59%
3年経過	-	0%	25%	40%
4年経過	-	-	0%	20%
5年経過	-	-	-	0%

### 【ご注意】

#### 月々保険料をお支払いいただく払込方法でご契約の場合

保険料分割払(一般)、団体扱および集団扱などで、月々保険料をお支払いいただくご契約の場合には、保険料を所定の払込期日(※)までにお支払いいただくこととなっています。このため、ご契約が契約内容変更や解約等となる場合は、次の点でご注意が必要です。

(※)ご契約の方式や保険料の払込状況等により取扱いが異なるケースもあります。

詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

①解約等に伴う返還保険料はありません。

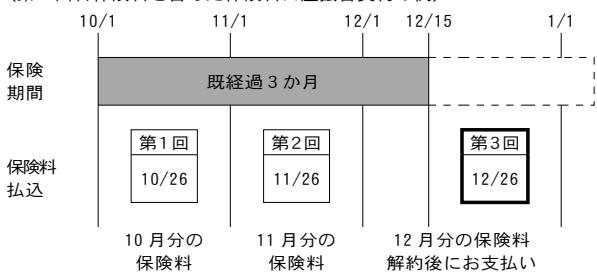
返還保険料とは、一時払や年払等、保険料を事前にお支払いいただいているご契約について、解約や契約内容変更等により、将来弊社が補償すべき危険がなくなったり、減少する場合に、その部分に相当する保険料をお返しするものです。一般的に月々保険料をお支払いいただくご契約の場合は、解約や契約内容変更に伴う返還保険料はありません。

②解約後も保険料をお支払いいただくことがあります。

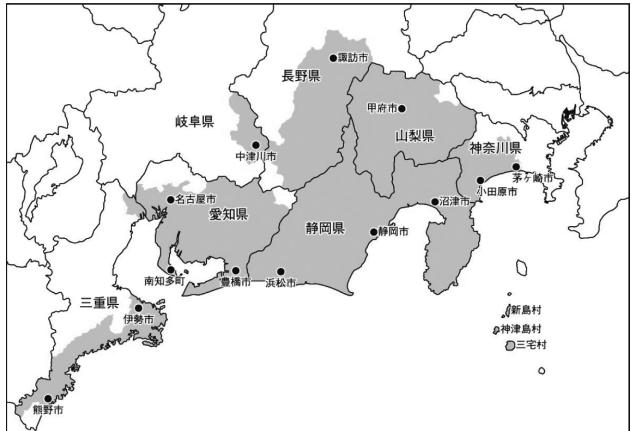
下記の例のように、ご契約を解約した日以降に、未払込みの保険料をお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

例) 保険料分割払(一般)契約で、10月1日に保険期間が開始したご契約を12月15日に解約した場合

(第1回目保険料を含めた保険料口座振替契約の例)



※参考: 東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成22年4月1日現在)※



都県	市町村	
東京	〈村〉	新島、神津島、三宅
神奈川	〈市〉	平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄
	〈町村〉	高座郡=寒川 中郡=大磯、二宮 足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	〈市〉	甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央
	〈町村〉	西八代郡=市川三郷 南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川 中巨摩郡=昭和 南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	〈市〉	岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野
	〈町村〉	諏訪郡=下諏訪、富士見、原上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	〈市〉	中津川
静岡	〈市〉	全域
	〈町村〉	名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま 愛知郡=東郷、長久手 海部郡=大治、蟹江、飛島 知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 幡豆郡=一色、吉良、幡豆 額田郡=幸田 北設楽郡=設楽、東栄
愛知	〈市〉	伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩
	〈町村〉	桑名郡=木曾岬 度会郡=大紀、南伊勢
三重	〈市〉	伊勢
	〈町村〉	桑名郡=木曾岬 度会郡=大紀、南伊勢

北牟婁郡＝紀北

- ※ 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。
- ※ 上記強化地域は、平成 22 年 4 月 1 日付け告示（内閣府告示第 16 号）に基づくものです。なお、市町村名は平成 22 年 4 月 1 日現在で表記しています。

# 家庭用火災総合保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算する基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものといいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内には中斷されることなく、これを連続した土地とみなします。
失効	この保険契約内容の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
支払限度額	別表1に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タնク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故)から第7条(特別費用保険金を支払う場合)までの損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらのおそれ未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、地震火災費用保険金、罹災時諸費用保険金、残存物取片づけ費用保険金または特別費用保険金をいいます。
保険媒介者	当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(注)をいいます。 (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。
無効	この保険契約のすべての効力を、保険期間の初日に遡(さかのぼ)って失うことをいいます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

## 第2章 補償条項

### 第2条 (損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(注1)を受けた場合には、その損害(注1)に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 風災(注2)

② 霧(ひょう)災

③ 雪災(注3)

(注1) 雨、雪、霧(ひょう)または砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。

(注2) 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注3) 寒害、雪崩(なだれ)等をいい、融雪洪水を除きます。

(3) 当会社は、台風、暴雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それを行なう、また、門、扉または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

④ 保険の対象に損害が生じた地およびにおけるその保険の対象の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

⑤ ①に該当しない場合において、保険の対象である建物(注1)が床上浸水(注2)を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき

(注1) 家財が保険の対象である場合は、家財を収容する建物とします。

(注2) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(3)の事故による損害を除きます。

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水(注1)による水濡れ。ただし、(2)もしくは(3)の事故による損害または給排水設備(注2)自体に生じた損害を除きます。

ア、給排水設備(注2)に生じた事故

イ、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾(じょう)およびこれに類似の団体行動(注3)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 水が溢(あふ)れることをいいます。

(注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3) 群衆または多数の者の団体の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害され状態または被害を生ずる状態であって、第8条(保険金を支払わない場合)(2)

①の暴動に至らないものをいいます。

(5) 当会社は、盗難によって保険の対象である建物または家財について生じた盗賊、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

(6) 当会社は、(1)から(5)までの事故および次条の事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

第3条 (損害保険金を支払う場合)ー家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難

当会社は、家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における次のいずれかに該当するものの盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 通貨

② 乗車券等

③ 預貯金証書。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあつたことを条件とします。

ア、保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

イ、盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。また、現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能(注)を他人に不正使用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合を含みます。

(注) 日本ビットカード推進協議会に加盟する金融機関が発行したキャッシュカードにより預貯金口座から代金を即時に引き落とす決済機能をいいます。

第4条 (地震火災費用保険金を支払う場合)

当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合(注1)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれらを収容する建物ごとに、それを行なう、また、門、扉または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき(注2)。

② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上となったとき(注2)、またはその家財が全焼となったとき(注3)。

(注1) この場合においては、第8条(保険金を支払わない場合)(2)の規定は適用しません。

(注2) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その損害が生じた地および時ににおけるその建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注3) ①に掲げるものの含みません。

第5条 (罹災時諸費用保険金を支払う場合)

当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、罹災時諸費用保険金を支払います。

第6条 (残存物取片づけ費用保険金を支払う場合)

当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第7条 (特別費用保険金を支払う場合)

当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故)の事故によって損害保険金が支払われ、第4条(保険金支払後の保険契約)の規定によりこの保険契約が終了した場合には、それによって生ずる特別な費用に対して、この約款に従い、特別費用保険金を支払います。

第8条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者または被保険者(注1)が所有(注3)または運転(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触

④ 第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故)(1)から(4)までの事故もししくは(6)の事故または第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難

⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物の屋外にある間に生じた第2条または第4条の事故(1)保険契約者はまたは被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付買賣契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間

売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

- (注 4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注 1）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染されたもの（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な性質またはこれらの特性による事故
- （注 1）①から③までの事由によって発生した第2条（損害保険金を支払う場合）までの事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも第2条から第4条までの事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注 2) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注 3) 使用済燃料を含みます。
- (注 4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (3) 当会社は、（1）または（2）に掲げる損害のほか、第2条（損害保険金を支払う場合）の対象に生じた事故（6）の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しても、同条（6）の損害保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ② 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得される目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ④ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤ 保険の対象に対する加工（注 1）、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑦ 不測かつ突然的な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気の事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑧ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑨ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑩ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象のうち、電球、ラブラン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と一緒に損害を受けた場合は、保険金を支払います。
- ⑫ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
- ア、弦（注 2）の切断または打楽器の打皮の被破。ただし、保険の対象の他の部分と一緒に損害を受けた場合は、保険金を支払います。
- イ、音または質音の変化
- ⑬ 痕跡、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するものについて生じた損害
- ⑭ 携帯電話（注 3）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑮ 携帯式電子機器（注 4）およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ ラジオコントロール機およびその付属品について生じた損害
- ⑰ 自転車および原動機付自転車（注 5）ならびにこれら付属品について生じた損害
- ⑯ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類するものおよびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類するものおよびこれらの付属品について生じた損害
- ⑯ 動物および植物について生じた損害
- ⑯ 保険の対象である建物の専用水道管の凍結によって生じた次のいずれかに該当する損害
- ア、ハッキングのみに生じた損壊
- イ、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注 6）の専用水道管に生じた損害
- ⑯ その他の保険証券記載のものについて生じた損害

- (注 1) 保険の対象が建物の場合には、保険の対象の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこしを含みます。
- (注 2) ピアノを含みます。
- (注 3) P H S を含みます。
- (注 4) ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。
- (注 5) 総排気量が 125cc 以下のものをいいます。
- (注 6) 区分所有建物の共用部分を含みます。

## 9 条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容されている家財（注 1）とします。
- (注 1) 家財、車庫その他の付属建物が保険証券記載の建物に含まれる場合は、これらに収容される家財を含みます。
- (2) 次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車（注 2）
- ② 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの
- （注）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が 125cc 以下のものをいいます。
- (3) 次に掲げるものは、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 貴金属、宝珠および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が 30 万円を超えるもの
- ② 稼本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- (4) 建物が保険の対象である場合には、次に掲げるもののうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 建具その他これらに類するもの
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消防、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するもののうち建物に付加したもの
- ④ 門、扉もしくは垣または土塁、車庫その他の付属建物
- (5) 家財が保険の対象である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

- (6) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、（4）①から③までに掲げるものが被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (7) 家財が保険の対象である場合において、通貨、乗車券等または預貯金証書に第2条（損害保険金を支払う場合）一家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難による損害が生じたときは、（2）の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

## 10 条（保険の対象の評価）

この約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、その額を保険証券に記載するものとします。

### 11 条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）

- (1) 当会社が第2条（損害保険金を支払う場合）保険の対象に生じた事故の損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、その損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、（1）の損害の額に含まれるものとします。
- (3) 保険の対象が第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものである場合は、（1）の規定にかかわらず、損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時に保険の対象の価額によって定めます。

- (4) 保険の対象が第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものである場合で、保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価額に及ぼす影響を考慮し、（3）の規定によって損害の額を決定します。

- (5) 保険の対象が第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものである場合は、（2）の規定にかかわらず、盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、その損害が生じた地および時に保険の対象の価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、（3）の損害の額に含まれるものとします。

- (6) 当会社は、保険金額（注 1）を限度とし、1回の事故につき、保険の対象ごとに次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

- ① 第2条（損害保険金を支払う場合）保険の対象に生じた事故（1）から（5）までの事故による損害の場合

- ア、保険証券に免責金額が記載されていない場合

$$(1) \text{から} (5) \text{までの規定による損害の額} = \text{損害保険金の額}$$

#### イ、保険証券に免責金額が記載されている場合

$$(1) \text{から} (5) \text{までの規定による損害の額} = \frac{\text{免責金額}}{\text{規定による損害の額}}$$

#### ② 第2条（6）の事故による損害の場合

$$(1), (3) \text{または} (4) \text{の} - 3 \text{万円} (\text{注 } 2) = \text{損害保険金の額}$$

- (注 1) 第2条（6）の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は（7）に規定する支払限度額および第2条（5）の事故によって保険の対象である第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものについて生じた損害の場合は（8）に規定する支払限度額とします。

- (注 2) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

- (7) 保険の対象が家財である場合には、（6）②の規定にかかわらず、第2条（損害保険金を支払う場合）保険の対象に生じた事故（6）の事故による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の限度は、1回の事故につき、保険の対象ごとに 50 万円とします。

- (8) (6) の規定にかかわらず、保険の対象が第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものである場合において、そのものに第2条（損害保険金を支払う場合）保険の対象に生じた事故（5）の盗難によって損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1組または1対ごとに 100 万円を限度とします。

#### 12 条（損害保険金の支払額－通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難の場合）

- (1) 第3条（損害保険金を支払う場合）一家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難（1）の通貨または（2）の乗車券等の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに 20 万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

- (2) 第3条（損害保険金を支払う場合）一家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難（3）の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに 200 万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

#### 13 条（地震火災費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）の地震火災費用保険金として、次の算式（注）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに 300 万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- (注) 保険金額が損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時に保険の対象の再調達価額とします。

- (2) (1) ただし書においては、72 時間以内に生じた 2 以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

#### 14 条（罹災時諸費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第5条（罹災時諸費用保険金を支払う場合）の罹災時諸費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに 100 万円を限度とします。

$$\text{第2条 (損害保険金を支払う場合) - 支払割合 (30\%)} = \text{罹災時諸費用保険金の額}$$

- (2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき罹災時諸費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、罹災時諸費用保険金を支払います。

#### 15 条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第6条（損害保険金を支払う場合）一家財が保険の対象であるときの損害保険金の 10 % に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第6条（残存物取片づけ費用保険金を支払う場合）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

- (2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

#### 16 条（特別費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、第7条(特別費用保険金を支払う場合)の特別費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

第2条(損害保険金を支払う場合)  
保険の対象に生じた事故(1)、  
(2)、(3)①または(4)から  
(6)までの損害保険金

$$\times \text{支払割合}(10\%) = \text{特別費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき特別費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、特別費用保険金を支払います。

第17条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)  
(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 保険の対象が第9条(保険の対象の範囲) (3)に掲げるもの以外のものである場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がないときは、当会社は、第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故(4)の損害保険金として、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条(損害保険金の支払額)-保険の対象に生じた事故(4)の規定による損害の額  
支払われるべき損害保険金または共済金の額

$$= \text{損害保険金の額}$$

(3) (1)または(2)の場合において、第5条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の罹災時諸費用保険金、第6条(残存物取付費用保険金を支払う場合)の残存物取付費用保険金および第7条(特別費用保険金を支払う場合)の特別費用保険金につき、支払責任額を算出するにあたっては、第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故(4)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

(4) 損害が2種類以上の場合によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)または(2)の規定をおのの別に適用します。

第18条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、損害が生じた地および時ににおけるそれぞれの保険の対象の再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなす。第11条(損害保険金の支払額)-保険の対象に生じた事故(4)の規定をおのの別に適用します。

### 第3章 基本条項

第19条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第20条(告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の(2)に規定する事実を知っていた場合は過失によってこれを知らなかつた場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正し当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認める限りに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

⑤ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が事実を告げることを妨げた場合

⑥ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、事実を告げないことまたは事実と異なることを告げることを勧めた場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合は事実を告げないことも多くは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (3)⑤および(6)の規定は、(3)⑤および(6)に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

(5) (2)の規定による解除が第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第32条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づいて発生した第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害については適用しません。

第21条(保険の対象の評価または再評価のための告知)

(1) 第10条(保険の対象の評価)または第23条(保険の対象の価額の増加または減少) (3)に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)の事故による損害について、当会社は、第11条(損害保険金の支払額)-保険の対象に生じた事故(4)の規定にかかわらず、保険金額(注)を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

① 第2条(1)から(5)までの事故による損害の額

ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

第11条(1)から(5)までの規定による損害の額  
$$\times = \text{損害保険金の額}$$

再調達価額(注3)

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

第11条(1)から(5)までの規定による損害の額  
$$\times = \text{損害保険金の額}$$

再調達価額(注3)

② 第2条(6)の事故による損害の場合

第11条(1)、(3)  
または(4)の規定による損害の額  
$$\times = \text{損害保険金の額}$$

再調達価額(注3)

(注1) 第2条(6)の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は第11条(7)に規定する支払限度額および第2条(5)の事故によって保険の対象である第9条(保険の対象の範囲) (3)①に掲げるものについて生じた損害の場合は第11条(8)に規定する支払限度額とします。

(注2) 保険金額が損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。

(注3) 損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。ただし、保険の対象が第9条(3)①に掲げるものである場合は、再調達価額をその損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の価額として算出します。

(注4) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

(2) (1)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当会社が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合は過失によってこれを知らなかつた場合(注)

② 保険契約者または被保険者が、第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実と異なることを告げた場合は、再調達価額をその損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。

(3) (1)の場合において、既に第11条(損害保険金の支払額)-保険の対象に生じた事故(4)の規定を適用して保険金を支払ったときは、当会社は(1)により算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第22条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合は危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第32条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条から第4条までの事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づき発生した第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受け範囲(注)を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)から第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)までの事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第32条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条から第4条までの事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第23条(保険の対象の価額の増加または減少)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし(注)

② この保険契約において補償しない事例による保険の対象の一部滅失

(注) 前条(1)に規定する保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更に該当する場合は除きます。

(2) (1)または(2)に該当する事実によって保険の対象の価額が著しく減少した場合において、保険契約者が第29条(保険金額の調整) (2)の規定による保険金額の減額を請求したときは、(1)の規定は適用しません。

(3) (1)の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、評価額を変更するものとします。

(4) (1)に規定する手続を保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって怠つた場合において、その事実が発生した時から(3)の規定による手続が完了するまでの間に生じた第2条(損害保険金を支払う場合)-保険の対象に生じた事故)の事故による損害について、当会社は、

第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定にかかわらず、保険金額（注1）を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

① 第2条（1）から（5）までの事故による損害の場合  
ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

$$\text{第11条（1）から（5）までの規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額（注2）}}{\text{再調達価額（注3）}} = \text{損害保険金の額}$$

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

$$\left( \text{第11条（1）から（5）までの規定による損害の額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額（注2）}}{\text{再調達価額（注3）}} = \text{損害保険金の額}$$

② 第2条（6）の事故による損害の場合

$$\left( \text{第11条（1）、（3）または（4）の規定による損害の額} - 3\text{万円} \right) \times \frac{\text{保険金額（注2）}}{\text{再調達価額（注3）}} = \text{損害保険金の額}$$

（注1） 第2条（6）の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は第11条（7）に規定する支払限度額および第2条（5）の事故によって保険の対象である第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものについて生じた損害の場合は第11条（8）に規定する支払限度額とします。

（注2） 保険金額が損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。

（注3） 損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。ただし、保険の対象が第9条（3）①に掲げるものである場合は、再調達価額をその損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の価額として算出します。

（注4） 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

（5）（4）の場合において、既に第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は（4）により算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

第24条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第25条（保険の対象の譲渡）

（1） 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者は被保険者は、遅滞なく、書面もってその旨を当会社に通知しなければなりません。

（2）（1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させることは、（1）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面もってその旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。

（3） 当会社が（2）の規定による承認をする場合には、第27条（保険契約の失効）（1）の規定にかかるわらず、（2）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第26条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて締結した保険契約は無効とします。

第27条（保険契約の失効）

（1） 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第46条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

（2） おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第28条（保険契約の取消し）

保険契約または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第29条（保険金額の調整）

（1） 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が重意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

（2） 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第30条（保険契約による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者との書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第31条（重大事由による保険契約の解除）

（1） 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者はまたは被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ おのの別に掲げるもののほか、保険契約者はまたは被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）（1）の規定による解除が第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）から第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）までの事故による損害の発生した後になされた場合であつても、次条の規定にかかわらず、（1）から（5）までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条から第4条までの事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第32条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1） 第20条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2） 危険が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（3） 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）から第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）までの事故による損害については適用しません。

（6）（1）、（2）、次条（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した。未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故に対する損害については適用しません。

第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）

（1） 第21条（保険の対象の評価または再評価のための告知）（2）の規定による申出を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2） 第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（3）の規定による手続がなされた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（3） 当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、保険の対象の価額の増加が生じた場合における、その保険の対象の価額の増加が生じた時より前に発生した第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）から第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）までの事故による損害については適用しません。

第35条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1） 第26条（保険契約の無効）（2）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（2） 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第36条（保険料の返還－取消しの場合）

第28条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第37条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

（1） 第29条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に選ぶ（さかのばつ）て、取り消された部分に応する保険料を返還します。

（2） 第29条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料に差し既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（3） 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、第29条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求したときは、その請求のあつた日の属する契約年度（注）に対する保険料については、その保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料を返還します。

（注）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第38条（保険料の返還－解除の場合）

（1） 第20条（告知義務）（2）、第22条（通知義務）（2）もしくは（6）、第31条（重大事由による保険契約の解除）（1）、第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）または第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を返還します。

（2） 第30条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（3） 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、第30条（保険契約による保険契約の解除）（2）の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、解除のあった日の属する契約年度（注）に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

（注）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第39条（事故の通知）

（1） 保険契約者はまたは被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（2） 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時的に移動することができます。

（3） 保険契約者はまたは被保険者は、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険料を支払います。

第40条（損害防止義務および損害防止費用）

（1） 保険契約者はまたは被保険者は、第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）か

ら第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）までの事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条（損害保険金を支払う場合）の対象に生じた損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第8条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第19条（保険責任の始期および終期）(3)、第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)または第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

① 消火活動のために費消した消火器料等の再取得費用

② 消火活動に使用したことにより損傷したものの（注1）の修理費用または再取得費用

③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（注2）

（注1）消火活動に従事した者の費用を含みます。

（注2）人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額と損害の額とみなします。

第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象  
に生じた事故）から第4条（地震火災費用保  
険金を支払う場合）までの事故による損害の額  
損害の発生およ  
び拡大を防止す  
ることができた  
るところと認められる額  
= 損害の額

- (4) 第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第18条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第17条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「第40条（損害防止義務および損害防止費用）(2)」によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当会社は(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

#### 第41条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）(5)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）(2)または(5)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）(5)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った損害保険金の額の損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当会社に支払って、その後の保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注) 第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）(2)または(5)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

#### 第42条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）から第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）までの事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めらるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害見積書

③ 保険の対象の盜難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行つるために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができま

す。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② (1)に規定する者がいない場合は(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ (1)および(2)に規定する者がいない場合は(1)および(2)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者（注）または(2)以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(4)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは改造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

#### 第43条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ (1)から(4)のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

（注1）被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額を含みます。

(2) (1)の確認をするために、次に掲げる特別な照査または調査が不可欠な場合には、(1)の規定に

かかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)から(4)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)から(5)までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)から(5)までの事項の確認を日本国内において行つたための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力をを行なかつた場合を含みます。

#### 第44条（時効）

保険金請求権は、第42条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第45条（代位）

(1) 保険が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- ② 以外の場合  
被保険者が取得した債権の額

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第46条（保険金支払後の保険契約）

(1) 第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額（注4）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

（注）保険金額が損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額を超える場合は、損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) 保険期間が1年を超える保険契約の場合において、(1)の規定により、保険契約が終了したときは、終了した日の属する契約年度（注5）に対する保険料については、(3)の規定によることとし、その後の契約年度（注6）に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

（注）保険期間の初日から起算して1年ごとの期間をいいます。

(5) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それそれについて、(1)から(4)までの規定を適用します。

#### 第47条（保険契約の変更）

(1) 保険契約締結の後の、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第25条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後の、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

#### 第48条（保険契約または被保険者が複数の場合の取り扱い）

(1) の保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定められない場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出で、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約者が死んだ場合の1名に対して行つ当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者の中の1名に対して行つ当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第49条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第50条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	① 第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）(1)から(4)までの損害の額が記載されていない場合 ② 保険証券に免責金額が記載されている場合	① 1回の事故につき、損害の額から免責金額（注7）を差し引いた残額 （注）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
2	② 第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象の範囲）(1)	① 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（注8）または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの中でも高い額とします。

の対象に生じた事故(5)の損害保険金	(3)①に掲げるものの 保険証券に免責金額が記載されている場合	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円（注1）または損害の額から免責金額（注2）を差し引いた残額のいずれか低い額 (注1)他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	(2)上記以外のもの 保険証券に免責金額が記載されていない場合 保険証券に免責金額が記載されている場合	損害の額 1回の事故につき、損害の額から免責金額（注2）を差し引いた残額 (注)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
3 第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故(6)の損害保険金	(1)建物	1回の事故につき、損害の額から3万円（注1）(注2)を差し引いた残額 (注1)保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合は、その金額を適用します。 (注2)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
4 第3条(損害保険金を支払う場合)二家財があるときの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難)の損害保険金	(2)家財	1回の事故につき、50万円（注1）または損害の額から3万円（注2）(注3)を差し引いた残額のいずれか低い額 (注1)他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合は、その金額を適用します。 (注3)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	(1)通貨または乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注)他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
5 第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)の地震火災費用保険金	(2)預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注）または損害の額のいずれか低い額 (注)他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(1)それぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注）を超える場合 (注)他の保険契約に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注） (注)他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
6 第5条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の罹災時諸費用保険金	(2)上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約のおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の再調達価額に5%（注）を兼じて得た額 (注)他の保険契約に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の再調達価額に5%（注）を兼じて得た額 (注)他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
		1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注） (注)他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
7 第6条(残存物取扱費用保険金を支払う場合)の残存物取扱費用保険金	残存物取扱費用の額	

8	第7条(特別費用保険金を支払う場合)の特別費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注） (注)他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
---	----------------------------	--

別表2 短期料率表  
短期料率は、年率率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
11か月を超えるもの	100

# 地震保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がない限り、以下の有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活中に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和33年法律第73号）をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、扉、垣、タンク、サイロ、戸戸、工具、平干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上必要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

## 第2章 補償条項

### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の

対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。  
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水、融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注）または地盤面（注）2より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。  
(注1) 居住に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたみの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。  
(注3) その建物に生じた（1）の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】  
(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】  
(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。  
(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難  
(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥ 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

⑦ 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

⑧ 3群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

⑨ 使用済燃料を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 豊、建具その他これらに類する物  
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物  
② 自動車（注）  
③ 貢金庫、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稲穀、設計書、図案、諒書、帳簿その他これらに類する物  
⑤ 商品、営業用什器（じゅうき）器、備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 豊、建具その他これらに類する物  
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

- (4) (1) よび (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。  
 ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物  
 ② 自動車（注）  
 ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの  
 ④ 稿本、設計図、図案、証書、帳簿その他これらに類する物  
 ⑤ 商品、営業用具（じゅう）器、備品その他これらに類する物
- （注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

#### 第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。  
 ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険金額を限度とします。  
 ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険金額の50%に相当する額を限度とします。  
 ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険金額の5%に相当する額を限度とします。  
 (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれに規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなして(1)の規定を適用します。  
 ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円  
 ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円  
 (3) (1)または(2)の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約での保険契約以外のものが継続されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) (1)または(2)に規定する限度額または保険金額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物 5,000万円または保険金額のいずれか低い額	この保険契約の建物についての保険金額
それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額	
② 生活用動産 1,000万円または保険金額のいずれか低い額	それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

- (4) 当会社は、(2) (1)の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) (1)の建物が2以上ある世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) (1)の規定をそれぞれ適用します。  
 (5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。  
 ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2) (1)または(2)に規定する限度額を差し引いた残額  
 ② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物 (2) ①に規定する限度額	この保険契約の建物についての保険金額
それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額	
イ. 生活用動産 (2) ②に規定する限度額	この保険契約の生活用動産についての保険金額

(注) (2) (1)または(2)の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) (1)または(2)に規定する限度額を超える場合に限ります。

- (6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- 第5条（保険金の支払額）
- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。  
 ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険金額を限度とします。  
 ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険金額の50%に相当する額を限度とします。  
 ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険金額の5%に相当する額を限度とします。  
 (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別に保険の対象とみなして(1) (1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険金額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。  
 (注) 専有部分の保険金額と共用部分の共有持分の保険金額との合計額に対する専有部分の保険金額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険金額の割合は40%とみなします。  
 (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれに規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。  
 ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分  
5,000万円  
 ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円  
 (4) (1)または(2)の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約での保険契約以外のものが継続されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) (1)または(2)に規定する限度額または保険金額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分 5,000万円または保険金額のいずれか低い額	この保険契約の専有部分の保険金額
それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額	
② 共用部分 5,000万円または保険金額のいずれか低い額	この保険契約の共用部分の保険金額
それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額	
③ 生活用動産 1,000万円または保険金額のいずれか低い額	この保険契約の生活用動産についての保険金額
それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額	
(5) 当会社は、(3)の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) (1)の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にする専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) (1)および(4)の規定をそれぞれ適用します。	この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額
(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。 ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) (1)または(2)に規定する限度額を差し引いた残額 ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額 ③ (1)に規定する限度額	この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額
それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額	
イ. 生活用動産 (3) (2)に規定する限度額	この保険契約の生活用動産についての保険金額
それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額	
(注) (3) (1)または(2)の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) (1)または(2)に規定する限度額を超えるときに限ります。	この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額
(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。	この保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額
第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額） 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険金額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。	
第7条（保険金支払についての特則） (1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。 (2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。	
第8条（2以上の地震等の取扱い） この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。	
<b>第3章 基本条項</b>	
第9条（保険責任の始期および終期） (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。 (2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。 (3) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。	
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。	
第10条（告知義務） (1) 保険契約または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。 (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。 ① (2)に規定する事実がなくなった場合 ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らないかった場合（注） ③ 保険契約または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるとき限り、これを承認するものとします。 ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結から5年を経過した場合 (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを妨めた場合を含みます。	
(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第2条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返済を請求することができます。	

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずして発生した第2条（保険金を支払う場合）の事実による保険金を支払うべき損害については適用しません。

#### 第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】  
(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。  
① 保険の対象を他の場所に移転したこと。  
② 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。  
③ 保険の対象を他の場所に移転したこと。  
(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】  
(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。  
① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。  
② 保険の対象を他の場所に移転したこと。  
③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。  
(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者はまたは被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしたかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合は危険増加が生じた時から5年を経过了場合は適用しません。  
(4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除による危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。  
(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】  
(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】  
(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合は、共用部分を共有する区分所有者の所有に属する区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。  
(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるとときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が (2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失效）(1) の規定にかかるわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

#### 第14条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって継続した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震防法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に継続された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに継続されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き継続された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に継続されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

#### 第15条（保険契約の失效）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失します。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合。

(2) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

#### 第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会

社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。  
(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
① 保険契約者または被保険者が、当会社との保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。  
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。  
③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方々に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生します。

#### 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）にに対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。  
(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつ場合に限ります。

(4) (1) または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時以前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1) および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対してし、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特別に従い、保険金を支払います。

#### 第22条（保険料の返還－無効・失効等の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）(1) の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の無効）(2) の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2) の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第23条（保険料の返還－取消しの場合）

(1) 第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

#### 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第17条（保険金額の調整）(1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遅（さかのぼ）って取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第25条（保険料の返還－解消の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2) もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）(1) または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第26条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物もしくは一部を調査することをもします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第27条（損害防止義務）

保険契約または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

## 第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
  - ② 損害見積書
  - ③ その他の当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
  - (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができまます。
  - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
  - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
  - （注）法律上の配偶者に限ります。
  - ④ (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
  - (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者はまたは被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行なう調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
  - (6) 保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合はまた（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注1) 第33条（付帯される保険契約との関係）（2）において定める終了に限ります。
- (注2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過するまでに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (注3) (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、防災その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- (2) (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- (4) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被書想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 365 日
- (5) (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (注1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
- (注2) ①から④までの事項を確認する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 並護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) より（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者はまたは被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。
- (注4) 必要な協力を行なわなかった場合を含みます。
- (4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注5）を支払う場合には、（1）から（3）までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
- (注5) 概算払の場合を含みます。

## 第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第31条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するためには必要な費用は、当会社の負担とします。

## 第32条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当会社が第5条（保険金の支払額）（1）①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】  
(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（5）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（5）①または②の残額を差し引いた金額を同条（5）の規定を適用する原因となつた損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】  
(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（6）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（6）①または②の残額を差し引いた金額を同条（6）の規定を適用する原因となつた損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

## 第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

## 第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注6）に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。
- (注6) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約連続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

## 第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険契約および特約に関する権利および義務を第三者に移転せることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行なう場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険契約および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

## 第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者はまたは被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合はまたはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行なう当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者はまたは被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険契約および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）  
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 別表 短期料率表

短期料率は、年率率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

## 特約火災保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約は独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険契約、住宅金融公庫融資住宅等火災保険契約、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等火災保険契約、都市基盤整備公団分譲住宅等火災保険契約、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等火災保険契約、年金資金運用金融融資物件等火災保険契約の場合には、この特則が適用されます。

地震保険普通保険契約第10条（告知義務）（3）の規定中「当会社のために保険契約の締結の代理を行う者」とあるのは「当会社のために保険契約の締結の履行補助を行う者」と読み替えます。

# 特 約

## <家庭用火災総合保険にのみ適用する特約>

### 代位求償権不行使特約

(賃貸借契約または使用賃貸契約に基づき、被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする特約に適用します。)

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（注）に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人（注）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

（注）賃貸借契約または使用賃貸契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

### 植物特約

( 植物を保険の対象とする契約には、その物件について、この特約を適用します。 )

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である鑑賞用植物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）した場合にのみ保険金を支払います。

### 動物特約

( 動物を保険の対象とする契約には、その物件について、この特約を適用します。 )

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である動物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって、その動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

### 庭木修復費用特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
建物	保険証券記載の建物をいいます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第2条（保険金を支払う場合）の庭木修復費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
庭木	建物と同一敷地内にある庭木をいい、垣、鉢植および草花等を除きます。
庭木修復費用	建物につき、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって庭木が損害を受け、枯死（注）したことにより、これを修復するため必要な費用をいいます。 （注）枯れ枝が樹冠部の三分の二以上になった場合および直通主幹を持つ樹木については樹高の三分の二以上の主幹が枯れた場合をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、庭木修復費用に対して、この特約に従い、庭木修復費用保険金を支払います。

#### 第3条（保険金の支払額）

(1) 当会社が前条の保険金として支払う額は、1回の事故につき10万円を限度とします。  
(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき庭木修復費用保険金との保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金をを超えるときでも、庭木修復費用保険金を支払います。

#### 第4条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、庭木修復費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を庭木修復費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

庭木修復費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

#### 第5条（普通保険約款の読み替え規定）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「庭木修復費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「庭木修復費用の発生ならびに庭木修復費用特約に規定する他の保険契約等」である。
- ② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「庭木修復費用が生じた」
- ③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、「(1)当会社に対する保険金請求権は、庭木修復費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。」

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 共用部分修理費用特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または動産について締結された第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が区分所有された共同住宅建物の専有部分である場合において、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の事故によって、専ら被保険者が使用または管理する共用部分が損害（注）を受け、その共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき、被保険者に修繕の義務が生じた場合、被保険者が負担したその共用部分の修復に要した費用に対して、この特約に従い、共用部分修理費用保険金を支払います。

（注）家庭用火災総合保険普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由による損害を除きます。

### 第3条（保険金の支払額）

(1) 当会社が前条の保険金として支払う額は、1回の事故につき1敷地内ごとに10万円を限度とします。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき共用部分修理費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金を超えるときでも、支払います。

### 第4条（他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、共用部分修理費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を共用部分修理費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

共用部分修理費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

### 第5条（普通保険約款の読み替え規定）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「共用部分修理費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「共用部分修理費用の発生ならびに共用部分修理費用特約に規定する他の保険契約等」

② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「共用部分修理費用が生じた」

③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、

「(1)当会社に対する保険金請求権は、共用部分修理費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。」

第6条（準用規定）  
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 水濡れ原因調査費用特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の水濡れ原因調査費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
水濡れ原因調査費用	保険の対象である建物（注）において、漏水、放水または溢（いつ）水（注）による水濡れ事故が発生した場合に、その事故原因の調査に必要なかつ有益な費用をいいます。原因を調査するために必要な内・外壁等の一部取り壊しおよびその修復等の工事費用を含みます。 (注1) 建物の付属物または付属設備を含みます。 (注2) 水が溢（あふ）ることをいいます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、水濡れ原因調査費用に対して、この特約に従い、水濡れ原因調査費用保険金を支払います。ただし、保険の対象自体の水濡れ損害の修理費用は除きます。

### 第3条（水濡れ原因調査費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、前条の水濡れ原因調査費用保険金として、原因調査に必要かつ有益な額を、1事故かつ保険期間を通じ100万円を限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注）ごとに100万円を限度とします。

(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき水濡れ原因調査費用保険金と他の保険金との合計額が保険証券記載の保険金額を超えるときでも、支払います。

### 第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、前条(1)の支払限度額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を水濡れ原因調査費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

前条(1)の支払限度額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

### 第5条（普通保険約款の読み替え規定）

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「水濡れ原因調査費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「水濡れ原因調査費用の発生ならびに水濡れ原因調査費用特約に規定する他の保険契約等」

② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「水濡れ原因調査費用が生じた」

③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、

「(1)当会社に対する保険金請求権は、水濡れ原因調査費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。」

「(1) 当会社に対する保険金請求権は、水濡れ原因調査費用を支出した時から発生し、これを行ふことができるものとします。」

#### 第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 建てなおし費用特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
損害の額	家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の事故によって建物に生じた損害の額をいい、損害が生じた地および時ににおける再調達価額によって定めるものとします。
損害保険金の額	家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故）（6）の規定による損害保険金の額をいいます。（注） ① 第2条（保険金を支払う場合）（1）掲げる条件をすべて満たす損害が生じた後、建物の建てなおしが完了するまで家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）に規定する事故による損害が生じた場合は、その損害により支払うべき損害保険金の額を含みます。
建てなおし費用	被保険者が建物を建てなおすために負担する費用で、損害保険金の額を超えて発生する建てなおしに要する建築費用をいいます。
建物	保険の対象である建物をいいます。
取りこわし費用	建物の建てなおしに際して、損害を受けた建物の取りこわしのために被保険者が負担する取りこわしに要する費用をいいます。ただし、建物の復旧に必要な取りこわしに要する費用について損害保険金が支払われた場合は、これを控除します。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）に規定する損害保険金が支払われる場合において、次に掲げる条件をすべて満たすときは、建てなおし費用に対して、この特約に従い、建てなおし費用保険金を支払います。

① 損害の額の建物の再調達価額に対する割合が70%以上100%未満であること。

② 損害を受けた建物と同一用途の建物に建てなおすこと。

(2) 当会社は、取りこわし費用に対して、この特約に従い、取りこわし費用保険金を支払います。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、建物に損害が生じた日からその日を含めて2年の期間内に建てなおしを完了しない場合について、建てなおし費用保険金および取りこわし費用保険金を支払いません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、建てなおしの期間を変更することができます。

### 第4条 (建てなおし費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する建てなおし費用保険金として、建てなおし費用を支払います。ただし、建物の再調達価額から損害保険金の額を差し引いた額を限度とします。

(2) 保険金額が建物の再調達価額より低い場合には、(1)によって算出される建てなおし費用保険金は、損害保険金の額と合わせて保険金額を限度とします。

### 第5条 (取りこわし費用保険金の支払額)

当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(2)に規定する取りこわし費用保険金として、取りこわし費用を支払います。ただし、前条によって算出される建てなおし費用保険金の10%に相当する額を限度とします。

### 第6条 (建てなおし費用を支払う他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等（注）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、建てなおし費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を建てなおし費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われた場合

建てなおし費用の額から、他の保険契約等（注）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 第2条（保険金を支払う場合）の建てなおし費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

### 第7条 (取りこわし費用を支払う他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等（注）がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、取りこわし費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を取りこわし費用として支払います。

① 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等（注）から保険金または共済金が支払われた場合

取りこわし費用の額から、他の保険契約等（注）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 第2条（保険金を支払う場合）の取りこわし費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

### 第8条 (罹災建物に残存価値がある場合または第三者に譲渡する場合の取扱い)

当会社は、この特約の規定により保険金を支払う場合で、損害を受けた保険の対象である建物を取りこわすことなく再利用するか、または第三者に譲渡する場合は、譲渡額等（注）を建てなおし費用保険金から差し引くものとします。

(注) 再利用した建物の損害が生じた地および時ににおける価額、または被保険者が譲渡によって得た金額をいいます。

### 第9条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社がこの特約の規定により保険金を支払う場合は、損害を受けた建物を取りこわした時に、この保険契約は終了します。

(2) 当会社がこの特約の規定により保険金を支払う場合で、被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡する場合は、譲渡された時に、この保険契約は、その効力を失います。

(3) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それについて、(1)および(2)の規定を適用します。

### 第10条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

### 第11条 (普通保険約款の読み替え規定)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「取りこわし費用および建てなおし費用が生じた」、「損害の発生からびに他の保険契約等」とあるのは「取りこわし費用および建てなおし費用の発生ならびに建てなおし費用特約第6条（建てなおし費用を支払う他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第7条（取りこわし費用を支払う他の保険契約等）」に規定するそれぞれの他の保険契約等」。

② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「取りこわし費用および建てなおし費用が生じた」。

③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、「(1) 当会社に対する保険金請求権は、取りこわし費用および建てなおし費用を支出した時から発生し、これを行ふことができるものとします。」

### 第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 建物付属機械設備等電気的機械的事故補償特約

### 第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、次条に規定する保険の対象である建物に付属し、建物の機能を維持する設備について、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）(3)(7)の規定にかかわらず、偶然な外來の事故に直接起因しない次に掲げる事故により生じた損害についても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

① ショート、アーカ、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電気的現象による事故

② 機械的事故

### 第2条 (保険の対象の範囲)

(1) この特約における保険の対象の範囲は、次に掲げる設備とします。

設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属設備、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御盤、監視盤、絶電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクタ、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子、碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、常用発電装置、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持構造、接地電極、導体、盜難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置等
給排水・衛生・消防設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、ボイラ、各種消防設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェータ等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備、座芥焼却設備・建物免振設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	配管・ダクト設備
窓拭き用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
回転展望台施設	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
エア・シューク設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントラスト
駐車機械設備	駐車機械本体、電動発電機、巻上機、搬器、ガイドレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置

(2) (1)にかかる場合、次に掲げるものは、機械、機械設備または装置に含まれるものとします。

① 消火剤、液薬、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ、セメント

② ベルト、ワイヤロープ（注）、チエー、電線、電球その他これらに類するもの

③ 潤滑油、操作油、冷媒、水処理材料、熱媒および触媒その他運転に供せられる資材

④ コンピュータプログラム、インプットデータその他これらに類するもの

⑤ 基礎（注）

⑥ その他保険証券に記載されたもの

(注) 1) エレベーターのワイヤロープを除きます。

(注) 2) アンカーボルトを含みます。

### 第3条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払うべき損害の額は、再調達価額によって定めます。

(2) 当会社は、保険の対象である建物の保険金額を限度とし、(1)の規定による損害の額から1万円を差し引いた残額を損害保険金として支払います。

### 第4条 (普通保険約款の費用保険金との関係)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）から第7条（特別費用保険金を支払う場合）までの規定は適用しません。

### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 類焼補償特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家財	建物に収容される家財をいいます。
事故	第2条（保険金を支払う場合）①に規定する事故をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。ただし、当会社が類焼損害保険金を支払った場合は、損害が生じた時以後の保険期間に對しては、支払限度額からその類焼損害保険金の額を控除した残額

	を支払限度額とします。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいい、事故が発生したことによって生ずる費用に対する保険金を控除した額とします。
主契約	この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）に基づく保険契約をいいます。
主契約家財	主契約の保険の対象である家財をいいます。
主契約建物	主契約の保険の対象である建物をいいます。
主契約における第三者	主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者をいいます。（注1）（注2） （注1）主契約の保険契約者と被保険者が異なる場合の保険契約者を含みます。 （注2）主契約建物が借用住宅である場合には、主契約被保険者の許諾を得て主契約建物に居住する者は含みません。
主契約被保険者	保険証券記載の保険の対象の所有者をいいます。
損害	第2条（保険金を支払う場合）①の事故によって発生した同条②の損害をいいます。
他保険優先支払規定	損害の額から他の保険契約等の支払責任額の合計額を控除した残額を類焼損害保険金として算出する規定をいいます。
建物	この特約における保険の対象であって、全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいる居住の用に供する建物をいいて、次に掲げるものを含みます。 ① 豊、建具その他のこれらに類するもの ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するもののうち建物に付加したもの ④ 廰、埠もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
他の保険契約等	類焼補償対象物の全部または一部を保険の対象とし、類焼補償被保険者の全部または一部を被保険者とする、第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
類焼補償対象物	この特約における保険の対象であり、第4条（類焼補償対象物の範囲）に規定するものをいいます。
類焼補償被保険者	この特約における被保険者であり、第5条（類焼補償被保険者の範囲）に規定する者をいいます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次に掲げる①の事故によって生じた②の損害に対して、普通保険約款およびこの特約に従い、類焼損害保険金を支払います。  
 ① 主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分（注1）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。  
 ② 類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損（注2）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。  
 （注1）区分所有建物の共用部分を含みます。  
 （注2）消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

## 第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼損害保険金を支払いません。  
 ① 保険契約者、主契約被保険者（注1）または主契約被保険者（注1）と生計を共にする同居の親族またはこれらの方の法定代理人の故意。  
 ② 類焼補償被保険者（注2）またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の類焼補償被保険者が受け取る金額については除きます。  
 ③ 類焼補償被保険者でない者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者（注3）の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。  
 （注1）保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 （注2）類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 （注3）その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、類焼損害保険金を支払いません。  
 ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）  
 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
 ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
 （注1）①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれら的事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。  
 （注2）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
 （注3）使用済燃料を含みます。  
 （注4）原子核分裂生成物を含みます。

## 第4条（類焼補償対象物の範囲）

（1）第2条（保険金を支払う場合）の類焼補償対象物とは、建物または建物に収容される家財をいいます。  
 （2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げるものは、建物に含まれます。  
 ① 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（注1）  
 ② 全部で居住の用に供しうる状態にある空家（注2）  
 （注1）常業用の貸別荘を除きます。  
 （注2）建業用等が所有する売却用の空家を除きます。  
 （3）次に掲げる建物または家財は、類焼補償対象物に含まれません。  
 ① 建物

- ア. 主契約建物
- イ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物（注1）
- ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物（注2）
- エ. 建築中または取り壊し中の建物（注3）
- オ. 国、地方公共団体等の所有する建物
- ② 家財
- ア. 主契約家財
- イ. 主契約建物に収容される家財（注4）
- ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有（注5）、使用または管理する家財
- エ. 自動車（注6）
- オ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- カ. 黄金製、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- キ. 稼本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ク. 動物、植物
- ケ. 商品、見本品、事業用具（じゅう）器、備品、機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの
- （注1）共同住宅建物である場合は、主契約被保険者の占有する戸室をいいます。
- （注2）共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共有部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。
- （注3）損害が発生した時に、世帯が現実に生活中でやめたものを除きます。
- （注4）主契約建物が借用戸室を有している場合には、借用戸室またはこれに収容される家財から事故が発生した時に、世帯が現実に生活中でやめたものを除します。
- （注5）共有である場合の主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。
- （注6）自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。
- 第5条（類焼補償被保険者の範囲）
- （1）類焼補償被保険者は、類焼補償対象物の所有者とします。
- （2）類焼補償被保険者が類焼補償被保険者として権利を取得し、義務を負担するのは、事故による損害が発生した場合に限ります。ただし、第11条（損害防止義務および損害防止費用）に定める類焼補償被保険者としての権利を取得し、義務を負担するのは、事故が発生した場合とします。
- 第6条（類焼損害保険金の支払額）
- （1）当会社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再調達価額によって定めます。
- （2）当会社は、支払限度額を限度として（1）の規定による損害の額を類焼損害保険金として支払います。
- （3）保険期間が1年を超える保険契約においては、当会社は、契約年度（注）ごとに（2）の規定を適用します。
- （注）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
- 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその1）
- 当会社は、該焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がない場合は、当会社は、支払限度額を限度として、前条（1）によって算出した損害の額から他の保険契約等の支払責任額を控除した残額を類焼損害保険金として支払います。
- 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその2）
- 前条の規定にかかわらず、当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払規定を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして同条の規定によって算出したこの保険契約の支払責任額を超えるときは、当会社は、次に定める額を類焼損害保険金として支払います。
- ① 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
- 前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額
- ② 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
- 前条の規定により算出したこの保険契約の支払責任額から、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、支払限度額を限度とします。
- 第9条（複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額）
- （1）1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額を超える場合において、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないときは、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対する次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

$$\text{類焼損害保険金} = \frac{\text{支払限度額}}{\text{類焼補償被保険者数}}$$

- （2）当会社が類焼損害保険金を支払うべき損害が発生した場合において、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額を超えるときで、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がある場合で、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして類焼補償被保険者ごとに算出した支払責任額が合計額で、他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして（1）の規定により算出したこの保険契約の支払責任額を超えるときは、当会社は、その類焼補償被保険者に対する支払限度額を類焼損害保険金として支払います。
- ① 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
- （1）の規定により算出した額
- ② 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
- 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等がないものとして第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその1）の規定により算出した支払責任額から他保険優先支払規定を有する他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、（1）の規定により算出した額を限度とします。
- （3）当会社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額の合計額が支払限度額

を超えることで（1）から（2）までの規定に従って類焼損傷保険金の額を算定することになる場合において、その額について当会社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当会社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の手続を行います。

#### 第 10 条（事故の通知）

- （1）保険契約または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅延なく通知しなければなりません。  
（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。  
（2）保険契約または主契約被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、類焼補償被保険者の有無を確認するための確認書を提出する事務所にて、その事実を含みます。  
（3）類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅延なく通知しなければなりません。  
（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。  
（4）類焼補償対象物について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた類焼補償対象物もしくは類焼補償対象物の所在する敷地内を調査することまたはそれらに収容されていて被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは、時時に移動することができます。  
（5）類焼補償対象物について損害が生じた場合は、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、類焼補償被保険者の有無を確認するための確認書を提出する事務所にかかる損害および他の保険契約等の内容の調査について協力しなければなりません。  
（6）保険契約者、主契約被保険者が正當な理由がない（1）から（5）までの規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第 11 条（損害防止義務および損害防止費用）

- （1）保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。  
（2）（1）の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第 3 条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用  
② 消火活動に使用したことにより損傷したもの（注）の修理費用または再取得費用  
③ 消火活動のために緊急に投入された人貞または器材にかかわる費用（注）  
（注）1 消火活動に従事した者の着用物を含みます。  
（注）2 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。  
（3）類焼補償被保険者が正當な理由がない（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第 6 条 (類焼損傷保険金の支払額)} = \frac{\text{損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額}}{\text{損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額}}$$

- （4）第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－その 2）の規定は、（2）に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第 7 条の規定中「前条（1）によって算出した損害の額」とあるのは、「第 11 条（損害防止義務および損害防止費用）（2）によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。  
（5）（2）の場合において、当会社は、（2）に規定する負担金と類焼損傷保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも、負担します。

#### 第 12 条（残存物の帰属）

- 当会社が類焼損傷保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物について類焼被保険者の有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

#### 第 13 条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。  
（2）類焼補償被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書  
② 損害見積書  
③ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの  
（3）類焼補償被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき類焼補償被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、類焼補償被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 類焼補償被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）  
② ①に規定する者がない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合に、類焼補償被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 親等内の親族（注）法律上の配偶者に限ります。

- （4）（3）の規定による類焼補償被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- （5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者に対して、（2）、（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行なう調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。  
（6）保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正當な理由がない（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第 14 条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由が生ずる有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および類焼補償被保険者に該当する事実  
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無  
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注）2 および事故と損害との関係  
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について類焼補償被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項  
（注）1 類焼補償被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。  
（注）2 類焼補償対象物に損害が生じた地および時ににおけるその類焼補償対象物の再調達価額を含みます。

- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかるわざで、当会社は、前条（1）からその日を含めて次に掲げる日数（注）2 を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を類焼補償の調査結果の照会（注）3 180 日

- ② （1）から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会、90 日  
③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（1）から④までの事項の確認のための調査、60 日  
④ （1）から⑤までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査、180 日

- （注）1 保険契約または類焼補償被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。  
（注）2 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。  
（注）3 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または類焼補償被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。  
（4）必要な協力を行なわなかった場合を含みます。

- 第 15 条（時効）  
保険金請求権は、第 13 条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- 第 16 条（代位）  
（1）損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。  
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
類焼補償被保険者が取得した債権の全額

- ② 以外の場合  
類焼補償被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- （2）（1）の場合において、当会社に移転せず被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- （3）保険契約者、主契約被保険者および類焼補償被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠又は書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

- 第 17 条（代位求償権不行使）  
前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行なわないものとします。

- 第 18 条（店舗総合保険における場合の読み替え規定）  
普通保険約款が店舗総合保険普通保険約款である場合には、この特約の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

- ① 第 1 条（用語の定義）の規定中「家財」とあるのは「動産」また「主契約家財」とあるのは「主契約動産」  
② 第 2 条（保険金を支払う場合）の規定中「家財」とあるのは「動産」また「主契約家財」とあるのは「主契約動産」  
③ 第 4 条（類焼補償対象物の範囲）の規定中「家財」とあるのは「動産」また「主契約家財」とあるのは「主契約動産」

- 第 19 条（この特約が付帯された保険契約との関係）  
（1）主契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。  
（2）主契約が失效の場合は、この特約もまた失效とします。  
（3）主契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

- 第 20 条（準用規定）  
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

#### 総合修理費用特約

- 第 1 条（用語の定義）  
この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用住宅	被保険者の借用する保険証券記載の建物または戸室をいいます。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
他の保険契約等	第 2 条（保険金を支払う場合）の修理費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

- 第 2 条（保険金を支払う場合）  
当会社は、次のいずれかに該当する事故により、借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主（注）1 との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主（注）1 に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。  
① 火災  
② 落雷  
③ 破裂または爆発（注）2  
④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵（じん）、粉塵（じん）、煤（ばい）煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは（7）もしくは（8）の事故による損害を除きます。  
⑤ 排排水設備（注）3 に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢（い）水（注）4 による水漏れ。ただし、（7）または（8）の事故による損害を除きます。  
⑥ 駆逐（じゆしょく）およびこれに類似の集団行動（注）5 または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為。

- ⑦ 次のいずれかに該当する事故（注6）  
 ア. 風災（注7）  
 イ. 雪（ひょう）災  
 ウ. 雪害（注8）  
 ⑧ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災  
 ⑨ 盗難（注9）  
 ⑩ ①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故  
 (注1) 転貸人を含みます。  
 (注2) 気体または蒸気の激しい膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。  
 (注3) スプリングラーハウス・装置を含みます。  
 (注4) 水が溢（あふ）れることをいいます。  
 (注5) 多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、次条（3）①の暴動に至らないものをいいます。  
 (注6) 雨、雪、雷（ひょう）または砂塵（じん）等の吹込みについては、借用住宅またはその開口部が⑦アから⑨までの事故によって直接損壊したために損害が生じた場合に限ります。  
 (注7) 台風、旋風、暴雨、暴風雨等をいい、洪水、高潮を除きます。  
 (注8) 雷害、雪崩（なだれ）等をいい、融雪洪水を除きます。  
 (注9) 強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。  
 ① 保険契約者、被保険者（注1）、借用住宅の貸主（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反  
 ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注3）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額に対しては、保険金を支払います。  
 (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 (注2) 転貸人を含みます。  
 (注3) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 (2) 当会社は、不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。  
 ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。  
 ② 借用住宅の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得する目的でなかった場合は、保険金を支払います。  
 ③ 借用住宅の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用住宅を管理する者が、相当の注意をもつても発見し得なかった欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。  
 ④ 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い等によって生じた損害。  
 ⑤ 借用住宅に対する加工（注）、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。  
 ⑥ 借用住宅に生じたり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、借用住宅の機能に直接関係のない損害。  
 ⑦ 不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない借用住宅の電気の事故または機械的事故によって生じた損害。  
 ⑧ 斑駁または横領によって借用住宅に生じた損害。  
 ⑨ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害。  
 ⑩ 電球、ランプ等の管球類に生じた損害。ただし、借用住宅の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。  
 (注) 借用住宅の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）  
 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
 ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故  
 ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故  
 ⑤ 以外の放射線照射または放射能汚染  
 (注1) ①から⑤までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも前条の事故がこれら的事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。  
 (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
 (注3) 使用済燃料を含みます。  
 (注4) 原子核分裂生成物を含みます。

### 第4条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

- 借用住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。  
 ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部  
 ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、塀、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

- 第5条（保険金の支払額）**  
 当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき3,000円を超える場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

- 第6条（他の保険契約がある場合の損害保険金の支払額）**  
 他の保険契約がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
 この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
 損害の額（注）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。（注）それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- 第7条（普通保険約款の読み替え規定）**  
 この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- す。  
 ① 第39条（事故の通知）(1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「修理費用の発生ならびに総合修理費用特約に規定する他の保険契約等」  
 ② 第39条（2）の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理費用が生じた」  
 ③ 第42条（保険金の請求）(1)の全文は、  
 「(1) 当会社に対する保険金請求権は、修理費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。」

### 第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 法律相談費用および弁護士費用等特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	偶然な事故をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
相談損害	被害について法律相談を行い、法律相談料を支出することによって被った損害をいいます。
日常生活用動産	日常生活の用に供される動産をいいます。ただし、次に掲げる物を除きます。 ①通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの ②船舶（注1）、航空機、自動車（注2）、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ③貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ④稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他のこれらに類するもの ⑤商品、営業用具（じゅぎょうぐ）備品その他のこれらに類するもの (注1) ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます (注2) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。
被害	第2条（保険金を支払う場合）(1) ①または②に該当する被害をいいます。
弁護士	弁護士法の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士をいいます。
弁護士費用等	弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する業務のうち「法律相談」を除く業務の対価として弁護士に支払われるべき費用、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用をいいます。
弁護士損害	賠償義務者による被害に関する法律上の損害賠償請求を弁護士に委任したことにより生じた弁護士費用等を負担することによる損害をいいます。
法定相続人	事故により被保険者が死亡した場合の法定相続人をいいます。
法律相談	弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいい、口頭による鑑定、電話による相談を含みます。ただし、訴訟事件、非訴訟事件および審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成、法律事務の執行等を除きます。
法律相談料	法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。ただし、書面による鑑定料、着手料、報酬金、手数料、顧問料および日当を除きます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の相談損害および弁護士損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	法律相談費用保険金および弁護士費用等保険金をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

### 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、事故によって次のいずれかに該当する被害が生じた場合において、被保険者またはその法定相続人が被った相談損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、法律相談費用保険金を支払います。

- ① 被保険者が被った身体の障害  
 ② 本人の居住の用に供される住宅または住宅外における被保険者の日常生活用動産の滅失、損傷もしくは汚損  
 (2) 当会社は、事故によって被害が生じた場合において、被保険者または法定相続人が法律上の損害賠償請求権を有する場合に、被保険者または法定相続人が被った弁護士損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、弁護士費用等保険金を支払います。
- 3条（保険金を支払わない場合）
- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被害が生じた場合には、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）または保険金を受け取るべき者（注2）の故意  
 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
 ③ 被保険者と相互の事故  
 ④ 被保険者が法に定められた運転資格（注3）を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた事故  
 ⑤ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故  
 ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置  
 ⑦ 被保険者に対する刑の執行  
 ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
 ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）  
 ⑩ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染されたもの（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
 ⑪ ⑩から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた

## 事故

- (1) ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた環境汚染に対しては、保険金を支払います。
- (3) 住宅または日常生活用動産の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- (4) 住宅または日常生活用動産自体の欠陥。ただし、これによって生じた身体の障害に対しては、保険金を支払います。

- (5) 住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- (6) 住宅または日常生活用動産の詐取または紛失
- (7) 住宅または日常生活用動産の職務遂行に直接起因する事故
- (8) 保険契約者または被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注7）の滅失、損傷もしくは汚損
- (9) 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注7）の滅失、損傷もしくは汚損
- (10) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注2) これらの者の代理人を含みます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをおきます。

- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注5) 使用済燃料を含みます。

- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (注7) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

## 第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 本人
- (2) 本人の配偶者（注1）
- (3) 本人または配偶者（注1）と生計を共にする同居の親族
- (4) 本人または配偶者（注1）と生計を共にする別居の未婚（注2）の子

- (注1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

- (注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、被害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- (3) (1)の本人として指定された者について死後その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づき本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

## 第5条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の相談損害を被った場合に支払うべき法律相談費用保険金の額は、当会社の同意を得て支出した法律相談費用とします。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。

- (2) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(2)の弁護士損害を被った場合に支払うべき弁護士費用等保険金の額は、被保険者が賠償義務に対する損害賠償請求にあたり、当会社の同意を得て支出した弁護士費用等とします。ただし、1回の事故につき、被害を受けた被保険者1名あたり保険証券記載の保険金額を限度とします。

- (3) (1)および(2)における1事故とは、発生時期または発生場所がいかなる場合でも、同一の原因から生じた一連の事故をいいます。

- (4) (1)の規定により1回の事故となるすべての事故は、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみします。

## 第6条（保険金の削減）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により請求の原因となる1回の法律相談中に当会社が支払責任を負担しない法律相談が含まれるときは、当会社は、前条(1)の額に次の割合を乗じて得た額を支払います。

この特約により支払の対象となる法律相談に  
要した時間  
支払の対象となる法律相談と支払の対象とは  
ならない法律相談に要した時間の合計

- (2) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(2)の弁護士費用等保険金の支払を受けようとする場合において、この特約により支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とはならない損害賠償請求を同時にを行うときには、当会社は、前条(2)の額に次の割合を乗じて得た額を支払います。

この特約により支払の対象となる損害賠償請求額  
支払の対象となる損害賠償請求と支払の対象とは  
ならない損害賠償請求の合計額

- (3) (1)の規定は、被保険者が1事故に起因する法律相談を1回しか行わなかった場合には、適用しません。

## 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合には、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

- この保険契約の支払責任額

- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

- それぞれの保険契約のうち最も保険金額の高い保険契約における支払責任額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

## 第8条（期間と支払責任の関係）

- 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の被害が保険期間中に発生し、かつ、その被害に対する法律相談が被害発生日からその日を含めて1年以内に開始された場合にのみ、同条(1)の法律相談費用保険金を支払います。

## 第9条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）は、第2条（保険金を支払う場合）の相談損害または弁護士損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所、加害者の住所、氏名および事故の状況

- ② 法律相談および弁護士への委任の概要

- ③ 他の保険契約等の有無および内容（注2）

- (注1) これらの者の代理人を含みます。

- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）が正当な理由がなく(1)の規定に

違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) これらの者の代理人を含みます。

## 第11条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、相談損害が発生した時または弁護士損害が発生した場合は、賠償義務者が被保険者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と賠償義務者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行なうことができます。

- (2) 保険業者または保険金を受け取るべき者（注）が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(注) これらの者の代理人を含みます。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいるときは、次に掲げる者のいすれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を求まつたうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者

- (2) ①に規定する者がいない場合または①および②に規定する者がいる場合

- (3) ①および②に規定する者がいる場合または①および②に規定する者がいる場合

- (4) (3)の規定による保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）に対して、別表に掲げるもの以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類を速やかに提出しなければなりません。

(注) これらの者の代理人を含みます。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(注) これらの者の代理人を含みます。

## 第12条（時効）

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第12条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合には、この特約もまた無効とします。

- (2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

- (4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

## 第13条（普通保険契約の読み替え）

この特約については、家庭用火災総合保険普通保険契約を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 家庭用火災総合保険普通保険契約第1条（用語の定義）の規定中「告知事項」の（注）において「他の保険契約等」とあるのは、「法律相談費用および弁護士費用等特約第2条（保険金を支払う場合）」の相談損害および弁護士損害を補償する他の保険契約または共済契約」

- (2) 家庭用火災総合保険普通保険契約第19条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「事故による損害」とあるのは、「事故による相談損害および弁護士損害」

- (3) 家庭用火災総合保険普通保険契約第20条（告知義務）の規定中「第2条（損害保険金を支払う場合）一保険の対象に生じた事故」から第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）までの事故による損害」とあるのは、「法律相談費用および弁護士費用等特約第2条（保険金を支払う場合）」の相談損害および弁護士損害」

- (4) 家庭用火災総合保険普通保険契約第22条（通知義務）の規定中「第2条（損害保険金を支払う場合）一保険の対象に生じた事故」から第4条（地震火災費用保険金を支払う場合）までの事故による損害」とあるのは、「法律相談費用および弁護士費用等特約第2条（保険金を支払う場合）」の相談損害および弁護士損害」

- (5) 家庭用火災総合保険普通保険契約第33条（保険金の支払時期）(1)（注1）の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは、「法律相談費用および弁護士費用等特約第10条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続」

## 第14条（保険金の支払方法に関する補足規定）

家庭用火災総合保険普通保険契約第43条（保険金の支払時期）の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国外貨物をもつて行うものとします。

## 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険契約の規定を準用します。

## 別表 保険金請求書類（注1）

提出書類	保険金種類	法律相談	弁護士
① 保険金の請求書	○	○	
② 保険証券	○	○	
③ 当会社の定める損害状況報告書	○	○	
④ 公の機関（注2）の事故証明書	○	○	
⑤ 被保険者の印鑑証明書	○	○	
⑥ 法律相談を行った弁護士による法律相談日時および法律相談内容についての証明書	○		
⑦ 法律相談料の領収書	○		
⑧ 弁護士に委託したことを証明する書類		○	
⑨ 示談書その他の書類		○	
⑩ 弁護士費用等の領収書		○	

(注1) 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(注2) やむを得ない場合には第三者とします。

## マンション専有部分特約

### 第1条 (保険の対象の範囲)

- (1) 当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第9条（保険の対象の範囲）  
（1）の規定に定める建物およびこれに付帯する特約の規定に定める保険の対象である建物または  
保険の対象である家財を収容する建物とは、その建物のうち専有部分をいうものとします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、共用部分のうち被保険者の共用持分については、その旨を保険証券  
に明記することにより、保険の対象に含めることができます。
- (3) 次に掲げるもののうち被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含ま  
れません。

- ① 営業または建具その他これらに類するもの  
② 電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備  
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備

### 第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普  
通保険約款の規定を準用します。

## 併用住宅特約

### 第1条 (この特約の適用)

この特約は、家庭用火災総合保険普通保険約款において、保険の対象である建物または保険の対象  
である家財を収容する建物の一部が居住の用に供される場合に適用されます。

### 第2条 (読み替え規定)

この特約が適用される場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替える  
ものとします。

- ① 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）  
（3）②の規定中「床下浸水（注2）を被った結果」とあるのは「床下浸水（注2）または地盤面  
（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）により45cmを超える浸水（注2）を被った結果」
- ② 家庭用火災総合保険普通保険約款第3条（損害保険金を支払う場合－家財が保険の対象であると  
きの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）の規定中「保険証券記載の建物内における次のいず  
れか」とあるのは、「保険証券記載の建物内における生活の用に供する次のいずれか」
- ③ 家庭用火災総合保険普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）（7）の規定中「通貨、乗車券等  
または預貯金証書」とあるのは「生活の用に供する通貨、乗車券等または預貯金証書」
- ④ 家庭用火災総合保険普通保険約款第12条（損害保険金の支払額－通貨、乗車券等または預貯金  
証書の盗難の場合）（1）の規定中「第3条（損害保険金を支払う場合－家財が保険の対象であると  
きの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）（1）の通貨または（2）の乗車券等の盗難」とあるのは  
「生活の用に供する第3条（損害保険金を支払う場合－家財が保険の対象であるときの通貨、乗車  
券等または預貯金証書の盗難）（1）の通貨または（2）の乗車券等の盗難」
- ⑤ 家庭用火災総合保険普通保険約款第12条（損害保険金の支払額－通貨、乗車券等または預貯金  
証書の盗難の場合）（2）の規定中「第3条（損害保険金を支払う場合－家財が保険の対象であると  
きの通貨、乗車券等または預貯金証書の盗難）（3）の預貯金証書の盗難」とあるのは「生活の用に  
供する第3条（損害保険金を支払う場合－家財が保険の対象であるときの通貨、乗車券等または預  
貯金証書の盗難）（3）の預貯金証書の盗難」
- ⑥ 家庭用火災総合保険普通保険約款第14条（罹災時諸費用保険金の支払額）（1）の規定中「1敷  
地内ごとに100万円を限度とします。」とあるのは「1敷地内ごとに500万円を限度とします。」
- ⑦ 家庭用火災総合保険普通保険約款別表（1）の規定中「通貨または乗車券等」とあるのは「生活の用  
に供する通貨または乗車券等」、また「預貯金証書」とあるのは「生活の用に供する預貯金証書」
- 第3条（この特約が付帯された保険契約との関係）  
(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。  
(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。  
(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとし  
ます。  
(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終  
了するものとします。

### 第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普  
通保険約款の規定を準用します。

## 修理付帯費用特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
修理付帯費用	家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（1）の事故によって保険の対象に損害（注1）が生じた結果その保険の対象の復旧にあたり発生した第2条（保険金を支払う場合）に掲げる費用（注2）のうち、当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をいいます。 (注1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由によって生じた損害を除きます。 (注2) 居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第2条（保険金を支払う場合）の修理付帯費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する他の保険契約または共済契約を除きます。
復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をい います。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要す ると認められる期間を超えないものとします。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、次に掲げる修理付帯費用に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払いま  
す。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（注1）  
② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注1）。ただし、復旧期間を  
超える期間に對応する費用を除きます。  
③ 損害が生じた保険の対象である建物に付属する専ら事業の用に供する設備または装置を再稼働する  
ために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の  
費用を除きます。  
④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用  
および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。

- ⑤ 損害が生じた保険の対象である建物の代替として車ら事業の用に供するために使用する施設の賃  
借費用（注2）。ただし、損害が生じた保険の対象をその他において借用する場合に要する賃借費  
用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象として使用する仮設物の設置費用（注3）および撤去費用ならび  
にこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事にともなう残業勤務、深夜勤務または休日  
勤務に対する割増賃金
- (注1) 保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合  
には、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を  
除きます。
- (注2) 敷金その他貸賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応す  
る費用を除きます。
- (注3) 保険の対象の復旧完了時ににおける仮設物の価額を除きます。

### 第3条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の修理付帯費用保険金として、修理付帯費用の額を支  
払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内  
にかかるこの保険契約の保険金額（注）に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い  
額を限度とします。
- (注) 保険金額が保険契約の再調達価額を超える場合は、再調達価額とし、また、被保険者が2名以  
上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険契約の保険の対象に対して割り当てられるべき  
保険金額をいいます。

- (2) (1) の場合において、当会社は、(1) の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保  
険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

### 第4条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額  
を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とし  
ます。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残  
額。

### 第5条 (普通保険約款の読み替え規定)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用しま  
す。

- ① 第39条（事故の通知）(1) の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理付  
帯費用が生じた」、また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「修理付帯費用の発生  
ならびに修理付帯費用特約に規定する他の保険契約等」
- ② 第39条（2）の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「修理付帯費用が生じた」
- ③ 第42条（保険金の請求）(1) の全文は、  
「(1) 当会社に対する保険金請求権は、修理付帯費用を支出した時から発生し、これを行ず  
ることができるるものとします。」

### 第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普  
通保険約款の規定を準用します。

## 別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
修理付帯費用保 険金	1回の事故につき1敷地内ごとに1,000万円（注）または修理付帯費用の額 のいずれか低い額 (注) 他の保険契約等に限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、こ れらの限度額のうち最も高い額とします。

## 家賃損害補償特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
建物	この特約の保険の対象である建物をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損失を補償する他の保険契約または共済契 約をいいます。
復旧期間	建物が損害を受けた時からそれを遮離なく復旧したまたはそれに代わる他の 建物を再取得したときまでに要する期間をいいます。ただし、構造の改良ま たは規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとし ます。また、損害を受けた建物の復旧したまたは再取得しない場合で、第 7条（家賃の不継続）ただし書きに該当するときは、推定復旧期間（注）を もって復旧期間とみなします。 (注) 建物を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間 をいいます。
約定復旧期間	推定復旧期間（注）を基準として、当事者が約定した期間をいいます。 (注) 建物に罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間 をいいます。
家賃	建物の賃料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および賃料を含まない ものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時の認 められた場合には、その賃借料は家賃に算入されます。 ア. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ. 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ. 賃料 (注) 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃料をその 建物について合計した額とします。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、建物が、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対  
象に生じた事故）の事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、この特約に従い、保  
険の対象に含まれる部分の賃料を支払います。

險金を支払います。

### 第3条 (保険金支払の条件)

当会社は、建物について生じた損害に対して、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、前条の損失に対して、保険金を支払います。

### 第4条 (保険金額)

この特約の保険金額は、損害が生じた時における建物の家賃月額に約定復旧期間を乗じた額とします。

### 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損失の額は、保険金額によって定めます。

(2) 保険金額が保険金額と同額である場合は、当会社は、保険金額を限度とし、家賃について復旧期間(注)内に生じた損失の額を保険金として、支払います。

(注) 復旧期間が約定復旧期間を超える場合は、約定復旧期間とします。

(3) 保険金額が保険金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\text{保険金額} = (\text{（2）の規定による損失の額} \times \frac{\text{保険金の額}}{\text{保険金額}})$$

### 第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が家賃について復旧期間(注)内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

家賃について復旧期間(注)内に生じた損失の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 復旧期間が約定復旧期間を超える場合は、約定復旧期間とします。

### 第7条 (家賃の不継続)

被保険者が、損害を受けた建物の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧もしくは再取得した建物の家賃を継続しない場合は、この特約は、損害発生の時に遡(さかのぼ)つ効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この特約は失効しません。

### 第8条 (普通保険約款の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条(事故の通知) (1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「家賃損害補償特約第2条(保険金を支払う場合)の損失が生じた」また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「家賃損害補償特約第2条(保険金を支払う場合)の損失の発生ならびに家賃損害補償特約に規定する他の保険契約等」

② 第39条(2)の規定で「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「家賃損害補償特約第2条(保険金を支払う場合)の損失が生じた」

③ 第41条(保険金の請求) (1)全文は、

「(1)当会社に対する保険金請求権は、家賃損害補償特約第5条(保険金の支払額)の規定による損失の額が確定した時または復旧期間(注)の終了した時のいわゆる早い時から発生し、これを行なうことができるものとします。(注)復旧期間が約定復旧期間を超える場合は、約定復旧期間とします。」

### 第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 抵当権者特約

### 第1条

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
抵当権者	抵当権を有する者をいい、下記記載の者とします。

### 第2条

(1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された保険契約(注)による( )保険金請求権をこの特約が付帯された保険契約の保険の対象について抵当権者に、損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された保険契約(注)により保険金として支払うべき額を損害発生時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

(注) その継続契約を含みます。

(2) (1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)の支払限度額は、この特約が付帯された保険契約(注)の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から損害発生時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額をを超えないものとします。

(注) その継続契約を含みます。

### 第3条

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の(通知義務) (1)の規定による保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても前条の規定により保険金を支払うものとします。

(2) 抵当権者は、普通保険約款の(通知義務) (1)の規定のいずれかに該当する事実の発生を知った場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合には、当会社への通知は必要ありません。

(3) 普通保険約款の(通知義務) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(2)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合はまたは危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3)の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款の(保険契約解除の効力)の規定にかかるわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

### 第4条

(1) 抵当権者が前条(2)の通知をした場合および普通保険約款の(保険料の返還または請求)告知

義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。

(2) 当会社は、抵当権者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 当会社が、保険契約者に対する追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合には限ります。

(4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

### 第5条

当会社が普通保険約款の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯された保険契約(注)を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

### 第6条

(1) 当会社が第3条(1)の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。

(2) (1)の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1)の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

### 第7条

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

### 第8条

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

抵当権者

## 明記物件自動補償特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
宝石・貴金属等	保険証券に明記されていない1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董(どう)、彫刻物その他の美術品をいいます。
家財の損害	宝石・貴金属等以外の保険の対象である家財に生じた損害をいいます。
家財の保険金額	保険証券記載の家財の保険金額をいいます。

### 第2条 (明記物件の自動補償)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第9条(保険の対象の範囲)(3)①の規定にかかるわらず、保険証券記載の建物内において、宝石・貴金属等に、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故の損害が生じた場合には、宝石・貴金属等を保険の対象としないで、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、損害保険金を支払います。ただし、保険契約締結の当時または保険契約締結の後に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、宝石・貴金属等を保険証券に明記するための手続きを怠った場合は、この規定を適用しません。

### 第3条 (損害保険金の支払額)

(1) 当会社が前条の損害保険金として支払うべき損害の額は、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条(損害保険金の支払額ー保険の対象に生じた事故の場合)(3)から(5)までの規定によつて定めます。ただし、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とし、1回の事故につき生じた損害の額を定めます。

(2) 当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条(損害保険金の支払額ー保険の対象に生じた事故の場合)(6)の規定にかかるわらず、1回の事故につき、100万円(注)または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

① 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故の場合

(1) から(5)までの事故による損害の場合

ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

$$(1) \text{の規定による損害} - \text{損害保険金の額}$$

イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

$$(1) \text{の規定による損害} - \text{保険証券記載の免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

② 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(6)の事故による損害の場合

$$(1) \text{の規定による損害} - 3 \text{万円 (注)2} = \text{損害保険金の額}$$

(注1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(6)の事故の場合は、50万円とします。

(注2) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

(3) (2)および家庭用火災総合保険普通保険約款第11条(損害保険金の支払額ー保険の対象に生じた事故の場合)(8)の規定にかかるわらず、宝石・貴金属等に家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故の(5)の盗難による損害が生じた場合の当会社が支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円を限度とします。

(4) (2)および(3)の規定にかかるわらず、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)ー保険の対象に生じた事故の事故による家財の損害に対して損害保険金が支払われる場合において、家財の損害に対して支払われる損害保険金と(2)および(3)の規定によって算出した宝石・貴金属等の損害に対して支払われる損害保険金との合計額が家財の保険金額(注)を超えるときは、当会社は、1回の事故につき、家財の保険金額(注)から家財の損害に対して支払われる損害保険金を差し引いた残額を第2条(明記物件の自動補償)の損害保険金として、支払います。

(注) 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(6)の事故の場合は、50万円とします。

#### 第4条 (保険金支払後の取扱い)

第2条 (明記物件の自動補償) の規定に従い、当会社が損害保険金を支払うべき事故が生じた後は、保険契約者は、連帯なく、宝石・貴金属等を保険証券に明記するための手続きを当会社に申し出なければなりません。

#### 第5条 (この特約が付帯された保険契約に付帯される他の特約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約に次への特約が付帯されている場合は、第2条(明記物件の自動補償)に規定する損害保険金を支払うべき損害は、これらの特約の規定を準用します。

① 火災・落雷・破裂・爆発限定期約

② 火災・落雷・破裂・爆発および風ひょう雪災限定期約

③ 水災対外特約

④ 不測かつ突發的な事故対外特約

(2) この特約が付帯された保険契約に風ひょう雪災損害20万円以上発生時損害額補償特約が付帯されている場合は、第3条(損害保険金の支払額)(2)①および②に規定する損害保険金の額は、同特約の規定を準用します。

#### 第6条 (普通保険約款との関係)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。この場合において、家庭用火災総合保険普通保険約款別表1の2を、次のとおり読み替えて適用します。

「

保険金の種類		支払限度額	
2 第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故(5)の損害保険金	(1) 第9条(保険の対象の範囲) (3) ①に掲げるもの	保険証券に免責金額が記載されていない場合	1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円(注)または損害の額のいずれか低い額(注)他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2) 上記以外のもの	保険証券に免責金額が記載されている場合	1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円(注)または損害の額から免責金額(注)を差し引いた残額のいずれか低い額(注)他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3 第2条(損害の額) (注) チェーンを含みます。	保険証券に免責金額が記載されている場合	損害の額	1回の事故につき、損害の額から免責金額(注)を差し引いた残額(注)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	保険証券に免責金額が記載されていない場合	損害の額	1回の事故につき、損害の額から免責金額(注)を差し引いた残額(注)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

」

## 敷地内設置物特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内設置物	保険証券記載の建物と同一の敷地内に独立して設置されたライト、ポスト、パーカー・ポール(注)をいいます。 (注) チェーンを含みます。
修復	損害発生前の状態に復旧することをいいます。
敷地内設置物修復費用	家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故)の事故によって、敷地内設置物が損害を受けた場合に、被保険者が負担したこれを修復するために要した費用をいいます。
他の保険契約等	被保険者所有の敷地内設置物について締結された第2条(敷地内設置物修復費用保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

#### 第2条 (敷地内設置物修復費用保険金を支払う場合)

当会社は、敷地内設置物修復費用に対して、この特約に従い、敷地内設置物修復費用保険金を支払います。

#### 第3条 (敷地内設置物修復費用保険金を支払わない場合)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)の規定をこの特約においても適用します。この場合において、同条(3)の規定中「保険の対象」とあるのは「敷地内設置物」と読み替えるものとします。

#### 第4条 (敷地内設置物修復費用保険金の支払額)

(1) 当会社が敷地内設置物修復費用保険金として支払う額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき敷地内設置物修復費用保険金との保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険証券記載の保険金額を超えるときでも、敷地内設置物修復費用保険金を支払いません。

#### 第5条 (他の保険契約等がある場合の敷地内設置物修復費用保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、敷地内設置物修復費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を敷地内設置物修復費用保険金として支払います。ただし、前条の額を限度とします。

① 他の保険契約等から敷地内設置物修復費用に対する保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

敷地内設置物修復費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

#### 第6条 (普通保険約款の読み替え規定)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 第39条(事故の通知) (1)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「敷地内設置物修復費用が生じた」また「損害の発生ならびに他の保険契約等」とあるのは「敷地内設置物修復費用の発生ならびに敷地内設置物修復費用特約による他の保険契約等」

② 第39条(2)の規定中「保険の対象について損害が生じた」とあるのは「敷地内設置物修復費用が生じた」

③ 第42条(保険金の請求) (1)の全文は、「(1)当会社に対する保険金請求権は、敷地内設置物修復費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。」

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 持ち出し家財特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
持ち出し家財	この保険契約における保険の対象である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出されたまたは携行中の家財(注)をいい、保険証券記載の建物外で取得し、保険証券記載の建物に持ち帰るまでの間の家財を含みます。 (注) 国外に持ち出された場合を含みます。
他の保険契約等	持ち出し家財について締結された第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合) (1) (6)の規定にかかわらず、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故) (1)、(2)および(4)から(6)までの事故によって、持出し家財に損害が生じた場合は、その損害に対して、この特約に従い、持ち出し家財保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)の持ち出し家財保険金を支払う場合においても、家庭用火災総合保険普通保険約款第4条(地震火災費用保険金を支払う場合)から第7条(特別費用保険金を支払う場合)までの費用保険金は支払いません。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合) (1) ①から④まで、(2) および(3)の規定をこの特約に適用します。この場合において、同条(3)の規定中「保険の対象」とあるのは「持ち出し家財」と読み替えるものとします。

(2) 当会社は、持ち出し家財である自転車または原動機付自転車(注)の盗難によって生じた損害に対しては、持ち出し家財保険金を支払いません。  
(注) 総排気量が125cc以下のものをいいます。

#### 第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)の持出し家財保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における再調達価額によって定めます。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持出し家財を回収することができたときは、その損害の額に含まれるものとします。

(3) 持出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条(保険の対象の範囲) (3) ①に掲げるものである場合(は)、(1)の規定にかかわらず、持出し家財保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその持出し家財の価額によって定めます。

(4) 持出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条(保険の対象の範囲) (3) ①に掲げるものである場合(は)、持出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条(保険の対象の範囲) (3) ①に掲げるものである場合(は)、持出し家財が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその持ち出し家財全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(3)の規定によって損害の額を決定します。

(5) 持出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条(保険の対象の範囲) (3) ①に掲げるものである場合(は)、(2)の規定にかかわらず、盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持出し家財を回収することができたときは、その損害が生じた地および時におけるその持出し家財の価額を限度とし、回収のために支出した必要な費用は、(3)の損害の額に含まれるものとします。

(6) 当会社は、30万円(注)1を限度とし、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を持出し家財保険金として、支払います。

① 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故) (1) から (5)までの事故による損害の場合

$$(1) \text{から} (5) \text{までの規定による} = \text{持ち出し家財保険金の額}$$

② 家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合)一保険の対象に生じた事故) (6)の事故による損害の場合

$$(1), (3) \text{および} (4) \text{の規定による} - 3 \text{万円 (注)} 2 = \text{持ち出し家財保険金の額}$$

(注1) 保険証券にこれと異なる支払限度額が記載されている場合はその金額を適用します。

(注2) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

(7) この特約が付帯された保険契約に風ひょう雪災損害20万円以上発生時損害額補償特約が付帯されている場合には、同特約の付帯がないものとして、(6) ①の規定を適用します。

#### 第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を持つ出し家財保険金として支払います。

① この保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

別表の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 持出し家財が家庭用火災総合保険普通保険約款第9条(保険の対象の範囲) (3) に掲げるもの以外のものである場合において、他の保険契約等による再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がないときは、当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の持出し家財保険金として、(6)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を支払います。た

だし、この特約の支払責任額を限度とします。

第4条（保険金の支払額）の規定によって支払われるべき損害額によって支払われるべき保険金または共済金の額

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故の種類	支払限度額
家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合）－保険の対象に生じた事故（1）、（2）、（4）および（5）の事故	1回の事故につき、30万円（注1）（注2）または損害の額のいずれか低い額 (注1) 保険証券にこれと異なる支払限度額が記載されている場合は、その金額を適用します。 (注2) 他の保険契約に、この特約の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。
家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合）－保険の対象に生じた事故（6）の事故	1回の事故につき、30万円（注1）（注2）または損害の額から3万円（注3）（注4）を差し引いた残額のいずれか低い額 (注1) 保険証券にこれと異なる支払限度額が記載されている場合は、その金額を適用します。 (注2) 他の保険契約等に、この特約の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。 (注3) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合は、その金額を適用します。 (注4) 他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

## 罹災時諸費用支払限度額増額特約（300万円）

#### 第1条（罹災時諸費用保険金支払限度額の増額）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第14条（罹災時諸費用保険金の支払額）（1）の規定中「1敷地内ごとに100万円を限度とします。」とあるのは、「1敷地内ごとに300万円を限度とします。」と読み替えて適用します。

#### 第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款別表1の6を、次のとおり読み替えて適用します。

「

保険金の種類	支払限度額
6 第5条（罹災時諸費用保険金を支払う場合）の罹災時諸費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（注1） (注) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

」

#### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 罹災時諸費用支払割合変更特約（10%）

#### 第1条（罹災時諸費用保険金支払割合の変更）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第14条（罹災時諸費用保険金の支払額）の規定の算式中、「支払割合（30%）」とあるのは、「支払割合（10%）」と読み替えて適用します。

#### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 風ひょう雪災損害 20万円以上発生時損害額補償特約

#### 第1条（損害保険金を支払う場合）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合）－保険の対象に生じた事故の（2）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（注1）を受け、その損害（注1）の額が20万円以上となった場合には、その損害（注1）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害（注1）の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて一括して行うものとします。

① 風災（注2）

② 雪（ひょう）災

③ 雪災（注3）

（注1）雨、雪、雹（ひょう）または砂塵（じん）の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接被損したために生じた場合に限ります。

（注2）台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注3）豪雪、雪崩（なだれ）等をいい、融雪洪水を除きます。

#### 第2条（損害保険金の支払額）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

（注6）当会社は、保険金額（注1）を限度とし、1回の事故につき、保険の対象ごとに次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

① 第2条（損害保険金を支払う場合）－保険の対象に生じた事故）（1）および（3）から（5）までの事故による損害の場合

ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

（1）から（5）までの規定による損害の額 = 損害保険金の額

#### イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

（1）から（5）までの規定による損害の額 = 保険証券記載の免責金額 = 損害保険金の額

#### ② 第2条（2）の事故による損害の場合

（1）から（5）までの規定による損害の額 = 損害保険金の額

#### ③ 第2条（6）の事故による損害の場合

（1）、（3）または（4）の規定による損害の額 = 3万円（注2） = 損害保険金の額

（注1）第2条（6）の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は（7）に規定する支払限度額および第2条（5）の事故によって保険の対象である第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものについて生じた損害の場合は（8）に規定する支払限度額とします。

（注2）保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

#### ③ 条（保険の対象の評価または再評価のための告知）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第21条（保険の対象の評価または再評価のための告知）（1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

（1）第10条（保険の対象の評価）または第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（2）に規定する評価または再評価の際、保険契約者はまたは被保険者が、故意または重大な過失によって、評価事項について、知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、第2条（損害保険金を支払う場合）－保険の対象に生じた事故）の事故による損害について、当会社は、第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定にかかわらず、保険金額（注1）を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

① 第2条（1）および（3）から（5）までの事故による損害の場合  
ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

保険金額（注2）  
の規定による損害の額 × 再調達価額（注3） = 損害保険金の額

#### イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

（第11条（1）から（5）までの規定による損害の額 - 保険証券記載の免責金額） × 保険金額（注2）  
再調達価額（注3） = 損害保険金の額

#### ② 第2条（2）の事故による損害の場合

保険金額（注2）  
の規定による損害の額 × 再調達価額（注3） = 損害保険金の額

#### ③ 第2条（6）の事故による損害の場合

（第11条（1）、（3）または（4）の規定による損害の額 - 3万円（注4）） × 保険金額（注2）  
再調達価額（注3） = 損害保険金の額

（注1）第2条（6）の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は第11条（7）に規定する支払限度額および第2条（5）の事故によって保険の対象である第9条（保険の対象の範囲）（3）①に掲げるものについて生じた損害の場合は第11条（8）に規定する支払限度額とします。

（注2）保険金額が損害が生じた地およびにおける保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式での保険金額は、損害が生じた地およびにおける保険の対象の再調達価額とします。

（注3）損害が生じた地およびにおける保険の対象の再調達価額とします。ただし、保険の対象が第9条（3）①に掲げるものについて生じた場合は、再調達価額をその損害が生じた地およびにおけるその保険の対象の価額として算出します。

（注4）保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

#### 第4条（保険の対象の価額の増加または減少）

当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（4）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「

（4）（1）に規定する手続を保険契約者はまたは被保険者が、故意または重大な過失によって怠った場合において、その事実が発生した時から（3）の規定による手続が完了するまでの間に生じた第2条（損害保険金を支払う場合）－保険の対象に生じた事故）の事故による損害について、当会社は、第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（6）の規定にかかわらず、保険金額（注1）を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

① 第2条（1）および（3）から（5）までの事故による損害の場合  
ア. 保険証券に免責金額が記載されていない場合

保険金額（注2）  
の規定による損害の額 × 再調達価額（注3） = 損害保険金の額

## イ. 保険証券に免責金額が記載されている場合

$$\left( \begin{array}{c} \text{第11条(1)から(5)までの規定による損害の額} \\ - \text{保険証券記載の免責金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$$

## ② 第2条(2)の事故による損害の場合

$$\text{第11条(1)から(5)までの規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$$

## ③ 第2条(6)の事故による損害の場合

$$\left( \begin{array}{c} \text{第11条(1),(3)または(4)の規定による損害の額} \\ - 3万円 \end{array} \right) \times \frac{\text{保険金額(注2)}}{\text{再調達価額(注3)}} = \text{損害保険金の額}$$

(注1) 第2条(6)の事故によって保険の対象である家財について生じた損害の場合は第11条(7)に規定する支払限度額および第2条(5)の事故によって保険の対象である第9条(保険の対象の範囲) (3)①に掲げるものについて生じた損害の場合は第11条(8)に規定する支払限度額とします。

(注2) 保険金額が損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。

(注3) 損害が生じた地および時ににおける保険の対象の再調達価額とします。ただし、保険の対象が第9条(3)①に掲げるものである場合は、再調達価額をその損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の価額として算出します。

(注4) 保険証券にこれと異なる免責金額が記載されている場合はその金額を適用します。

**第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額)**  
当会社は、この特約に従い、家庭用火災総合保険普通保険約款別表1の1を、次のとおり読み替えて適用します。

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条(損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故)(1)、(3)および(4)の損害保険金	保険証券に免責金額が記載されていない場合 損害の額
		保険証券に免責金額が記載されている場合 1回の事故につき、損害の額から免責金額(注)を差し引いた残額 (注)他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	第2条(損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故)(2)の損害保険金	損害の額

## 第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 個人賠償責任特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第5条(被保険者の範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

### 第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

### 第3条(保険金を支払わない場合－その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者は、被保険者(注1)またはこれらの方の法定代理人の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染されたもの(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性に起因する事故(注5)
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

**第4条(保険金を支払わない場合－その2)**

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用者(注2)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に對して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶(注3)・車両(注4)、銃器(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 被保険者が家事用人として使用する者を除きます。

(注3) 原動力が専ら人間力であるものを除きます。

(注4) 原動力が専ら人間力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注5) 空気錠を除きます。

**第5条(被保険者の範囲)**

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(注1)
- ③ 本人または配偶者(注1)と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人または配偶者(注1)と生計を共にする別居の未婚(注2)の子

(注1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

(注2) これまでに婚歴がないことをいいます。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は、被保険者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出で、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかつたものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それそれの被保険者ごとに適用します。ただし、この規定によって、第7条(保険金の支払額)①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

**第6条(支払保険金の範囲)**

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるるものに限ります。

(1) 初の式によつて算出した損害賠償金の額

被保険者が損害	判決により支払
賠償請求権者に	命ぜられた訴
対して負担する	+ 試費用または判
法律上の損害賠	- 法律日までの延滞
償責任の額	損害金

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得する場合 = 損害賠償金の額

② 被保険者が第9条(事故の発生)①②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 被保険者が第9条(事故の発生)③または第14条(代位)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要な費用

④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判断したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

**第7条(保険金の支払額)**

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 前条①の規定により算出された損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超える場合には、その超過した額、ただし、1回の事故につき、支払限度額を限度とします。

② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条⑤および⑥の費用は、同条①の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

**第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)**

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

**第9条(事故の発生)**

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 次の事項を遅延なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア、事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況

イ、アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名

ウ、損害賠償の請求を受けた場合の、その内容

- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。  
 ③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。  
 ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。  
 ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。  
 ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。  
 ⑦ ①から⑥までのはか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これに提出すること。その他当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。  
 （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。  
 ① （1）または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額  
 ② （1）②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額  
 ③ （1）③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注3）をすることによって取得することができたと認められる額  
 ④ （1）④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額  
 （注3）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

#### 第10条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行なうことができます。  
 （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険約款第42条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のはか、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書  
 ② 示談書その他これに代わるべき書類  
 ③ 損害を証明する書類

（3）被保険者が、（2）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注4）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実。  
 ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無。  
 ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係。  
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無。  
 ⑤ から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項。

（注4）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

- （2）（1）の確認をすため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注4）からその日のうちで次に掲げる日数（注5）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （1）から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注6） 180日  
 ② （1）から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ （1）～（3）の事項のうち、後遺障害の認定に関する専門機関による審査等の結果の照会 120日  
 ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

- ⑤ （1）から⑤までの事項の確認を日本国外において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注5）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。  
 （注6）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注7）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者は被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注8）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注8）必要な協力をわからなかった場合を含みます。

#### 第12条（時効）

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第13条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注9）について先取特権を有します。

（注9）第6条（支払保険金の範囲）（2）から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行なうものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注10）  
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注11）  
 （注10）被保険者が賠償した金額を限度とします。

- （注11）損害賠償請求権者は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注12）は、質権の目的とし、または（2）の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）または（4）の規定により被保険者が当会社に対する保険金の支払を請求するこ

とができる場合を除きます。

（注12）第6条（支払保険金の範囲）（2）から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。  
 第14条（代位）  
 （1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注13）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転する時は、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
 被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合  
 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注13）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- （2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- （3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

- 第15条（この特約が付帯された保険契約との関係）  
 （1）この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

- （2）この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

- （3）この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

- （4）この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

#### 第16条（保険金の支払方法に関する補足規定）

- 第11条（保険金の支払時期）の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行なうものとします。

- 第17条（普通保険料の読み替え）  
 この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第19条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険金」とあるのは「この特約の保険金」と読み替えて適用します。

- 第18条（準用規定）  
 この特約に定めたない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 附 則

- （1）第13条（先取特権）（1）および（2）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。  
 （2）第13条（先取特権）（3）の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（注14）の譲渡または保険金請求権（注15）を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。  
 （3）保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

#### 総合借家人賠償責任特約

##### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	借用住宅の貸主をいい、転貸人を含みます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
借用戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。
損壊	滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
不測かつ突發的な事故	第2条（保険金を支払う場合）①から④までの事故以外の不測かつ突發的な事故をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、次のいずれかに該当する事故により、借用戸室の損壊について、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 火災  
 ② 破裂または爆発（注16）  
 ③ 排水設備（注17）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢（いっ）水（注18）による水濡れ  
 ④ 盗難（注19）  
 ⑤ 不測かつ突發的な事故  
 （注16）「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

- （注17）スクリンランナー設備、装置を含みます。

- （注18）水が溢（あふ）れることをいいます。

- （注19）強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に對しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注20）またはこれら者の法定代理人の故意  
 ② 被保険者の心神喪失または指図  
 ③ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行なった仕事による場合を除きます。  
 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注21）  
 ⑥ 核燃料物質（注22）もしくは核燃焼物質（注23）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性に起因する事故  
 ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故  
 ⑧ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染  
 ⑩ 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
 （注20）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
 （注21）原子核分裂生成物を含みます。  
 （注22）当会社は、不測かつ突發的な事故によって借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損害に対し

では、保険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ③ 借用戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもつても発見し得なかつた欠陥によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ④ 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い等によって生じた損害
- ⑤ 借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であつて、借用戸室の機能に直接関係のない損害
- ⑥ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気の事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑦ 証拠または横領によって借用戸室に生じた損害
- ⑧ 土地の次丁目、移動または隆起によって生じた損害
- ⑨ 電球、ランプ管等の管球類に生じた損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金を支払います。
- (当) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

#### 第4条 (支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

① 次の算式によって算出した損害賠償金の額

$$\begin{array}{rcl} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} & + & \text{判決により支払われる訴訟費用または判決日までの遅延損害金} \\ \hline & - & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより受け取る得するものがある場合はその金額} \\ & = & \text{損害賠償金の額} \end{array}$$

- ② 被保険者が第7条(事故の発生) (1) (3)または第11条(代位) (3)に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用
- ③ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ④ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

#### 第5条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条(1)の規定により算出された損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、支払限度額を限度とします。
- ② 前条(2)から(4)までの費用についてはその全額。ただし、同条(3)および(4)の費用は、同条(1)の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条(1)の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

#### 第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。  
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第7条 (事故の発生)

- (1) 保険契約または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故により借用戸室の損壊が発生したことを見た場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 次の事項を遅滞なく当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、それに応じなければなりません。  
ア. 事故発生の日時、場所、貸主の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況  
イ. アの事項について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名  
ウ. 損害賠償の請求を受ける場合は、その内容
- ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。

- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑦ ①から⑥まで(ほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること)、その他当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)または(5)から(7)までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1) (2)の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

(3) (1) (3)の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

(4) (1) (4)の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

#### 第8条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行なえることができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険約款第42条(保険金

の請求) (2) に定める書類または証拠のほか、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他これに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類
- ④ 被保険者が、(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第9条 (時効)

保険金請求権は、第8条(保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第10条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第4条(支払保険金の範囲) ②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

- ⑤ 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2) (3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) (1)または(4)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第4条(支払保険金の範囲) ②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第11条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

② 被保険者が取得した債権の全額

③ 以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1) (2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第12条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

#### 第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第19条(保険責任の始期および終期) (3)の規定中「保険金」とあるのは「この特約の保険金」

② 第43条(保険金の支払時期) (1) (注1)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日」とあるのは「総合借家人賠償責任特約第8条(保険金の請求) (2)の規定による手続を完了した日」

#### 第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 附 則

- (1) 第10条(先取特権) (1) および(2)の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第10条(先取特権) (3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする資産の設定もしくは差押さえがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものとします。

#### 賠償事故解決特約(家庭用火災総合保険用)

##### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	個人賠償責任特約および総合借家人賠償責任特約をいいます。
支払限度額	基本特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ支払限度額をいいます。
賠償事故	日本国内において発生した際に掲げるものをいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所で提起された場合を除きます。

#### 第2条 (当会社による援助)

被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第3条 (当会社による解約)

- (1) 被保険者が賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者

から次条の規定に基づく損害賠償金の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝・示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。

（注）弁護士の選任を含みます。

（2）（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が支払限度額を明らかに超える場合  
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

#### 第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償金の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償金を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社がこの特約、家庭用火災総合保険普通保険約款および基本特約の規定に従い被保険者に対して支払べき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者は損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合  
② 被保険者は損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合  
③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があつた場合  
ア. 被保険者またはその法定相続人の死滅または生死不明  
イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がないこと。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償金がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（3）この特約において損害賠償金の額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に  
 - 対して既に支払った損害賠償金 = 損害賠償金の額  
 の額

（4）損害賠償請求権者の損害賠償金の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償金を支払います。

（5）（2）または（7）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償金の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（6）1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害賠償金を支払います。

① （2）に規定する事実があつた場合  
② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いのちの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償金の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合  
（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償金がある場合は、その全額を含みます。

（7）（6）または（3）に該当する場合は、（2）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償金を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当会社がこの特約、家庭用火災総合保険普通保険約款および基本特約の規定に従い被保険者に対して支払べき保険金の額（注）を限度とします。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償金がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

#### 第5条（損害賠償金の請求）

（1）当会社に対する損害賠償請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

（2）損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償金の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものと提出しなければなりません。

① 損害賠償金の請求書  
② 当会社の定める事故状況報告書  
③ 示談書その他これに代わるべき書類  
④ 損害を証明する書類

（3）損害賠償請求権者に損害賠償金を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償金の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償金を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がない場合は（1）に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は（1）および②に規定する者に損害賠償金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償金の請求に対して、当会社が損害賠償金を支払った後に、重複して損害賠償金の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償金を支払いません。

（5）当会社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償金を支払います。

#### 第6条（保険金の支払時期）

（1）損害賠償請求権者が第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償金の支払を請求する場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うため必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払います。

① 損害賠償金の支払事由に有の無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損

害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実

- ② 損害賠償金が支払われない事由の有の無の確認に必要な事項として、損害賠償金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無  
③ 損害賠償金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係  
④ 保険契約の効力の有の無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無  
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権の額を確定するために確証が必要な事項

（注）損害賠償請求権者が前項（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償金を支払います。この場合には、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期に損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① （1）から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・診断結果の照会（注3） 180日

② （1）から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するため、医療機関による診断・後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （1）から⑤までの事項の確認を日本国外において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- （注1）損害賠償請求権者が前項（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。  
（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。  
（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またこれは前に応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間について（1）または（2）の期間に算入しないものとします。  
（注）必要な協力を行われなかつた場合を含みます。  
（注4）この特約における「旅行」は、  
① 損害賠償請求権者の旅行（旅費の支拂い）  
② 損害賠償請求権者の旅行（旅費の支拂い）

- （注5）（1）から（5）までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注6）損害賠償請求権者が前項（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注7）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またこれは前に応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間について（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行われなかつた場合を含みます。

（注8）（損害賠償請求権者の旅行期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行なうことはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条（この特約の適用条件）

（1）この特約は次のとおり適用されるものとします。

① この特約における個人賠償責任特約にかかる規定は、家庭用火災総合保険普通保険約款に個人賠償責任特約が付帯されている場合

② この特約における総合健家人賠償責任特約にかかる規定は、家庭用火災総合保険普通保険約款に総合健家人賠償責任特約が付帯されている場合

（2）この特約は、基本特約において免責金額の適用がない場合にのみ適用されます。

第9条（準用規定）

この特約に定めたない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款および基本特約の規定を準用します。

個人賠償責任包括特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
居住戸用室	保険証記載の建物に所在する居住戸用室をいい、敷地内の動産及び不動産を含みます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。① 居住戸用室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故② 第5条（被保険者の範囲）（1）①から③までに定める被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故（注）居住戸用室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払限度額	保険証記載の支払限度額をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、他人の身体の障害または他の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に對しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他の事変または暴動（注2）

④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染されたもの（注4）の放射性、爆発性その他の有の害な特性またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ②から④までの事由に併隨して生じた事故またはこれらに併隨する事由に起因する事故（注5）

⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に對しては、

保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用者（注2）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶（注3）・車両（注4）・銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （注2）被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- （注3）原動力が専ら人労であるものを除きます。
- （注4）原動力が専ら人労であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。
- （注5）空気銃を除きます。

## 第5条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まれないものとします。
  - ① 居住戸用室に居住している者
  - ② 居住戸用室に居住している者の配偶者（注1）
  - ③ 居住戸用室に居住している者またはその配偶者（注1）と生計を共にする別居の未婚（注2）の子
  - ④ 居住戸用室の所有者で、居住戸用室に居住していない者
  - （注1）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
  - （注2）これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- （2）（1）の居住戸用室に居住している者とそれ以外の被保険者との統柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
- （3）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。ただし、この規定によって、第7条（保険金の支払額）①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

## 第6条（支払保険金の範囲）

- 当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。
- ① 次の算式によって算出した損害賠償金の額

$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \frac{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用}}{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用}} = \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより得するものがある場合は}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより得するものがある場合は}} = \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより得するものがある場合は}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより得するものがある場合は}} = \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより得するものがある場合は}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより得するものがある場合は}}$$

- ② 被保険者が第9条（事故の発生）（1）②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 被保険者が第9条（1）③または第15条（代位）（3）に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用
- ④ 事故が発生する場所において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 第10条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- ⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁費、和解料もしくは調停に要した費用

## 第7条（保険金の支払額）

- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の規定により算出された損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

## 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

- （1）損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。

- （2）この保険契約の支払責任額を限度とします。

- （2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

## 第9条（事故の発生）

- （1）保険契約者は被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

- ア 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況

- イ アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名

- ウ 損害賠償金の請求を受けた場合は、その内容

- （2）損害の発生および拡大の防止に努めること。

- （3）他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。

- （4）損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行なう場合を除きます。

- （5）損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。

- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行なう損害の調査に協力すること。

- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- （注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① ①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

- ② ①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ③ ①の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得するこ

- とができると認められる額

- ④ ①の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

- （注2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- 第10条（当会社による解決）

- 当会社は、必要と認めた場合には、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

## 第11条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行なうことができます。

- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険料第42条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のほか、家庭の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書

- ② 示談書その他これに代わるべき書類

- ③ 損害を証明する書類

- （3）被保険者が（2）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは虚偽とした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第12条（保険金の支払時期）

- （1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- （注2）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① ①から④までの事項を確認するための、監視、検察、消防その他の公の機関による検査・調査結果の照会（注3） 180 日

- ② ①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90 日

- ③ ①の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断・断続・後遺障害の認定に係る車両機関による審査等の結果の照会 120 日

- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

- ⑤ ①から⑤までの事項の確認を日本国内外において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

- （注3）被保険者が前条（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者はまたは被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなければならなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

- （注4）必要な協力をを行なわなかった場合を含みます。

## 第13条（時効）

- 保険金請求権は、第11条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第14条（先取特権）

- （1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

- （注2）第6条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者に承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

- （注2）損害賠償請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を買取の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または（2）②の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

- （注3）第6条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

## 第15条（代位）

- （1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において

て、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

#### ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

#### ② 以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 同上

(2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第16条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

#### 第17条 (保険金の支払方法に関する補足規定)

第12条 (保険金の支払時期) の規定による保険金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

#### 第18条 (普通保険料の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険料第19条 (保険責任の始期および終期)

(3) の規定中「保険金」とあるのは、「この特約の保険金」と読み替えて適用します。

#### 第19条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険料の規定を準用します。

#### 附 則

(1) 第14条 (先取特権) (1) および (2) の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第14条 (先取特権) (3) の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする賃貸の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものと除きます。

## 建物賠償責任特約

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	次に掲げる偶然な事故をいいます。 ① 被保険者の所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故 ② 被保険者の仕事の遂行に起因する偶然な事故
仕事	施設である建物を賃貸する業務およびこれに付随する業務をいいます。
施設	保険の対象である建物もしくは保険の対象である家財を収容する建物またはその建物に収容される動産をいい、被保険者の所有する敷地内の動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいい、傷害による死亡も含みます。
財物の損壊	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
他の保険契約等	第2条 (保険金を支払う場合) の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険証券記載のこの特約の被保険者をいいます。

#### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および家庭用火災総合保険普通保険料の規定に従い、保険金を支払います。

#### 第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注1) またはこれら者の法定代理人の故意

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

④ 核燃料物質(注3) もしくは核燃料物質(注3) によって汚染されたもの(注4) の放射性、爆発性その他の有害性またはこれら特性に起因する事故

⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ ④以外の放電線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

② 被保険者の使用者(注1) が被保険者の業務に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

⑤ 排水または排気(注2) に起因する損害賠償責任

(注1) 保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

(注2) 煙を含みます。

#### 第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任

② 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任

③ エレベーターまたはエスカレーターの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

④ 航空機、自動車または施設外における車、船等(注1) もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にある他の財物に起因する損害賠償責任

⑥ 仕事の終了(注2) または放棄の後に仕事の結果(注3) に起因して負担する損害賠償責任

⑦ 仕事の進行(注2) または放棄の後に仕事の結果(注3) に起因して負担する損害賠償責任

⑧ 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任

(注1) 原動力が車両もしくは人間の力による場合を除きます。

(注2) 仕事の目的の引渡しを要する場合は引渡しとします。

(注3) 被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材を除きます。

#### 第5条 (保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げる損害賠償金の額

次の算式によって算出した損害賠償金の額	被保険者が損害賠償請求権者に命ぜられた訴訟費用または判決により支払った訴訟費用 + 詐欺費用または法律上の損害賠償金の額	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより得するものがある場合はその額	= 損害賠償金の額
---------------------	--	--	-----------

② 被保険者が第8条 (事故の発生) (1) ②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 被保険者が第8条 (1) ②または第14条 (代位) (3) に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

④ 事故が発生した場合において、②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判断したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のため要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤ 第9条 (当会社による解決) に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

⑥ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

#### 第6条 (保険金の支払額)

当会社の1回の事故につき支払う保険金の額は、次の金額の合計額とします。

① 前条①の規定により算出された損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超える場合には、その超過した額、ただし、その事故につき、支払限度額を限度とします。

② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条⑥および⑦の費用は、同条①の規定により算出された損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の同条①の規定により算出された損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

#### 第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それそれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第8条 (事故の発生)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条 (保険金を支払う場合) の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 事故の発生なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア、事故発生の日時、場所、被保険者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況

イ、アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名

ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

② 損害の発生および拡大の防止に努めること。

③ 他人に損害賠償の請求(注1) をできる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。

④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被保険者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行なう場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2) について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。その他当会社が行う損害の査定に協力すること。

(注1) 同上

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1) ①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1) ②の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

③ (1) ③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注1) をすることによって取得することができたと認められる額

④ (1) ④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 同上

⑤ (1) ⑤の規定に違反した場合は、他の保険契約の請求を含みます。

#### 第9条 (当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合には、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

#### 第10条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権者は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の

和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。  
(2) 保険者が保険金の支払を請求する場合は、家庭用火災総合保険普通保険約款第42条(保険金の請求) (2)に定める書類または証拠のほか、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 示談書その他のこれに代わるべき書類
- ③ 損害を証明する書類

(3) 保険者が、(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払由生産の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

(5) ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注)2日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注)3日・180日

② (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)～(3)の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断・後遺障害の認定による専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における (1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注) 保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注) 2回複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注) 3弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者はまたは被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力をわんぱくなかった場合を含みます。

#### 第12条(時効)

保険金請求権は、第10条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第13条(先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第5条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行ふものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注)1
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したときに、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払ふことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注)2被保険者が被賠償した金額を限度とします。

(注) 2損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)は質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第14条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

② 被保険者が取得した債権の全額

③ 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第15条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

#### 第16条(普通保険約款の読み替え)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第19条(保険責任の始期および終期)

(3) の規定中「保険金」とあるのは「この特約の保険金」と読み替えて適用します。

#### 第17条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 附 則

(1) 第13条(先取特権)(1)および(2)の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第13条(先取特権)(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

#### エレベーター・エスカレーター賠償責任特約

##### 第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、建物賠償責任特約第4条(保険金を支払わない場合一その2)③の規定にかかわらず、同特約に規定する被保険者が、エレベーターまたはエスカレーターの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、この特約に従い、保険金を支払います。

##### 第2条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

##### 第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款および建物賠償責任特約の規定を準用します。

#### 火災、落雷、破裂・爆発限定特約

##### 第1条(損害保険金を支払う場合)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合一保険の対象に生じた事故)の規定にかかわらず、同条(1)のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

##### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 火災、落雷、破裂・爆発・爆発限定罹災時諸費用特約

##### 第1条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第5条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合一保険の対象に生じた事故)(1)のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対しても損害保険金が支払われる場合に限り、この特約に従い、罹災時諸費用保険金を支払います。

##### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 火災、落雷、破裂・爆発および風ひよう雪災限定特約

##### 第1条(損害保険金を支払う場合)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合一保険の対象に生じた事故)の規定にかかわらず、同条(1)および(2)のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払います。

##### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 水災対象外特約

##### 第1条(損害保険金を支払わない場合)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合一保険の対象に生じた事故)(3)の規定にかかわらず、同条(1)および(2)のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対しても、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

##### 第2条(特別費用保険金の取扱い)

この特約においては、家庭用火災総合保険普通保険約款第7条(特別費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた特別費用保険金は支払いません。

##### 第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 地震火災費用対象外特約

##### 第1条(保険金の支払対象外)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条(損害保険金を支払う場合一保険の対象に生じた事故)(3)の規定にかかわらず、この特約に従い、地震火災費用保険金を支払いません。

##### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 罹災時諸費用対象外特約

##### 第1条(保険金の支払対象外)

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第5条(罹災時諸費用保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、保険の対象に生じた損害に対しても損害保険金が支払われる場合でも、この特約に従い、罹災時諸費用保険金を支払いません。

##### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 家財損害罹災時諸費用対象外特約

### 第1条（保険金の支払対象外）

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第5条（罹災時諸費用保険金を支払う場合）の規定にかかるわらず、保険の対象である家財に生じた損害に対して損害保険金が支払われる場合でも、この特約に従い、罹災時諸費用保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 不測かつ突発的な事故対象外特約

### 第1条（損害保険金を支払わない場合）

当会社は、家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）（6）の規定にかかるわらず、同条（1）から（5）までの事故以外の不測かつ突発的な事故により生じた損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 保険金額調整等特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
評価額	保険証券記載の評価額をいいます。

### 第2条（この特約が適用される範囲）

この特約は、居住の用に供される建物またはそれに収容される家財に適用されます。

### 第3条（保険金額の調整）

(1) この特約が付帯された保険契約においては、建築費または物価の変動によって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、評価額を妥当な額に調整するものとします。(2) (1)の調整が行われた場合には、保険金額は、次の算式によって算出した額により定めるものとします。

$$\text{保険金額} = \frac{\text{変更前の保険金額}}{\text{変更前の評価額}} \times \text{変更後の評価額}$$

(3) (1)および(2)の手続がなされた場合には、当会社は、次のいずれかによって、保険料を返還または請求します。

#### ① 長期保険料一括特約が付帯されている場合

変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

#### ② 長期保険料年払特約が付帯されている場合

(1) および(2)の手続をした日の属する契約年度（注）の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により返還または請求し、その承認をした日の属する契約年度（注）の翌契約年度（注）以降、変更後の保険料に基づき年額保険料を変更します。  
(注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(4) 当会社は、建築費または物価の変動により調整しうる保険の対象の価額と保険証券記載の評価額との差額が保険証券記載の評価額の20%を超えた場合には、再評価のために必要な事項を再評価が必要と認められた日以後その日のを含めて初めて到来する1年毎の保険期間の初日応当日の1か月前（の日までに、保険契約者に通知するものとします）。

### 第4条（保険金額の調整に伴う請求保険料の払込みを怠った場合の取扱い）

当会社が、前条（3）の規定による当会社の保険料の請求に対して、保険契約者がその支払を怠った場合は、その保険料領収前に生じた家庭用火災総合保険普通保険約款第2条（損害保険金を支払う場合－保険の対象に生じた事故）の事故による損害については、家庭用火災総合保険普通保険約款第11条（損害保険金の支払額－保険の対象に生じた事故の場合）（1）の規定にかかるわらず、次の算式によって算出した損害額によるものとします。この場合、保険金額は、前条（2）の規定にかかるわらず、保険金額は変更しなかったものとして、保険金を支払います。

$$\text{家庭用火災総合保険普通保険料} = \frac{\text{損害の額}}{\text{保険約款第11条（1）の規定による損害額}} \times \frac{\text{変更前の保険額}}{\text{変更後の保険額}}$$

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款およびこれに付帯された長期保険料一括特約もしくは長期保険保険料年払特約その他の特約の規定を準用します。

## 長期保険保険料一括特約（家庭用火災総合保険用）

### 第1条（保険料の返還または請求－通知義務等の場合）

(1) 危險増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかるわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(2) 家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた日以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第23条（保険の対象の価額の増加または減少）（3）の規定によ

る手続がなされた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）（2）の規定にかかるわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。

第3条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款第35条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかるわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

### 第4条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第29条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款第37条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（3）の規定にかかるわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

### 第5条（保険料の返還－解除の場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第20条（告知義務）（2）、第22条（通知義務）（2）もしくは（6）、第31条（重大事由による保険契約の解除）（1）、第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）または第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または家庭用火災総合保険普通保険約款第30条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、家庭用火災総合保険普通保険約款第38条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかるわらず、当会社は未経過期間に対し、当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

### 第6条（保険料の返還または請求－率料改定の場合）

この保険契約に適用されている率料が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

### 第7条（保険料の返還－損害保険金を支払った場合）

家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合には（同条（4）の規定にかかるわらず、保険金支払の原因となった損害の発生した日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に對し、当会社の定める長期保険未経過料率によって計算した保険料を返還します。

### 第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 長期保険保険料年払特約（家庭用火災総合保険用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
猶予期間	払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間をいいます。

### 第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約に従い、保険契約者が年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

### 第3条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）

当会社は、前条の規定にかかるわらず、次年度以降の年額保険料の払込を払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間猶予します。

### 第4条（保険料領収時の事故）

(1) 当会社は、保険期間が始まった後でも、第2条（保険料の払込方法）の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。保険契約者が次条（4）の追加保険料の払込みを怠った場合も、また同様とします。

(2) 当会社は、保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間を経過した後も払い込まなかった場合は、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条（告知義務・通知義務等による年額保険料の変更等）

(1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第20条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条（3）③の規定による訂正を承認した日の属する契約年度末までの年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）の規定により返還または請求し、家庭用火災総合保険普通保険約款第20条（3）③の規定による訂正を承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。

(2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた日（注）の属する契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定により返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた日（注）の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。

(3) 家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）、家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その承認をした日の属する契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）の規定により返還または請求し、家庭用火災総合保険普通保険約款第33条（6）の規定により返還または請求し、その承認をした日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。

(4) (1)から(3)までの年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一日に払い込まなければなりません。

### 第6条（保険の対象の評価額の変更による年額保険料の変更等）

(1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第21条（保険の対象の評価額の変更による年額保険料の変更等）（2）の規定による申出を受けた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、その申出を受けた日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求－保険の対象の評価額の変更の場合）（1）の規定により返還または請求し、家庭用火災総合保険普通保険約款第21条（2）②の規定による申出を受けた日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。

(2) 家庭用火災総合保険普通保険約款第23条（保険の対象の価額の増加または減少）(3)の規定による手続がなされた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は同条(1)に規定する事実の発生した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、家庭用火災総合保険普通保険約款第34条（保険料の返還または請求 - 保険の対象の評価額の変更の場合）(2)の規定により返還または請求し、家庭用火災総合保険普通保険約款第23条(1)に規定する事実の発生した日の属する契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。

(3) (1)または(2)の年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払込なければならないません。

#### 第7条 (保険料率の改定による年額保険料の変更)

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている料率が改定された場合でも、当会社は、この保険契約の年額保険料は変更しません。

#### 第8条 (保険金の支払および未払込年額保険料の払込)

当会社は、保険金支払いの原因となった事故が猶予期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

#### 第9条 (解除 - 一年度以下の年額保険料不払の場合)

(1) 保険契約者が次年度以降の年額保険料を猶予期間内に払い込まなかった場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除はその払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、既に領収した保険料は返還しません。

#### 第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## 積立型基本特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約者貸付	保険契約者が別表3の規定に従い受けとができる貸付をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以後の保険料の払込みの猶予期間をいい、払込期日の属する月の翌月末日(注)までとします。(注)保険料の払込方法が月払の場合には、最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌月末日とします。
振替貸付	払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合に、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有効に継続させるための貸付をいいます。
契約年度	保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
満期返れい金	保険証券に記載された満期返れい金をいいます。

### 第2条 (保険料の払込方法)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。

(2) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結とともに一時払保険料を払い込まれなければなりません。

(3) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結とともに第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まれなければなりません。

(4) 家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定が適用される場合において、(1)の保険金支払の原因となった事故が生じた日以降その契約年度末までに払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、(1)の保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まれなければなりません。

(5) 当会社は、保険料のうち(4)に規定する未払込部分がある場合は、返れい金または家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定が適用される場合の保険金から(4)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

### 第3条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

### 第4条 (第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

(1) 払込猶予期間が保険期間の満了する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

(2) (1)の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

### 第5条 (保険料の振替貸付)

(1) 前条(1)の規定にかかるわざ、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、振替貸付を行います。ただし、当会社が振替貸付を行なうのは、この払い込まれなかつた保険料と振替貸付を行なった場合に付されるべき(2)の利息の合計額が、払込期日までに払い込まれなかつた保険料の払込みがあつたものとして別表1B表により計算した返れい金(注)を超えない場合に限ります。

(注)既に振替貸付による貸付金または次条の貸付金がある場合は、その元利合計額を差し引いた残額とします。

(2) 振替貸付による貸付金の利息は、年6%以内の利率により払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算し、次の払込猶予期間が満了ごとに元金に繰り入れます。

(3) 当会社は、次に掲げる返れい金等のいずれかを支払う場合において、振替貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。

① 第13条(返れい金の支払 - 無効または失効の場合)(2)の返れい金

② 第15条(返れい金の支払 - 解除の場合)(1)の返れい金

③ 第17条(満期返れい金の支払)(1)本文の満期返れい金

④ 家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定が適用される場合の保険金

### 第6条 (契約者貸付)

(1) 保険契約者は、別表1B表により計算した返れい金(注)の90%の範囲内で、契約者貸付を受けることができます。

(注)契約者貸付金または振替貸付による貸付金がある場合は、その元利合計額を差し引いた残額と

します。

(2) 契約者貸付を受ける場合の取扱いは、別表3のとおりとします。

(3) 契約者貸付を受ける場合において、家庭用火災総合保険普通保険約款もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または返れい金請求権のいずれかに質権を設定するとき、またはこれらの請求権のいずれかを譲渡するときには、保険契約者はあらかじめ、書面により当会社の承諾を得なければなりません。

### 第7条 (契約者貸付の返済への充当)

当会社は、次に掲げる返れい金等のいずれかを支払う場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、貸付金元利合計額の返済に充当した後、残額を支払うものとします。

① 第13条(返れい金の支払 - 無効または失効の場合)(2)の返れい金

② 第15条(返れい金の支払 - 解除の場合)(1)の返れい金

③ 第17条(満期返れい金の支払)(1)の満期返れい金

④ 家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定が適用される場合の保険金

### 第8条 (契約者貸付と振替貸付との関係)

当会社は、契約者貸付を受ける場合において、契約者貸付による貸付金を合算した額が第5条(保険料の振替貸付)(1)ただし書の返れい金を超えない場合に限り、同条の規定の適用を受けることができます。

① 振替貸付による貸付金については、払込猶予期間の満了日の翌日から次の払込猶予期間の満了日までについて計算した元利合計額(注)

② 契約者貸付による貸付金については、貸付を受けた日から①の計算期間末日までについて計算した元利合計額

(注)既に振替貸付による貸付金がある場合は、その元利合計額を含みます。

### 第9条 (保険契約の効失)

振替貸付による貸付金および契約者貸付による貸付金について、前条と同様の計算期間、方法により元利合計額(注)を計算し、その合計額が別表1B表により計算した返れい金を超える場合は、この保険契約は払込猶予期間の満了日(注)の翌日から効力を失います。

(1) 保険料の払込方法が一時払の保険契約で、契約者貸付による貸付金について貸付期間満了日までに元利合計額の返済がなされない場合は、別表3に規定する貸付期間延長後の貸付期間満了日における元利合計額とします。

(2) 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合は、貸付期間満了日とします。

### 第10条 (保険料の変更等 - 告知義務 - 通知義務等の場合)

(1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第20条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条(3)(3)の規定による訂正を承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、保険料率を変更します。なお、同条(3)の規定による訂正を承認した日の属する契約年度末までの保険料率については、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求します。

(2) (1)の場合において、保険料の払込方法が一時払のときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) 危险増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた日の属する契約年度(注)の翌契約年度以降、保険料率を変更します。なお、危険増加または危険の減少が生じた日の属する契約年度(注)末までの保険料率については、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に對し月割をもって計算した保険料を一括して返還または請求します。

(注)保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた日の属する契約年度をいいます。

(4) (3)の場合において、保険料の払込方法が一時払のときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対応する保険料に、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に對応する別表2に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注)保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(5) (1)本文または(3)本文の規定により変更された保険料の払込についても第4条(2)回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)および第6条(保険料の振替貸付)の規定を適用します。

(6) 当会社は、保険契約者が(1)から(4)までの規定による追加保険料の支払いを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この保険料の払込について第5条(保険料の振替貸付)の規定を準用し、これにより当会社が振替貸付を行なった場合には、当会社は、この保険契約を解除することはできません。

(注)当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(7) (1)なおおそれまたは(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(6)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(8) (3)なおおそれまたは(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険金を支払うべき損害については適用しません。

(9) (1)および(3)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その条件変更日の属する契約年度の翌契約年度以降、保険料を変更します。なお、条件変更日の属する契約年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を活にして返還または請求します。

(10) (9)の場合において、保険料の払込方法が一時払のときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に対し、未経過期間に對応する別表2に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した額を返還または請求します。

(11) (9)なおおそれまたは(10)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に對して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に對しては、保険契約およびこれに付帯された特約に従い、保険金を支払います。

### 第11条 (保険料の変更等 - 保険の対象の評価額の変更の場合)

(1) 保険契約者はまたは被保険者が、家庭用火災総合保険普通保険約款第21条(保険の対象の評価または再評価のための告知)(2)の規定による評価事項の訂正を申し出した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条(2)の規定による訂正を承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。なお、同条(2)の規定による訂正を申し出した日の属する契約年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を活にして返還または請求します。

(2) (1)の場合において、保険料の払込方法が一時払のときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) 家庭用火災総合保険普通保険約款第23条(保険の対象の価額の増加または減少)(3)の規定による手続がなされた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は同条(1)に規定する事実の発生した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険料率に基づき年額保険料を変更します。なお、同条(1)に規定する事実の発生した日の属する契約年度末までの保険

料については、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し月割をもつて計算した保険料を一括して返還または請求します。

(4) (3)の場合において、保険料の払込方法が一時払のときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

#### 第12条 (保険料の変更－保険料率の改定)

保険期間の中途において、この保険契約に適用されている保険料率が改定された場合でも、当会社は、この保険契約の保険料は変更しません。

#### 第13条 (返れい金の支払い－無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料に年6%以内の利率によって計算した利息をつけて、保険契約者に返れい金します。ただし、家庭用火災総合保険普通保険約款第26条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、既に払い込まれた保険料を返れいしません。

(2) 保険契約が失効の場合には、当会社は、別表1A表またはB表により計算した返れい金および次のいずれかの規定により計算した返れい金の合計額を保険契約者に支払います。

① 保険料の払込方法が一時払の場合には、この特約以外の保険料に未経過期間に対する別表2の未経過料率係数を乗じて計算した返れい金

② 保険料の払込方法が一時払以外の場合には、この特約以外の保険料について、払込期日が到来した保険料の合計額から既経過期間(注)に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた額

(注) 1か月に満たない場合は1か月とします。

(3) 当会社が(2)の返れい金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(注)を、第5条(保険料の振替貸付)(3)および第7条(契約者貸付の返済への充当)の規定により(2)の返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、(2)の返れい金から差し引き、その残額を支払います。

(4) 第2条(保険料の払込方法)(5)に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

(5) (4)の規定による(2)の返れい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(6) 保険契約者が(2)の返れい金の支払を受けようとする場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

#### 第14条 (返れい金の支払い－保険金額の調整の場合)

(1) 家庭用火災総合保険普通保険約款第29条(保険金額の調整) (2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、請求のあった日の属する翌契約年度以降、保険料を変更します。なお、請求のあった日の属する契約年度末までの保険料については、減額する保険金額に相当する保険料から既経過期間(注)に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた額を返れいします。

(注) 1か月に満たない場合は1か月とします。

(2) (1)の場合において、保険料の払込方法が一時払のときは、当会社は、減額する保険金額に相当する保険料に未経過期間に対する別表2の未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返れいします。

#### 第15条 (返れい金の支払い－解除の場合)

(1) 保険契約が解除された場合は、当会社は、別表1A表またはB表により計算した返れい金および次のいずれかの規定により計算した返れい金の合計額を保険契約者に支払います。

① 保険料の払込方法が一時払の場合には、この特約以外の保険料に未経過期間に対する別表2の未経過料率係数を乗じて計算した返れい金

② 保険料の払込方法が一時払以外の場合には、この特約以外の保険料について、払込期日が到来した保険料の合計額から既経過期間(注)に対し月割計算した保険料を差し引いた額

(注) 1か月に満たない場合は1か月とします。

(2) 当会社が(1)の返れい金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(注)を、第5条(保険料の振替貸付)(3)および第7条(契約者貸付の返済への充当)の規定により(1)の返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、(1)の返れい金から差し引き、その残額を支払います。

(3) 第2条(保険料の払込方法)(5)に規定する未払込部分の保険料相当額を含みます。

(3) 当会社が(1)または(2)の規定により(1)の返れい金を支払う場合には、第13条(返れい金の支払い－無効または失効の場合)(4)から(6)までの規定を適用します。

#### 第16条 (返れい金等の支払い－終了の場合)

(1) 当会社が家庭用火災総合保険普通保険約款第46条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定が適用される場合の保険金を支払う場合において、当会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額(注)を、第5条(保険料の振替貸付)(3)および第7条(契約者貸付の返済への充当)の規定によりその保険金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、その保険金から差し引き、その残額を支払います。

(2) 家庭用火災総合保険普通保険約款第46条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了する場合には、当会社は、返れい金を支払いません。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の保険契約については、当会社は、別表1C表により計算した返れい金の合計額をおよびこの特約以外の保険料に別表2の未経過料率係数(注)を乗じて計算した返れい金の合計額を保険契約者に支払います。

(注) (1)の規定により保険契約が終了した日の属する契約年度を経過した以後の期間に対するものを適用します。

(3) 当会社が(2)ただし書の返れい金を支払う場合には、第13条(返れい金の支払い－無効または失効の場合)(4)から(6)までの規定を適用します。

#### 第17条 (満期返れい金の支払い)

(1) 当会社は、保険期間が満了した場合において、保険料全額の払込み(注)が完了しているときは、満期返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)、第5条(保険料の振替貸付)(3)および第7条(契約者貸付の返済への充当)の規定により満期返れい金から差し引くべき額があるときはそれらの合計額を、満期返れい金から差し引き、その残額を支払います。

(注) 第4条(1)の規定に基づき満期返れい金から差し引くことによる保険料の払込みおよび振替貸付による保険料の払込みを含みます。

(2) 満期返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、請求完了日(注)の翌日から起算して20日以内に行います。

(注) 保険期間が満了した日または(4)の満期返れい金の請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い方の日をいいます。

(3) (2)の規定による満期返れい金の支払は、保険契約者または満期返れい金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内外において、日本国通貨をもって行うものとします。

(4) 保険契約者が満期返れい金の支払を受けようとする場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

#### 第18条 (契約者配当金の支払い)

(1) 当会社は、積立保険料の運用益が当会社の予定した利率(注)に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、所定の方法により計算した金額を契約者配当金として保険契約者に支払います。

(注) 保険料、満期返れい金等を算出する際に用いた利率をいいます。

(2) 契約者配当金は、保険期間が満了した契約に対して、満期返れい金と同時に支払います。

(3) 契約者配当金の請求方法等については、前条(2)から(4)までの規定を準用します。

#### 第19条 (時効)

満期返れい金請求権および契約者配当金請求権は、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第20条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約もまた同時に終了するものとします。

#### 第21条 (普通保険約款の適用除外)

家庭用火災総合保険普通保険約款第33条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)から第35条(保険料の返還－無効または失効の場合)まで、第37条(保険料の返還－保険金額の調整の場合)、(2)および(3)、第38条(保険料の返還－解除の場合)および第46条(保険金支払後の保険契約)(3)の規定ならびに家庭用火災総合保険普通保険約款に付帯された特約の保険料の返還または請求に関する規定は適用しません。

#### 第22条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、家庭用火災総合保険普通保険約款第19条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険料領収前」とあるのは、「保険証券記載の保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料領収前、一時払以外の場合には第1回保険料領収前」と読み替えて適用します。

第23条 (保険料の定期支払)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、家庭用火災総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

#### 別表1 (失効・終了・解除の場合の返れい金表)

(1) 年払契約の場合(満期返れい金10万円に対し)

① 保険期間3年の場合

(単位:円)

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		

#### ② 保険期間5年の場合

(単位:円)

払込保険料	経過期間	A表	B表
1年分まで	0年経過		
2年分まで	1年経過		
3年分まで	2年経過		
4年分まで	3年経過		
5年分まで	4年経過		

#### (2) 一時払契約の場合(満期返れい金10万円に対し)

① 保険期間3年の場合

(単位:円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			

#### ② 保険期間5年の場合

(単位:円)

経過期間	A表	B表	C表
0年経過			
1年経過			
2年経過			
3年経過			
4年経過			

(注)

(1) 返れい金の計算にあたっては、次の日を基準日とします。

① 第13条(返れい金の支払い－無効または失効の場合)(2)においては、この保険契約が失効した日

② 第15条(返れい金の支払い－解除の場合)(1)においては、この保険契約が解除された日

③ 第16条(返れい金等の支払い－終了の場合)(2)ただし書においては、この保険契約が終了した日

④ 月払契約の場合には、上記年払の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。

(3) 上記保険期間以外の保険期間の契約の場合には、上記保険期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。

(4) 経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて当会社の定める方法によって計算した額を返れいします。

(5) A表、B表およびC表については、その適用区分を次のとおりとします。

① A表を適用する場合

ア. 家庭用火災総合保険普通保険約款第27条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効したとき。

イ. 災害救助法（昭和22年法律第118号）発動等の場合に当会社が特別措置を定めた場合  
ウ. 家庭用火災総合保険普通保険約款第20条（告知義務）（2）、第22条（通知義務）（2）もしくは（6）、第31条（重大事由による保険契約の解除）（1）、第33条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（3）または第34条（保険料の返還または請求一保険の対象の評価額の変更の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合

エ. 保険金額が同額以上となる新たな積立型基本特約付帯家庭用火災総合保険契約を締結するため、保険契約者から保険契約解除の申出があったとき。

② B表を適用する場合

ア. 第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）または第9条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効したとき。

イ. 上記①エ以外の事由により保険契約者から保険契約解除（注）の申出があったとき。

③ C表を適用する場合

保険料の払込方法が一時払の場合において家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了したとき。

（注）一部解消を含みます。

別表2 未経過料率係数表

既経過期間	保険期間	
	3年	5年
0年		
1年		
2年		
3年		
4年		

係数に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

（注1）上表は、既経過期間が整数年である場合の料率係数を記載したものです。

（注2）既経過期間に1年未満の端月数がある場合には、上表既経過期間に準じて各料率係数の差の範囲内で1月単位の料率係数を定めます。

別表3（契約者貸付）

（1）契約者貸付を受けることができる保険契約者	契約者貸付を受けようとする時において有効な保険契約の契約者とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ① 保険金等請求権（注）のいずれかに質権が設定されている場合 ② 保険金等請求権（注）のいずれかに差押等がなされている場合 ③ 保険金等請求権（注）のいずれかが譲渡担保により他に譲渡されている場合 ④ 保険契約者の破産手続開始の申立がなされている場合 （注）家庭用火災総合保険普通保険約款もしくはこれに付帯された特約に規定する保険金請求権または返れい金請求権をいいます。
（2）契約者貸付を受けようとするとする場合に必要な書類	① 契約者貸付を受けようとする場合は、次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。 ア. 当会社の定める契約者貸付申込書 イ. 当会社の定める契約者貸付請求書 ウ. 保険証券 エ. 契約者契約者の印鑑証明書 ② 当会社は、①以外の書類の提出を求めることができます。
（3）貸付金額の範囲	第6条（契約者貸付）（1）に規定する範囲内で、当会社の定める額を限度とし、1回の貸付につき50,000円以上の金額とします。
（4）貸付期間	① 貸付期間は貸付日から1年間とし、貸付期間満了日までに貸付金利合計額の返済のない場合は、1年ずつ延長します。ただし、保険期間満了時の限度とします。なお、この保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、貸付期間も終了するものとします。 ② ①の貸付日は、貸付金の交付方法が銀行預金口座への振込みである場合には当会社が送金手続を行った日とし、その他の交付方法の場合には別に定める日とします。
（5）貸付利率	① 当会社の定める利率とします。 ② 貸付期間中において①の利率が変更されても適用利率は変更しません。 ③ 貸付期間が延長された場合には、延長時における①の利率によります。
（6）貸付金の返済	① 貸付金は、貸付期間満了日までに、利息とともに元本の全額を同時に返済するものとします。 ② 貸付期間が延長された場合には、前貸付期間の利息は、新しい貸付金に元本として繰り入れます。
（7）利息の支払	① 貸付金に対する利息は、貸付期間1年につき、上記の貸付利率により計算します。 ② 貸付期間が1年未満の場合は、日割計算をします。 ③ 利息は、貸付金を返済する場合に同時に支払うものとします。
（8）貸付金の交付・返済の方法	銀行預金口座への振込み等、当会社の定める方法によります。
（9）追加貸付（貸増）	既に契約者貸付を受けている場合で追加して契約者貸付を受ける場合は、貸付期間満了日および貸付利率は、既に受けていた貸付と同一とします。

別表4 無効・失効・終了・解除の場合の返れい金および満期返れい金等の請求書類

① 当会社の定める請求書または支払方法指図書
② 保険証券
③ 保険契約者の印鑑証明書、運転免許証の写しその他の保険契約者を確認できる書類（注1）

④ 委任を証する書類ならびに委任を受けた者の念書および印鑑証明書（注2）
⑤ 保険契約者の法定相続人を確認できる戸籍謄本、この保険契約の相続を確認できる書類（注3）ならびに法定相続人の念書および印鑑証明書
⑥ 法令に基づき必要となる書類（注4）
⑦ 民法等法律に定めるところにより失効・解除・解約の場合の返れい金もしくは満期返れい金等の請求権を行使できる者もしくは取得した者または民法等法律に定める代理人が請求を行う場合は、その権限を確認できる書類ならびにその者の念書および印鑑証明書
⑧ 質権の消滅を確認できる書類

- （注1）返れい金額、振込先口座等により印鑑証明書に限定することがあります。  
（注2）失効・解除・解約の場合の返れい金または満期返れい金等の請求を第三者に委任する場合に必要とします。  
（注3）保険契約者が死亡した場合に必要とします。  
（注4）法令の規定により書類の提示とする場合があります。

## 地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
地震保険契約	当会社がこの保険契約と同一保険証券で引き受けた地震保険契約をいいます。

第2条（地震保険契約の保険料への振替貸付）

当会社は、この特約により、地震保険契約の、次に掲げる保険料の払込みについて、積立型基本特約第5条（保険料の振替貸付）の規定を適用します。

- ① 積立型追加特約（地震保険用）第4条（保険料の払込方法）（2）の自動継続契約の保険料および同様（3）の第2回以後の保険料  
② 積立型追加特約（地震保険用）第8条（保険料の変更等－告知義務・通知義務等）（1）、（2）、（4）または（6）の規定により請求された保険料

第3条（満期返れい金からの地震保険契約の保険料の差引き）

当会社は、この特約により、地震保険契約の、積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）に定める「払込猶予期間が主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料」の払込みについて、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）（1）の規定を適用します。

第4条（失効・解除の場合の返れい金等からの地震保険契約の保険料の差引き）

当会社は、この特約により、地震保険契約の、積立型追加特約（地震保険用）第4条（保険料の払込方法）（4）に定める「その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料」の払込みについて、積立型基本特約第2条（保険料の払込方法）（5）の規定を適用します。

第5条（積立型基本特約の読み替え）

この特約については、積立型基本特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険料の払込方法）（5）の規定は、「（5）当会社は、保険料のうち（3）に規定する未払込部分（注）がある場合は、返れい金または家庭用火災総合保険普通保険約款第46条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定が適用される場合の保険金から（4）に規定する未払込部分（注）の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

（注）地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約第4条（失効・解除の場合の返れい金等からの地震保険契約の保険料の差引き）に掲げる地震保険契約の保険料を含みます。

- ② 第5条（保険料の振替貸付）（1）の規定中「払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には」とあるのは「払込猶予期間内にこの保険契約の保険料と地震保険契約の保険料を合算した保険料が払い込まれない場合には」とあるのは「払込猶予期間内にこの保険契約の保険料と有効に継続させます。」とあるのは「この保険契約および地震保険契約を有効に継続させます。」

③ 第6条（契約者貸付）（3）の規定中「家庭用火災総合保険普通保険約款もしくはこれに付帯された特約」とあるのは「この保険契約および地震保険契約の保険料を含みます。」

- ④ 第13条（返れい金の支払い－無効または失効の場合）（3）、第15条（返れい金の支払い－解除の場合）（2）および第16条（返れい金等の支払い－終了の場合）（1）の規定中「払い込むべき保険料」とあるのは「払い込むべきこの保険契約の保険料または地震保険契約の保険料」

⑤ 第17条（満期返れい金の支払い）（1）の規定中「保険料全額の払込み」とあるのは「この保険契約の保険料と地震保険契約の保険料とを合算した保険料全額の払込み」

- ⑥ 别表3（1）の規定中「家庭用火災総合保険普通保険約款もしくはこれに付帯された特約」とあるのは「この保険契約および地震保険契約の普通保険契約もしくはこれらに付帯された特約」とあります。

## <地震保険にのみ適用する特約>

### 積立型追加特約（地震保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動継続契約	第3条（保険契約の自動継続）（1）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。

用語	定義
主契約	積立型基本特約付帯の保険契約をいいます。

用語	定義
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

以下の保険料の払込みの猶予期間をいい、払込期日の属する月の翌月末日（注）までとします。

- ① 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合  
② 主契約の保険料の払込方法が月払または団体扱の場合  
第2回以後の保険料、自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料

（注）主契約の保険料の払込方法が年払の場合には、主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約の最終回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌月末日までとします。

用語	定義
保険金	地震保険普通保険契約またはこれに付帯された特約に規定する保険金をいい

契約年度	保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
------	----------------------------

## 第2条（特約の適用条件）

当会社は、主契約と同一保険証券で引き受ける保険契約に限り、この特約を適用します。

## 第3条（保険契約の自動継続）

(1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より当会社の定める書面による別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了時と同一の内容（注）で自動的に継続されるものとし、以後同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

(注) 主契約の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) この保険契約および自動継続契約の保険期間の末日は、いかなる場合も保険証券記載の主契約の保険期間の末日を超えないものとします。

(3) 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができるものとします。

(4) 当会社は、主契約の保険料の払込方法が一時払で、かつ、この保険契約の保険期間が主契約の保険期間と同一の場合には、(1)の規定は適用しません。

## 第4条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約および自動継続契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。

(2) 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結とともにこの保険契約の保険料を払い込み、自動継続契約の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(3) 主契約の保険料の払込方法が半年払または月払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結とともに第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料（注）については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(注) 自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。

(4) この保険契約または自動継続契約が地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）

(1) に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきこの保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まれなければなりません。

(5) 当会社は、保険料のうち（4）に規定する未払込部分があるときは、主契約の失効もしくは解除の場合の返りい金、主契約の終了の事由となる保険金または（4）に規定する保険金から（4）に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

(6) 主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、(1)から(3)までの規定にかかわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まれなければなりません。

## 第5条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社への承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

### 第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）

(1) 払込猶予期間が主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を主契約の満期返りい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

(2) (1)の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

## 第7条（保険料の振替貸付）

前条（2）の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、主契約に適用されているるに掲げる特約の規定により、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

(1) 積立型基本特約

(2) 地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

## 第8条（保険料の変更等 - 告知義務・通知義務等）

(1) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条(3)の規定による訂正を承認した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険の減少が生じた日（注）を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料については、別表1の規定により計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者は被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた日をいいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当社が保険料の振替貸付を行った場合には、当会社は、この保険契約を解除することはできません。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の際、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求をする場合において、保険料を請求する必要があるときは、当会社は別表1の規定により計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、地震保険普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第9条（保険料の変更 - 保険料率の改定）

(1) 保険期間の中途において、この保険契約または自動継続契約に適用されている保険料が改定され保険料を変更する必要があるときは、当会社は、改定された日以後に保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。

(2) この保険契約の保険期間が1年を超える場合、この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

## 第10条（返りい金の支払 - 失効等の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合の返りい金の支払は、別表3(1)の規定によります。

(①) この保険契約または自動継続契約が失効した場合

② 主契約がその地震保険普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約または自動継続契約が地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合

(2) (1)の返りい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、(1)の返りい金支払事由が生じた日または(4)および(5)に規定する請求書類が当会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日内に行います。

(3) (2)の規定による(1)の返りい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本通貨をもって行います。

(4) 保険契約者が(1)の返りい金の支払を受けようとする場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

## 第11条（返りい金の支払 - 保険金額の調整の場合）

(1) 地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合の当会社の返りい金の支払は、別表3(1)の規定によります。

(2) 当会社が(1)の返りい金を支払う場合には、前条(2)から(4)までの規定を準用します。

## 第12条（返りい金の支払 - 解除の場合）

(1) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)またはこの特約第8条（保険料の変更等 - 告知義務・通知義務等）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合の当会社の返りい金の支払は、別表3(1)の規定によります。

(2) 当会社が(1)の返りい金を支払う場合には、第10条（返りい金 - 失効等の場合）(2)から(4)までの規定を適用します。

## 第13条（返りい金の支払 - 保険金を支払った場合）

(1) 地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合の返りい金の支払は、別表3(2)の規定によります。

(2) 当会社が(1)の返りい金を支払う場合には、第10条（返りい金 - 失効等の場合）(2)から(4)までの規定を適用します。

## 第14条（自動継続契約に適用される特約）

自動継続契約には、その継続前契約の満了時に適用されていた特約が適用されるものとします。

## 第15条（自動継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の自動継続）(1)の規定によりこの保険契約または自動継続契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者は、書面をもって当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関する地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定の適用については、同条(2)および(3)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条(3)の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続する時」と、「継続していた」とあるのは「継続していた」とします。

## 第16条（主契約との関係）

(1) 主契約が無効の場合は、この保険契約または自動継続契約もまた無効とします。

(2) 主契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) 主契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) 主契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約または自動継続契約もまた同時に終了するものとします。

## 第17条（地震保険普通保険約款の適用除外）

地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合）、第22条（保険料の返還 - 無効・失効等の場合）、第24条（保険料の返還 - 保険金額の調整の場合）および第25条（保険料の返還 - 解除・解約の場合）の規定は適用しません。

## 第18条（地震保険普通保険約款の読み替え）

この特約については、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の一時払保険料または年払保険料との合計額、年払または月払の場合にはこの保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えて適用します。

## 第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

## 別表1 返還保険料および請求保険料の計算方法

### (1) 返還保険料の計算方法

① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合は、当会社は、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額から、既経過期間（注）に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返りえています。

② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年未満の場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額から、既経過期間（注）に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返りえています。

③ この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に返りえています。

(注) 1ヶ月に満たない期間は1ヶ月とします。

### (2) 請求保険料の計算方法

① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合は、当会社は、変更後の年額保険料と変更前の年額保険料との差額について、未経過期間（注）に対し月割計算した保険料を保険契約者に請求します。

② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年未満の場合は、当会社は、変更後の保険料と変更前の保険料との差額について、未経過期間（注）に対し月割計算した保険料を保険契約者に請求します。

③ この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、変更後の保険料と変更前の保険料の差額に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に請求します。

(注) 1ヶ月に満たない場合は1ヶ月とします。

④ (1)または(2)の規定により返還保険料および請求保険料を計算することができない場合は、地震保険普通保険約款ならびに地震保険普通保険約款に付帯された他の特約およびこの特約の規定の趣旨に従い返還保険料および請求保険料を計算します。

別表2 長期保険未経過料率係数表

既経過期間	保険期間			
	2年	3年	4年	5年
0年				
1年				
2年				
3年				
4年				
5年				

係数に関しましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(注) 1上表は、既経過期間が整数年である場合の料率係数を記載したものです。

(注) 2 既経過期間に1年未満の端月数がある場合には、上表既経過期間に準じて各料率係数の差の範囲内で1月単位の料率係数を定めます。

別表3 戻りい金の計算方法

- (1) 第10条（戻りい金の支払－失効等の場合）(1) の規定により保険契約が失効または終了した場合、戻りい金の第11条（戻りい金の支払－保険金額の調整の場合）(1) の規定により保険金額を減額した場合は第12条（戻りい金の支払－解除の場合）(1) の規定により保険契約を解除した場合の戻りい金の支払
- ① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年以下の場合、当会社は、この保険契約または自動継続契約の保険料から、既経過期間（注）に対して月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に戻りいします。
- ② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、この保険契約または自動継続契約の保険料に既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に戻りいします。
- (注) 1か月に満たない場合は1か月とします。
- (2) 第11条（戻りい金の支払－保険金を支払った場合）(1) の戻りい金の支払
  - ① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年以下の場合、当会社は、保険料を戻りいしません。
  - ② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、この保険契約または自動継続契約の保険料に既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に戻りいします。
  - (注) 1保険期間の初日から損害が発生した日の属する契約年度の末日までの期間を1年とします。
  - (注) 2本規定により戻りい金を計算することができない場合は、地震保険普通保険約款ならびに地震保険普通保険約款に付帯された他の特約およびこの特約の規定の趣旨に従い戻りい金を計算します。
  - (注) 3 この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合において、保険料が既経過期間（1か月に満たない場合は1か月とします。）に対し月割計算した保険料相当額よりも少ないときは、当会社は、その差額を保険契約者に請求することができます。

別表4 失効・終了・解除の場合の戻りい金請求書類

① 当会社の定める請求書または支払方法指図書
② 保険証券
③ 保険契約者の印鑑証明書、運転免許証の写しその他の保険契約者を確認できる書類（注1）
④ 委任を証する書類ならびに委任を受けた者の念書および印鑑証明書（注2）
⑤ 保険契約者の法定相続人を確認できる戸籍謄本、この保険契約の相続を確認できる書類（注3）ならびに法定相続人の念書および印鑑証明書
⑥ 法令に基づき必要となる書類（注4）
⑦ 民法等の法律に定めるところにより失効・解除・解約の場合の戻りい金もしくは満期戻りい金等の請求権を行使する者もしくは取得した者または民法等に定める代理人が請求を行う場合は、その権限を確認できる書類ならびにその者の念書および印鑑証明書
⑧ 賃権の消滅を確認できる書類

(注) 1 戻りい金額、振込先口座等により印鑑証明書に限定することができます。

(注) 2 失効・解除・解約の場合の戻りい金または満期戻りい金等の請求を第三者に委託する場合に必要とします。

(注) 3 保険契約者が死亡した場合に必要とします。

(注) 4 法令の規定により書類の提示とする場合があります。

## 抵当権者特約（地震保険用）

第1条

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
抵当権者	抵当権を有する者をいい、下記記載の者とします。

第2条

- (1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された地震保険契約（注）による保険金請求権をこの特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象について抵当権者に、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された地震保険契約（注）により保険金として支払うべき額を損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。
- (注) その継続契約を含みます。

- (2) (1) の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1) に規定する支払限度額は、この特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。
- (注) その継続契約を含みます。

第3条

- (1) 当会社は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) に規定する保険契約または被保険者の義務の不履行があつた場合においても、前条の規定により保険金を支払うものとします。

- (2) 抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) のいずれかに該当する事実の発生

を知った場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者はまたは被保険者がこの手続を完了した場合には、当会社への通知は必要ありません。

(3) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1) の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、抵当権者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合は危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3) の規定による解除が地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除による危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険約款第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づき発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第4条

(1) 抵当権者が前条（2）の通知をした場合および地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) または(2) の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。

(2) 当会社は、抵当権者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当会社が、抵当権者に対する追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) 抵当権者が、(1) の保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できます。当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第5条

当会社が地震保険普通保険約款の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯された地震保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

第6条

(1) 当会社が第3条（1）の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から当該権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続きをとらなければなりません。

(2) (1) の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1) の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

第7条

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

第8条

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

抵当権者

## 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2) の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(1) の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、保険契約者に付帯する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者に対する追加保険料を返還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2) の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(4) の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2) の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（通知義務）(2)、第11条（通知義務）(2) もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1) または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還－料率改定の場合）

この保険契約に適用されるいる料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求を行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

#### 第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

#### 別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約		4年契約		5年契約							
	0 年	1 年	0 年	1 年	2 年	0 年	1 年	2 年	3 年	0 年	1 年	2 年	3 年	4 年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%
10か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%
11か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%
12か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

## 自動継続特約（地震保険用）

#### 第1条 (自動継続の方法)

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3ヶ月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合、この特約は失効します。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

#### 第2条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を払込期日（注）までに払い込まれなければなりません。

(2) 繙続保険期間の初日をいいます。

(2) 当会社は、継続保険期間が始まった後でも、継続された保険契約の保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第3条 (継続契約の保険料証券)

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその維持契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

#### 第5条 (継続契約に適用される保険料率)

(1) 保険契約者が、継続される保険契約の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第4条 (継続契約の保険証券)

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその維持契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

#### 第5条 (この特約に適用される保険料率)

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第1条（自動継続の方法）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）において、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約が満了する日までに、保険契約者により保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第1条（自動継続の方法）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

(注) 地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

#### 第6条 (普通保険約款との関係)

(1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。

(2) この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

## 保険契約継続特約（団体扱契約用）

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約についての合意がある場合に適用します。

#### 第3条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約が満了する日の3ヶ月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約が満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の補償内容または保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

(2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

#### 第4条 (継続契約の保険料および払込方法)

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

#### 第5条 (継続契約に適用される保険料率)

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行った場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）において、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約が満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

(注) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

第6条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第7条 (継続契約の告知義務)

(1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合には、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の告知については、普通保険約款の（告知義務）の規定を適用します。

#### 第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 保険契約継続特約（団体扱契約用）

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、この合意がある場合に適用します。

#### 第3条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約の満了する日の3ヶ月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の補償内容または保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

(2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

#### 第4条 (継続契約の保険料および払込方法)

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

#### 第5条 (継続契約に適用される保険料率)

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）において、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約が満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

(注) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

#### 第6条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第7条 (継続契約の告知義務)

(1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合には、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があった場合は、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の告知については、普通保険約款の（告知義務）の規定を適用します。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

## 保険契約継続特約（金融機関団体扱契約用）

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、金融機関団体扱特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約についての合意がある場合に適用します。

#### 第3条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約が満了する日の3ヶ月前の日までに、当会社または保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継

続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和 41 年法律第 73 号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約が付帯した場合は、1 年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) (1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

#### 第4条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

#### 第5条（継続契約に適用される保険料率）

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1) の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(2) 当会社は、(1) の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より 1 か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者により保険契約を継続しない旨の意思表示があったときは、第3条（保険契約の継続）(1) の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

(注) 地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

#### 第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1) の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第7条（継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の継続）(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1) の告知についてでは、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定を適用します。

#### 第8条（金融機関団扱特約との関係）

この特約に規定しない事項については、金融機関団扱特約の規定を適用します。

### 保険契約継続特約（住宅ローン利用者集団扱契約用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1) の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

#### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、住宅ローン利用者集団扱特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

#### 第3条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の 3 ヶ月前の日までに、当会社または保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和 41 年法律第 73 号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合、この特約は失効します。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約が付帯した場合は、1 年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) (1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

#### 第4条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

#### 第5条（継続契約に適用される保険料率）

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1) の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(2) 当会社は、(1) の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より 1 か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者により保険契約を継続しない旨の意思表示があつたときは、第3条（保険契約の継続）(1) の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

(注) 地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。

#### 第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1) の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

#### 第7条（継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の継続）(1) の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があつたときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1) の告知についてでは、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定を適用します。

#### 第8条（住宅ローン利用者集団扱特約との関係）

この特約に規定しない事項については、住宅ローン利用者集団扱特約の規定を適用します。

### ＜家庭用火災総合保険および地震保険に適用する特約＞

#### 先物契約特約

「この契約については、保険期間開始の時に使用されている適用料率に基づき算出された保険料によるものとします。」（ただし、地震保険の場合は保険期間開始の時に使用されている料率表によるものとします。）

#### 共同保険特約

##### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

##### 第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

##### 第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の履行に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のためには次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

##### 第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に際し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

##### 第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に際し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたとみなします。

### 団体扱特約（一般 A）

##### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般 A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般 A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）(1) に掲げるいずれかに該当する事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

##### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
  - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般 A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、第 24 条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
  - イ. 職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般 A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記のただし文に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
  - イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

##### 第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

#### 第4条 (保険料領収前の事項)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による損害については、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

#### 第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知もって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

#### 第6条 (保険金の支払および未払込保険料の払込み)

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

#### 第7条 (保険料領収の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収書を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第8条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなつた場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- （注）同一の保険契約者が複数の団体拠点特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1)の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は連絡なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

#### 第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1ヶ月以内（注1）に同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1ヶ月以内（注2）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

- （注1）積立型基本特約付保険契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。
- （注2）積立型基本特約付保険契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日までとします。

- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付保険契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込みおよび契約の効力）(2)および第5条（保険料の振替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込みおよび契約の効力）(2)および第7条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のおり読み替えるものとします。

- ① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込み予定期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込み予定期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または解除日」
- ③ 積立型追加特約（地震保険用）第7条(2)の規定中「払込み予定期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条(2)の規定中「払込み予定期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

- (4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返します。

#### 第10条 (特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込み方法)

- (1) 積立型基本特約付保険契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込み方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。
- （注1）保険契約の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。
- （注2）地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約（地震保険用）第3条

（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込み方法とします。

（注3）地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

（2）保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込み方法とすることができます。

#### 第11条 (特約失効の特例)

積立型基本特約付保険契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれる場合を除きます。

（注1）地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

（注2）地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込み予期の契約の効力）とします。

#### 第12条 (保険料の返還または請求)

第5条（追加保険料の払込み）(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

（注）当会社は、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求する場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求します。

## 団体扱特約（一般B）

#### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）(1)に掲げるいずれかに該当する事実が発生したことにより、集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
勤務先事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 （注）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注1）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 （注2）分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

#### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

ア. 団体

イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金するところ。  
イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

#### 第3条 (保険料の払込み方法)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まれなければなりません。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務先事業所において当会社と団体係に係る特約を付した保険契約を締結していた場合で、かつ、この保険契約の保険期間の末日（注）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込むことができます。

（注）この保険契約が保険期間の中途で解除された場合には、その解除日とします。

(4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

#### 第4条 (保険料領収前の事項)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害については、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければならない場合は、

（注）当会社は、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求する場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求します。

#### 第5条 (追加保険料の払込み)

(1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知もって、この保険契約を解除することができます。（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解消できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6) の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 保険契約者が（4）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

#### 第6条（保険金の支払および未払保険料等の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

#### 第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失いません。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支渡わなかった場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかつた場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の団体扱い付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1)の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は連絡なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

#### 第9条（特約の失効または解除後の未払保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1か月以内（注1）に同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内（注2）に、未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

(注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日までとします。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日または解除日から未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)および第5条（保険料の振替賃付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)および第7条（保険料の振替賃付）の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えるものとします。

① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込猶予日」とあるのは「集金不能日または解除日」

③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(4) (3)の解除は、集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。(5)

(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第10条（特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）

(1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日當応当日（注3）とします。

(注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいきます。

(注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

(注3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続されれた保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

#### 第11条（特約失効の特例）

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)（注2）の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

(注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)とします。

#### 第12条（保険料の返還または請求）

第5条（追加保険料の払込み）(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 団体扱い付契約（一般C）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。

口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効または解除）(1)の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の口座振替日をいいます。同条(1)から④までの事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

#### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が企業体に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。  
ア. 指定口座から、預金口座へ振り替えること。  
イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

#### 第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金者を経て払い込むまなければならないません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むまなければならないません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むまなければならないません。

#### 第4条（保険料領収前の事項）

保険証券記載の保険期間が始まつた後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

#### 第5条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込むまなければならないません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。（注）ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に生じた事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。（注）ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に生じた事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込むまなければならないません。

(5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

#### 第6条（保険金の支払および未払保険料等の払込み）

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款または積立型基本特約の規定により保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

#### 第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、(2)については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注) 同一の保険契約者が複数の団体特約付保険契約を締結している場合は1名と數えます。  
 (3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除し場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

## 第9条 特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1か月以内(注1)に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日から1か月以内(注2)に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

(注2) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する月の翌月末日までとします。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第5条(保険料の振替付)または積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第7条(保険料の振替付)の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり読み替えるものとします。

① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

③ 積立型追加特約(地震保険用)第6条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ 積立型追加特約(地震保険用)第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(4) (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返します。

## 第10条 特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法

(1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌契約年度(注1)に以降の保険料の払込方法(注2)は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度(注1)の保険期間の初日當日(注3)とします。

(注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(注2) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約(地震保険用)第3条(保険契約の自動継続)の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

(注3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約(地震保険用)第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

## 第11条 (特約失効の特例)

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ対応の申出がない限り、保険期間(注1)の満了する月の属する前の月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した月の属する月の翌月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1) (注2)の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

(注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(1)とします。

## 第12条 (退職に対する特則)

(1) 第2条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体特約による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となつていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) 第8条(特約の失効または解除)の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事が発生したときは、集金不能日等から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者はまたは集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(3) (2) ①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

## 第13条 (保険料の返還または請求)

第5条(追加保険料の払込み) (1) または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 団体特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第8条(特約の失効)(1)に掲げるいずれかに該当する事実が発生したことにによる保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。

団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料(注2)をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度(注1)の年額保険料(注2)から既に払い込まれたその契約年度(注1)の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

## 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- 団体と当会社との間に、集金契約が締結されていること。
- 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

## 第3条 (保険料の払込方法)

- 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるとおりにより、団体を経て払い込まれなければなりません。
- 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるとおりにより、団体を経て払い込まれなければなりません。
- 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるとおりにより、団体を経て払い込まれなければなりません。

## 第4条 (保険料領収前の事務)

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれなければならない場合を除きます。

## 第5条 (追加保険料の払込み)

- この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解消することができます。  
(注) 当会社が、保険契約者に対する追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (1) の規定により追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。
- 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- 普通保険約款の(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。
- 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

## 第6条 (保険金の支払および未払込保険料の払込み)

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける前に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

## 第7条 (保険料領収の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第8条 (特約の失効)

- この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
  - 集金契約が解除された場合
  - 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
  - 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) (1) の事実が発生した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

## 第9条 (特約失効後の未払込保険料等の払込み)

- 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日からその日を含めて1か月以内(注)に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。  
(注) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。
- 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約または積立型追加特約(地震保険用)第6条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)(2)および第7条(保険料の振替付)の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約(地震保険用)を次のとおり読み替えるものとします。

① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

- ② 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは、「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは、「集金不能日」  
 ③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは、「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」  
 ④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは、「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」  
 (4) (3) の解除は、集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。  
 (5) (3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

- 第10条（特約失効後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）**  
 (1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときの翌契約年度（注1）以降の保険料の払込方法（注2）は、年払とし、この場合の払込期日は、各契約年度（注1）の保険期間の初日応当日（注3）とします。

(注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効後に積立型追加特約（地震保険用）第3条（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とします。

(注3) 地震保険契約の場合には、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

- 第11条（特約失効の特例）**  
 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間（注1）の満了する月の属する前の月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)（注2）の規定を準用するものとします。  
 (注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。  
 (注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)とします。

## 第12条（保険料の返還または請求）

- 第5条（未払保険料の払込み）(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 団体扱特約（口座振替方式）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する預金口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効）(1)①の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同条(1)②から④までの事実が発生した場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注2）をいいます。 (注1) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注1）の年額保険料（注2）から、既に払い込まれたその契約年度（注1）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注2) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。  
 ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。  
 ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。  
 ア. 指定口座から、預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。  
 イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。  
 (2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。  
 (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。  
 (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

### 第4条（保険料領収の事故）

- 保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（2）の一括保険料または同条（3）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

## 第5条（追加保険料の払込み）

- (1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。  
 (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
 (注2) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかつた場合に限ります。

- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注2）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注1) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

## 第6条（保険金の支払および未払保険料の払込み）

- 保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければならないません。

## 第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第8条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、(2)については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1ヶ月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。

- ① 集金契約が解除された場合  
 ② 保険契約または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1ヶ月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合  
 ③ 保険契約者が集団から毎月給与の支払を受けなくなった場合  
 ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

- (2) (1)の事実が発生した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

## 第9条（特約失効後の未払保険料等の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含め1ヶ月以内に（注1）に、未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければならないません。

(注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面によってこの保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払保険料について、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)および第7条（保険料の払替貸付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)の規定を準用します。この場合、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のとおり読み替えるものとします。

① 積立型基本特約第4条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 積立型基本特約第5条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」「払込期日」とあるのは「集金不能日等」

③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条（2）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」「払込期日」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」

(4) (3)の解除は、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 第10条（特約失効後の翌契約年度以降の保険料の払込方法）

- (1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときは集金不能日等からその日を含め1ヶ月以内に（注1）に、未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければならないません。

(注1) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続された保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

## 第11条（特約失効後の特例）

- 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間（注1）の満了する月の属する前の月の口座振替日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければならないません。ただし、この未払保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)（注2）の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合には、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

- (注2) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)とします。

(1) 第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が福利厚生制度の一環として、退職者について、団体級特約による保険契約の締結を認める場合は、団体の退職者である保険契約者がその構成員となっていた場合、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のごとを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

① 指定口座から預金口座振替により、口座振替日に保険料を集金すること。

② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) 第8条（特約の失効）の規定にかかわらず、保険契約者が団体の退職者である場合で、次のいずれかに該当する事実が発生したときは、集金不能日等から将来に向かってのみこの特約はその効力を失います。ただし、②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。

① 集金契約が解消された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の預金口座へ振り替えられなかった場合

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(3) (2)①または③の事実が発生した場合は、当会社は遅延なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

### 第13条（保険料の返還または請求）

第5条（追加保険料の払込み）(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 追加保険料特約（団体扱用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）に係わる覚書」をいいます。
集金契約	団体扱に関する特約第2条（この特約の適用条件）に規定する集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	団体扱に関する特約に定める集金不能日をいい、団体扱特約（一般C）または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は集金不能日等をいいます。
団体扱に関する特約	団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料および保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯する地震保険契約の場合には、追加保険料およびその契約年度（注）の年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料およびその契約年度（注）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

① この保険契約に団体扱に関する特約が適用されていること。

② 集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。

### 第3条（追加保険料の払込み）

(1) 団体扱に関する特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)もしくは(2)または積立型基本特約第10条（保険料の変更等－告知義務・通知義務等の場合）(1)から(4)まで、(9)もしくは(10)（注）の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。

(注) 地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第8条（保険料の変更等－告知義務・通知義務等）(1)、(2)、(4)または(6)とします。

(2) 団体扱に関する特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定により、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。

(3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割することができます。

### 第4条（集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知）

前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者は被保険者が普通保険約款の（告知義務）(3)の規定による訂正の申出または普通保険約款の（通知義務）(1)もしくは（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行わなければなりません。ただし、訂正の申出または通知時に追加保険料（注）を払い込む場合を除きます。

(注) 前条(3)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

### 第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）(注)の規定により、団体扱に関する特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日または同条に定める解除日（注）2か月以内（注）3に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、団体扱に関する特約第8条（特約の失効）とします。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

(注) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日の属する月の月末までとします。

### 第6条（未払込保険料不払の場合の事故の取扱い）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

### 第7条（保険金の支払に関する特則）

当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）の前日までに生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

### 第8条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、団体扱に関する特約第9条（特約失効または解除後の未払込保険料等の払込み）(3)（注）の規定を準用します。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、団体扱に関する特約第9条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）(3)とします。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、集金不能日または団体扱に関する特約第8条（特約の失効または解除）に定める解除日（注）から将来に向かってのみその効力を生じます。

(注) 団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）が適用されている場合は、集金不能日のみとします。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 団体扱特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効または解除）(1)①の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい。同条(1)②または③の事実が発生した場合は、その事実が発生した日のをいいます。
集団	当社が別に定める基準に適合する団体をいい、保険証券記載の集団をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、積立型基本特約付帯契約の場合には、その契約年度（注）1の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 (注) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が集団の構成員（注）であり、かつ、団体扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。

② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア. 集金手続を執行得る最初の集金日に保険料を集金すること。

イ. 上記アにより集金手続を経て保険料を当会社の指定期に支払うこと。

(注) その集団自身およびその構成する構成員の役職員を含みます。

### 第3条（保険料の払込み方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者が一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければならないません。

(3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければならないません。

(4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければならないません。

### 第4条（保険料領取前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

### 第5条（追加保険料の払込み）

(1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければならないません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による警告をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対する追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その増加による損害については除きます。また、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険用）にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従

い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時  
に当会社に払い込まれなければなりません。

- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じ  
た事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険  
約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款お  
よびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

## 第6条 [保険金の支払および未払込保険料の払込み]

保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款、積立型基本特約または積立型追加特約（地震保険  
用）の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、  
保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれ  
なければなりません。

## 第7条 [保険料領収証の発行]

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料  
領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第8条 [特約の失効または解除]

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力  
を失います。ただし、(2)については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日か  
ら起算して1ヶ月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。

- ① 集金契約が解除された場合

- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か  
月以内に集金できなかつた場合

- ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の  
通知を受けた場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である  
場合には、この特約を解除することができます。（注）同一の保険契約者が複数の集団特約付  
保険契約を締結している場合は1名と數えます。

- (3) (1)の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、  
当会社は連絡なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

## 第9条 [特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み]

(1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日  
を含めて1ヶ月以内（注）に、同条(2)の規定によりこの特約が解除了場合は解除日から  
1ヶ月以内（注）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれ  
なければなりません。

(注) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日等の  
属する月の翌月末日までとします。

(注) 積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、解除日の属する  
月の翌月末日までとします。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対して  
は、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に  
対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特  
約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、積立  
型基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(2)および第5条（保  
険料の振替貯付）または積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払込猶予および  
契約の効力）(2)および第7条（保険料の振替貯付）の規定を準用します。この場合、積立型  
基本特約または積立型追加特約（地震保険用）を次のように読み替えるものとします。

① 積立型基本特約第4条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日  
からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 積立型基本特約第5条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または解除日  
からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込延期」とあるのは「集金不能日等または解除  
日」

③ 積立型追加特約（地震保険用）第6条(2)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日  
等または解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ 積立型追加特約（地震保険用）第7条の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または  
解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

④ (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保  
険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返  
還します。

## 第10条 [特約の失効または解除後の翌契約年度以降の保険料の払込方法]

(1) 積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合において、第8条(特約  
の失効または解除)の規定によりこの特約が効力を失った場合は同条(2)の規定により  
この特約が解除了場合の翌契約年度（注）以降の保険料の払込方法（注）は、年払とし、  
この場合の払込期日は、各契約年度（注）の保険期間の初日当庁日（注3）とします。

(注1) 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

(注2) 地震保険契約の場合はこの特約の失効または解除後に積立型追加特約（地震保険用）第3条  
（保険契約の自動継続）の規定により自動的に継続された保険契約の保険料の払込方法とし  
ます。

(注3) 地震保険契約の場合は、積立型追加特約（地震保険用）第3条の規定により自動的に継続さ  
れた保険契約の保険期間の初日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

## 第11条 [特約の失効の特例]

積立型基本特約付帯契約またはこれに付帯される地震保険契約の場合においては、この特約は、保  
険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間（注1）の満了する日の属する月の前々  
月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した  
日の属する月の翌月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い  
込まれなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、積立型基本特約第4条(1)  
（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）(1)（注2）の規定を準用するものとします。

(注1) 地震保険契約の場合は、地震保険契約が付帯されている保険契約の保険期間とします。

(注2) 地震保険契約の場合は積立型追加特約（地震保険用）第6条（第2回以後の保険料の払  
込猶予および契約の効力）(1)とします。

## 第12条 [保険料の返還または請求]

第5条（追加保険料の払込み）(1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返  
還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に  
する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 追加保険料特約（団体扱用）

### 第1条 [用語の定義]

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「団体扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料および 保険料の総額を差し引いた額をいいます。積立型基本特約付帯契約およびこれ に付帯される地震保険契約の場合には、追加保険料およびその契約年度（注） の年額保険料の合計額から既に払い込まれた追加保険料およびその契約年度 （注）の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注）保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

## 第2条 [この特約の適用条件]

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に団体扱特約が適用されていること。  
② 保険契約と当会社との間に「団体扱保険料集金に関する契約書」が締結されているこ  
と。

## 第3条 [追加保険料の払込み]

- (1) 団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかるわざず、この特約が付帯された普  
通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求一告知義務・通知  
義務等の場合）(1)もしくは(2)または積立型基本特約第10条（保険料の変更等一告知義務・  
通知義務等の場合）(1)から(4)まで、(5)もしくは(10)（注）の規定に従い、当会社が追  
加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「団体扱保険料集金に関する契約書」  
に係る覚書（注）に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができま  
す。  
（注）地震保険契約の場合には積立型追加特約（地震保険用）第8条（保険料の変更等一告知義務・  
通知義務等）(1)、(2)、(4)または(5)とします。

- (2) 団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）(4)の規定にかかるわざず、普通保険約款の（保険料  
の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料の請  
求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「団体扱保険料集金に関する契約書」に係る覚書  
に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。

- (3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割  
することができます。

## 第4条 [集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知]

- 前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者は被保険者が普通  
保険約款の（告知義務）(3)の規定による訂正の申出または普通保険約款の（通知義務）(1)もしく  
は（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による通知を、書面  
またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接に行ななければなりません。ただし、訂正の申  
出または通知に追加保険料の（注）を払い込む場合を除きます。  
（注）前条（3）の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みま  
す。

## 第5条 [特約失効後の未払込保険料の払込み]

- 団体扱特約第8条（特約の失効または解除）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この  
特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同特約に定める集金不能日等または解除日  
からその日を含めて1ヶ月以内（注）に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会  
社に払い込まれなければならない。

- （注）積立型基本特約付帯契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合には、集金不能日等の属す  
る月の翌月末日までとします。

## 第6条 [未払込保険料不払の場合の事故の取扱い]

- 当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかつた場合には、団体扱特約  
に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による  
損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第7条 [保険金の支払に関する特則]

- 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が  
払い込まれなかつた場合には、団体扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事  
故による損害に対しては、承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款を適用します。ただし、既  
既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

## 第8条 [解除一特約失効後の未払込保険料不払の場合]

- (1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額  
が払い込まれない場合には、この保険契約を解除することができます。ただし、積立型基本特約付帯  
契約およびこれに付帯される地震保険契約の場合においては、未払込保険料について、団体扱特約  
第9条（特約の失効または解除）(3)の規定を準用します。

- (2) 当会社は、(1)の解除を行なう場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。  
この場合の解除は、団体扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効  
力を生じます。

- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保  
険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返  
還します。

## 金融機関団体扱特約

### 第1条 [用語の定義]

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「金融機関団体扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をい ます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効または解除）(1)①の事実が発生した場合は、その事 実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集 金日をいき、同条(1)②または③の事実が発生した場合は、その事実が發 生した日をいきます。
団体	次に掲げる団体をいいます。 ① 信用供与機関に対する金銭債務を負う債務者の団体 ② 信用保証機関の保証により第三者たる信用供与機関に対する金銭債務を負 う債務者の団体
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および額に分割 した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます、年額保険料（注）をい ます。

	(注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

## 第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。  
 ① 保険契約者が集団の構成員であり、かつ、金融機関集団扱特約に係る保険契約を締結することが認められている者であること。  
 ② 集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。  
 ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。  
     ア. 集金手続を一括り得る最初の集金日に保険料を集金すること。  
     イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

## 第3条 (保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。  
 (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。  
 (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。  
 (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

## 第4条 (保険料領収書の事故)

- 保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括払保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、払込保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。

## 第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。  
 (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。  
 (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。  
 (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。  
 (4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。  
 (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

## 第6条 (保険金の支払および未払込保険料の払込み)

- 保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく一時に当会社に払い込まなければなりません。

## 第7条 (保険料領収証の発行)

- 当会社は、保険料を経て払い込まれた保険料について、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。ただし、当会社と集金者との間で約定することで保険料領収証の発行を省略することができます。

## 第8条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失ります。ただし、(2)については、集金者が保険契約者にかわって保険料をその集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。

- ① 保険契約者が解除された場合  
 ② 保険契約者はまたは集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合  
 ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。  
 (注) 同一の保険契約者が複数の金融機関集団扱特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) (1)の①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遮断なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

## 第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日からその日を含めて1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 第10条 (保険料の返還または請求)

- 第5条 (追加保険料の払込み) (1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 追加保険料特約 (金融機関集団扱用)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に金融機関集団扱特約が適用されていること。  
 ② 集金者と当会社との間に「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」が締結されていること。

### 第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 金融機関集団扱特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかるわらす、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者および「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」に係わる覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。  
 (2) 金融機関集団扱特約第5条（追加保険料の払込み）(4)の規定にかかるわらす、普通保険約款の（保険料の返還または請求は請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者および「金融機関集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書」に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。  
 (3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割することができます。

### 第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)

- 前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者または被保険者が普通保険約款の（告知義務）(3)の規定による訂正の申出または普通保険約款の（通知義務）(1)もしくは（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接に行わなければなりません。ただし、訂正の申出または通知に追加保険料（注）を払い込む場合を除きます。（注）前条(3)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

### 第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

- 金融機関集団扱特約第8条（特約の失効または解除）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同特約に定める集金不能日等または解除日からその日を含めて1か月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

### 第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取扱い)

- 当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、金融機関集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第7条 (保険金の支払に関する特別)

- 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、金融機関集団扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、普通保険約款を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

### 第8条 (解除・特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。

- (2) 当会社は、(1)の解除を行ふ場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、金融機関集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 住宅ローン利用者集団扱特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「住宅ローン利用者集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効または解除）(1)の事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条(1)または(3)の事実が発生した場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいいます。
団体	次に掲げる団体をいいます。（注） ① 信用供与機関に対する金銭債務を負う信用供与機関毎の債務者の団体 ② 信用保証機関の保証により第三者たる信用供与機関に対する金銭債務を負う信用供与機関毎の債務者の団体 (注) 保険の対象である建物の建設・改良、販売または仲介等を行なう者と信用供与機関との間に債務者へのその資金の貸付けに係る提携または協力関係がある場合に限ります。
信用供与機関	保険の対象である建物の建設・改良または購入等に係る資金の貸付けを行なう信用供与機関をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険料	この保険契約に定められた総保険料をいい、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、年額保険料（注）をいいます。 (注) 分割保険料に分割回数を乗じたものをいいます。
未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

額を差し引いた額をいいます。

## 第2条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が集団の構成員であり、かつ、住宅ローン利用者集団扱いによる保険契約を締結することができる者であること。
  - ② 信用供与機関等の集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
  - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
    - ア. 手取手続を行ない得る最初の集金日に保険料を集金すること。
    - イ. 上記アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

## 第3条 (保険料の払込み方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければならないません。
- (4) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以後の分割保険料を、集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれなければならないません。

## 第4条 (保険料領収前の事故)

- 保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)の一括保険料または同条(3)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対する保険金を支払いません。ただし、一括保険料または第1回分割保険料が、集金契約に定めることにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

## 第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければならないません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に生じた事故による損害については除きます。
- (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まれなければならないません。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。ただし、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約にこれと異なる規定がある場合は、その規定を適用します。

## 第6条 (保険金の支払および未払保険料の払込み)

- 保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了または失効する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時当会社に払い込まれなければならないません。

## 第7条 (保険料領収証の発行)

- 当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。ただし、当会社と集金者との間で約定することで保険料領収証の発行を省略することができます。

## 第8条 (特約の効止めまたは解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、(2)については、集金者が保険契約者にかかわらず保険料をその集金不能日等の翌日から起算して1ヶ月以内に当会社に支払った場合には、この特約は失効しません。
- ① 集金契約が解除された場合
  - ② 保険契約者はまたは集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1ヶ月以内に集金されなかった場合
  - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満である場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (注) 同一の保険契約者が複数の住宅ローン利用者集団扱いによる特約付保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1)の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は連絡なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

## 第9条 (特約の効止めまたは解除後の未払保険料等の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日等からその日を含めて1ヶ月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は解除日からその日を含めて1ヶ月以内に未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時当会社に払い込まれなければならないません。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返します。

## 第10条 (保険料の返還または請求)

- 第5条 (追加保険料の払込み) (1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

## 追加保険料特約 (住宅ローン利用者集団扱用)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
集金契約	「住宅ローン利用者集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
未払込保険料	追加保険料および年額保険料の合計額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

### 第2条 (特約の適用)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。

- ① この保険契約に住宅ローン利用者集団扱特約が適用されていること。
- ② 集金者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」が締結されていること。

### 第3条 (追加保険料の払込み)

- (1) 住宅ローン利用者集団扱特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する契約書」に係る書面による通知をもって、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (2) 住宅ローン利用者集団扱特約第5条（追加保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、普通保険約款の（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金契約および「集団扱保険料集金に関する契約書」に係る書面による通知をもって、集金者を経て追加保険料を当会社に払い込むことができます。
- (3) (1)および(2)の規定により払い込む追加保険料は、当会社の別に定めるところに従い分割することができます。

### 第4条 (集金者を経て追加保険料を払い込む場合の通知)

- 前条の規定を適用し追加保険料を集金者を経て払い込む場合で、保険契約者は被保険者が普通保険約款の（告知義務）(3)の規定による訂正の申出または普通保険約款の（通知義務）(1)もしくは（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定による通知を、書面またはファクシミリ等の通信手段により、当会社に直接行なわなければなりません。ただし、訂正の申出または通知時に追加保険料（注）を払い込む場合を除きます。
- (注) 前条(3)の規定により追加保険料を分割して払い込む場合の初回の分割追加保険料を含みます。

### 第5条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

- 住宅ローン利用者集団扱特約第8条（特約の失効または解除）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は同特約に定める集金不能日等または解除日からその日を含めて1ヶ月以内に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければならないません。

### 第6条 (未払込保険料不払の場合の事故の取り扱い)

- 当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、住宅ローン利用者集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対する保険金を支払いません。

### 第7条 (保険金の支払に関する特別)

- 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、住宅ローン利用者集団扱特約に定める集金不能日等または解除日の前日までに生じた事故による損害に対する保険金を支払いませんとして、普通保険約款を適用します。ただし、既に追加保険料の払い込みがある場合を除きます。

### 第8条 (解除・特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第5条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、住宅ローン利用者集団扱特約に定める集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対して当会社の定めるところにより計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## クレジットカード払込み特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間に締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

### 第2条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

- 当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

### 第3条 (保険料領収前に生じた事故の取り扱い)

- (1) 保険契約者からこの保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へのそのカードの有効性および利用限度額内であると等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取り扱いに関する規定を適用します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定を適用しません。

- ① 当会社が、クレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料相当額を領收できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

### 第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(2)①のこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できなくなるものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅延なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料を当会社の請求から1ヶ月以内に支払わなかった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第5条 [保険料の返還の特則]**
- 普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により保険料を返還する場合には、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料相当額を既に支払っている場合を除きます。
- 第6条 [準用規定]**
- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 初回保険料口座振替特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき保険料をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

### 第2条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。
- (2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
  - ② この保険契約の締結および保険契約者が当会社への損害保険料口座振替依頼書等の提出（注）が、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時までになされていること。
  - （注）この保険契約が当会社の継続契約で継続前契約の指定口座に変更がない場合またはこの保険契約の保険契約者および指定口座と保険契約者が当会社と締結した他の保険契約の保険契約者および指定口座が同一である場合に限り、提出を省略することができます。
- 第3条 (初回保険料の払込み)**
- (1) 初回保険料の払込みは、(4)に規定する初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行なうものとします。
- (2) 初回保険料払込期日から提携金融機関の休業日が当該し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行なわれた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあつたものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日前までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。
- （注）振替日は提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
- (5) (4)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行なわれなかつたことによる損害の場合は、当会社が口座振替請求を行つた最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行なわれなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となる場合には、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。なお、振替日は提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）が適用されており、初回保険料払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月または翌々月となる場合は、当会社は、保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）の第2回目に払い込むべき保険料（注）と初回保険料を同時に指定口座から当会社の口座に振り替えます。
- （注）初回保険料払込期日が保険期間の初日の属する月の翌々月の場合には、第2回目および第3回目に払い込むべき保険料とします。
- 第4条 (初回保険料払込み前の事故)**
- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害、損失または費用に対しては、この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます）の（保険責任の始期および終期（3）の規定およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) (2)の規定により、保険金を受け取る被保険者が、初回保険料払込み前の事故による損害、損失または費用に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

### 第5条 (解消一切回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 第6条 (準用規定)**
- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。
- (2) (1)の場合において、この保険契約に保険契約継続特約が付帯されている場合の同特約の規定による継続契約には、この特約の規定は適用しません。

## 保険料分割払特約（一般）

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割した保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差引いた残額をいいます。

### 第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

### 第4条 (分割保険料領収前のご事故)

保険期間が始まつた後であつても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害については、保険金を支払いません。

### 第5条 (分割保険料不払の場合の事故の取扱い)

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込みべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害については、保険金を支払いません。

### 第6条 (追加保険料の払込み)

(1) この特約が付帯された普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます）の（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかつた場合に限ります。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に對しへ、保険契約条件の変更の承認の請求かなかったものとして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

### 第7条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、普通保険約款の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料の全額を一時的に払い込まれなければなりません。

### 第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解約)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなしい場合。
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、払い込まれなかつた分割保険料の払込みおよび次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合。

(2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1)による解除の場合は、その分割保険料を払込むべき払込期日

② (2)による解除の場合は、次回払込期日

(3) (2)の規定により、この保険契約が効力を失った場合には、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

### 第9条 (保険契約の解約の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に普通保険約款の規定によりこの保険契約を解除する場合において、当会社が保険金を支払うべき事故が生じていたときは、保険契約者は、未払込分割保険料の全額を一時に払込まれなければなりません。

### 第10条 (保険料の返還または請求)

第6条 (追加保険料の払込み) (1)または(4)のほか、普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

### 第11条 (保険料の返還または請求)

当会社は、保険契約者から、保険料払込みの猶予の申出があり、かつ、当会社がその申出を承認した場合には、この特約に従い、保険料の払込みを保険期間の初日から保険期間の初日以後の保険契約者の最初の休日以外の日のまでの期間（注）猶予します。

（注）以下「猶予期間」といいます。

### 第12条 (保険料領収前の当会社の支払責任に関する取扱い)

当会社は、前条に規定する猶予期間に生じた損害または傷害に對しては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険料領収前の当会社の支払責任に関する規定を適用しません。

### 第13条 (準備用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 保険責任期間延長特約

### 第1条 (保険責任期間延長の承認)

(1) 当会社は、保険契約者から、保険期間満了前に保険責任の延長の申出があり、かつ、当会社がそ

の申出を承認した場合には、この特約に従い、継続される保険契約（注）の初日以後の保険契約者  
の最初の休日以外の日までこの保険契約の保険責任を延長します。

（注）この保険契約の保険期間の末日または会計年度の初日以後保険契約者が保険契約の継続の手続  
ができる最初の日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

（2）（1）の承認をする場合においても、当会社は、延長した保険責任期間に対する追加保険料の請  
求は行いません。

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれ  
に付帯された他の特約の規定を準用します。

## 保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会計年度等	保険契約者の会計年度または事業年度をいいます。
交付金受領日	法令に定める保険契約者のその会計年度等の事業運営のための交付金の交付 手続が終了し交付金を受領する日をいい、その会計年度等における第1回目の 交付金の受領日に限るものとします。

### 第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をすべて満たしている場合に適用します。

① 保険契約者が独立行政法人、地方独立行政法人または国立大学法人等（注1）であること。

② この保険契約の保険期間の初日が、会計年度等の初日（注2）から、交付金受領日までの間であ  
るること。

③ この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされていること。

（注1）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。

（注2）保険契約者の成立年度についてはその成立の日とします。

### 第3条（保険料の払込猶予）

この保険契約の保険料が、交付金受領日の翌日（注3）までに払い込まれた場合には、この保険契約の  
保険期間が始まった時に保険料を領収したものとみなします。

（注3）その翌日が休日の場合には、休日の翌日以降最初に到来する休日以外の日とします。

### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれ  
に付帯された他の特約の規定を準用します。

### 「保険料払込猶予特約」、「保険責任期間延長特約」および「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」について

「保険料払込猶予特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊  
法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記  
の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年  
度の初日が休日に該当する場合

2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに保険料の払込みをすることができない場合

「保険責任期間延長特約」は、国、地方公共団体、地方公営企業法第2条に定める地方公営企業、特殊  
法人または公共組合（以下「公共団体等」といいます。）を保険契約者とする保険契約のうち、下記  
の2要件を充足するものに対して適用します。ただし、この保険契約の保険期間の末日を保険期間  
の初日とする継続保険契約（「保険料払込猶予特約」が適用されている契約を含みます。）が締結され  
ている場合には、この特約は適用しません。

1. 保険期間の末日が公共団体等の会計年度または事業年度の初日で、かつ、会計年度または事業年  
度の初日が休日に該当する場合

2. 法律等に定める規定により、保険期間の初日までに継続保険契約の保険料の払込みをすることが  
できない場合

「保険料払込猶予特約（独立行政法人、地方独立行政法人および国立大学法人等用）」は、独立行政  
法人、地方独立行政法人および国立大学法人等（注）（以下「独立行政法人等」といいます。）を保険  
契約者とする保険契約のうち、下記の2要件を充足するものに対して適用します。

1. 保険期間の初日が、独立行政法人等の会計年度の初日から、交付金受領日までの間である場合

2. この保険契約の締結が書面によりこの保険契約の保険期間の初日までになされている場合

（注）国立大学法人および大学共同利用機関法人をいいます。